

平成 23 年度

社会教育行政の方針と事業

島根県教育庁社会教育課

平成23年度「社会教育行政の方針と事業」目次

I 施策体系及び組織	
1 社会教育課の施策体系図（島根総合発展計画）	1
2 〃（しまね教育ビジョン21）	2
3 社会教育行政関係組織一覧	3
4 派遣社会教育主事等名簿	4
II 施策概要	
平成23年度予算額一覧表	5
1 教育の充実	
（1）学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実	
① ふるまい向上プロジェクト	6
② ふるさと教育推進事業	7
③ 放課後子どもプラン	8
④ 実証！「地域力」醸成プログラム	8
⑤ 社会教育主事派遣制度	9
⑥ 地域教育力市町村支援事業	9
⑦ 学校支援地域本部事業	9
⑧ 家庭教育支援体制整備事業	10
⑨ 子ども読書活動推進事業	11
2 多彩な県民活動の推進	
（1）生涯を通じた学習と社会貢献活動の推進	
① 社会教育研修センター事業	12
② 図書館事業	13
③ 青少年の家事業	16
④ 少年自然の家事業	17
⑤ 社会教育関係団体活性化事業	19
⑥ 生涯学習総合推進事業	19
（2）芸術・文化の振興	
① 青少年文化活動推進事業	20
《主要施策に係る資料集》	
資料1 社会教育行政の展開	22
資料2 ふるさと教育推進事業	23
資料3 学校支援地域本部事業	25
資料4 放課後子どもプラン	27
資料5 ふるまい向上プロジェクトに関わる取組	31
資料6 実証！「地域力」醸成プログラム	32
資料7 社会教育主事派遣制度の概要	37
資料8 県立図書館機能強化事業	40
III 県立社会教育施設の概要	
1 東部社会教育研修センター・西部社会教育研修センター	42
2 図書館	45
3 青少年の家	48
4 少年自然の家	51
IV 資料編	
1 島根県関係	
（1）社会教育課事務分掌表	55
（2）社会教育主事派遣要綱	58
（3）ふるさと教育推進事業基本方針・実施要綱・交付要綱	62
（4）島根県の放課後子どもプラン基本方針	68
（5）島根県社会教育委員名簿	72
（6）社会教育関係各種表彰一覧	73
2 市町村関係	
（1）県内市町村の社会教育行政・生涯学習振興行政所管部署	74
（2）県内公共図書館一覧	75
（3）県内公民館等一覧	76

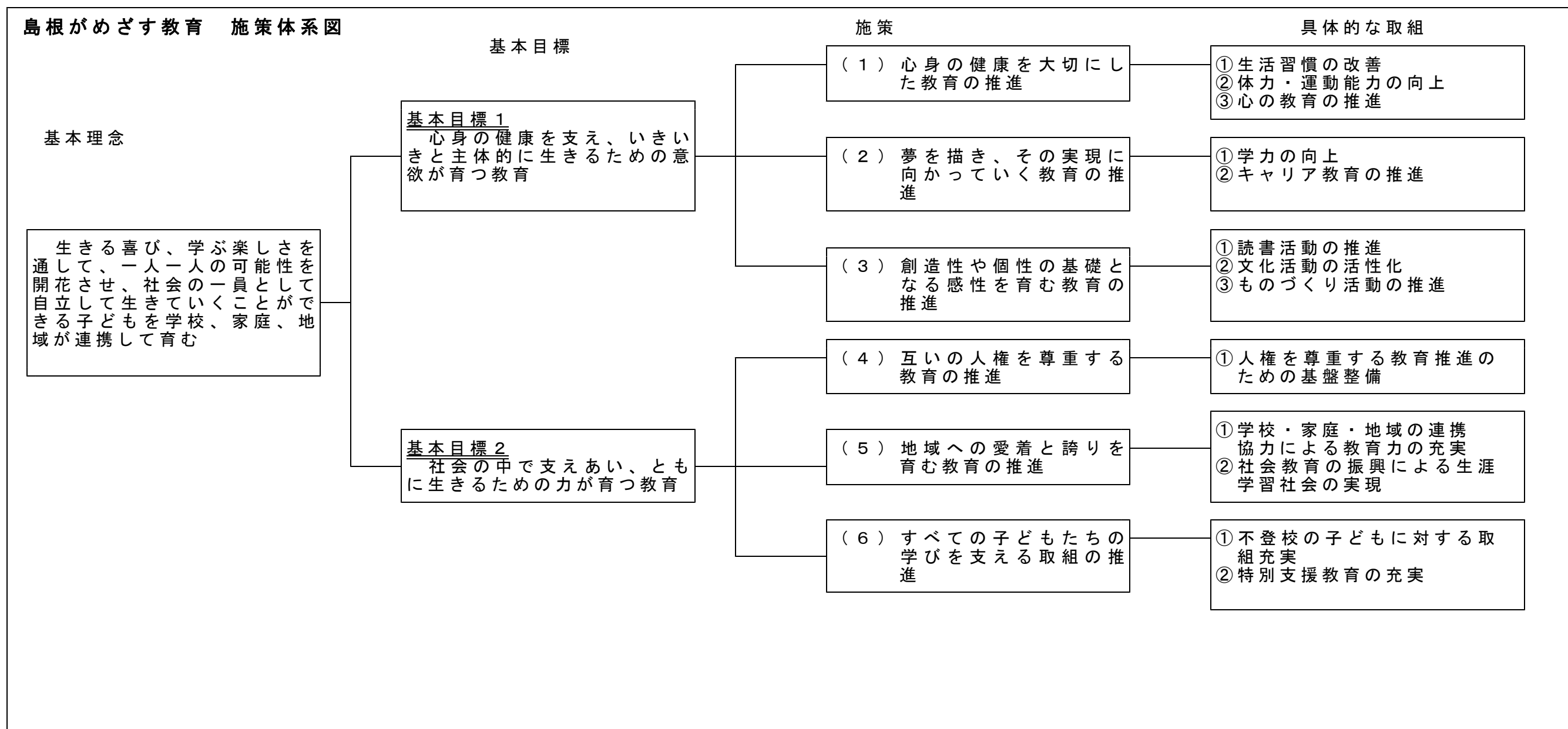
I 施策体系及び組織

社会教育課の施策体系図（「島根総合発展計画」をもとに）

島根が目指すべき将来像

『豊かな自然、文化、歴史の中で、県民誰もが誇りと自信を持てる、活力ある島根』

基本目標	政策	施策	事務事業
<p>Ⅲ・心豊かなしまね</p> <p>～ 地域を愛し、次代を担う心豊かな人材を育成するとともに、県民が心豊かで生きがいのある人生を実感できる社会を目指します～</p>	Ⅲ-1 教育の充実	Ⅲ-1-1 学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実	ふるまい向上プロジェクト
			ふるさと教育推進事業
			放課後子どもプラン
			実証！「地域力」醸成プログラム
			社会教育主事派遣制度
			地域教育力市町村支援事業
			学校支援地域本部事業
			家庭教育支援体制整備事業
			子ども読書活動推進事業
			Ⅲ-2 多彩な県民活動の推進
	図書館事業		
	県立図書館事業		
	県立図書館機能強化事業（子ども読書活動推進事業）		
	青少年の家事業		
	少年自然の家事業		
	社会教育関係団体活性化事業		
	生涯学習総合推進事業		
	生涯学習審議会		
	社会教育委員の会		
	島根県公民館連絡協議会		
	島根県社会教育委員連絡協議会		
	地区社会教育担当者連絡協議会		
	社会教育主事講習派遣事業		
Ⅲ-2-3 芸術・文化の振興	青少年文化活動推進事業	青少年文化活動の向上・推進	
		青少年文化活動の普及・振興	
		地域・文化団体との連携支援	
		芸術鑑賞機会の提供	



↑
子どもの教育を支える
体制づくりを進めます。

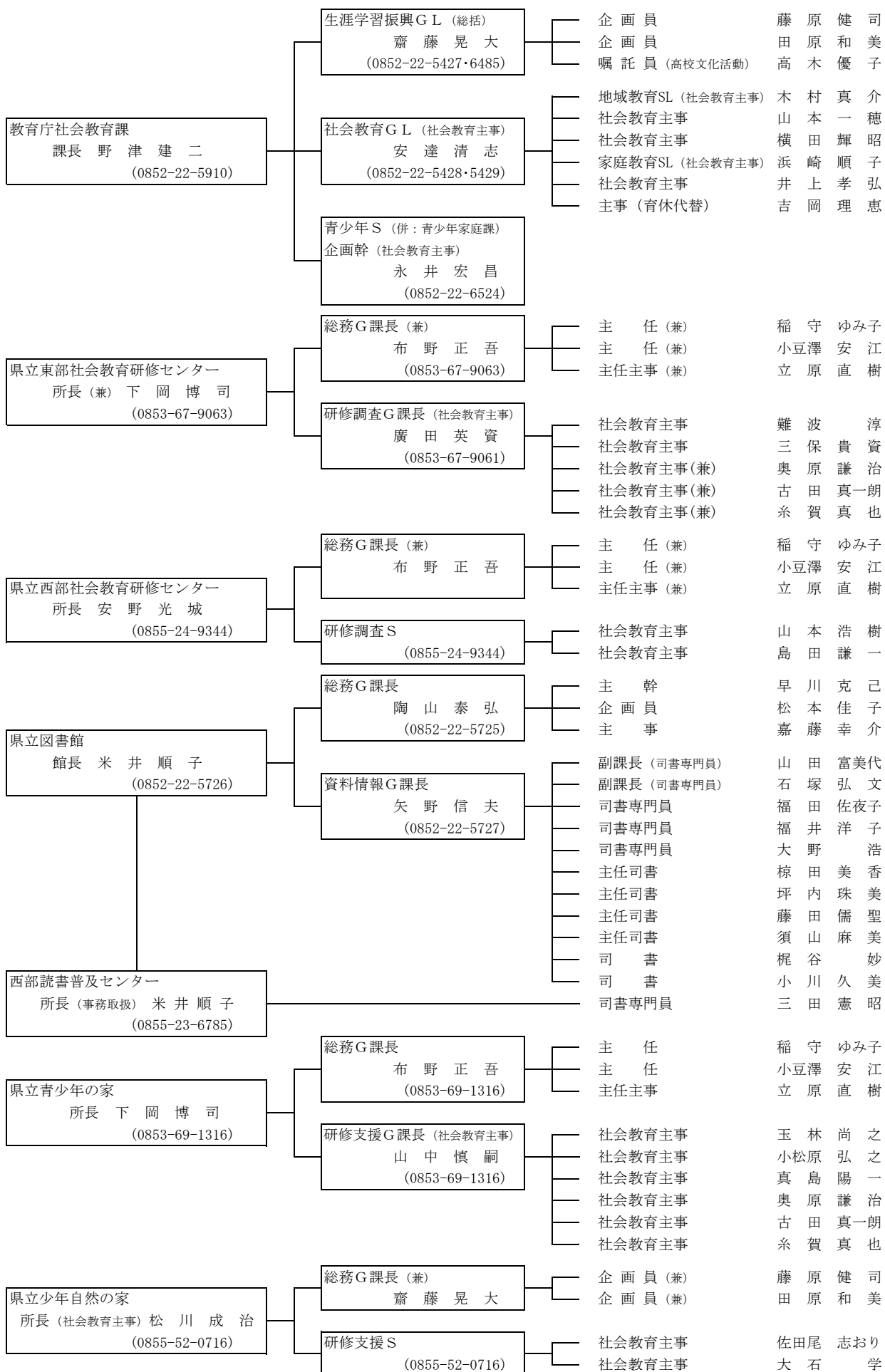
↑
子どもの教育を連携して進める
ための取組を進めます。

- 施策推進のための体制づくり**
- (1) 地域の豊かな資源を活用した学習活動（ふるさと教育）を推進する体制づくり
 - (2) 子どもを含めた県民の学校教育への参画を推進するための体制づくり
 - (3) 安全で楽しく学習できる学校をつくるための体制づくり
 - (4) 幼児教育から中等教育段階まで一貫した教育推進のための体制づくり

- 学校・家庭・地域社会の役割分担と三位一体の連携づくり**
- 各地域での議論を進め、地域に応じた連携づくりを進めます。その際、次のような役割をそれぞれが果たすことを大切と考えます。
- | | |
|---------|--|
| 学校の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ・確かな学力を身に付けること ・安全な環境をつくること |
| 家庭の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ・心身の健康を育むこと ・生活習慣や規範意識の基盤をつくること |
| 地域社会の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ・安全な地域づくりを進めること ・多様な体験の場を提供すること |

社会教育行政関係組織一覽

H23. 4. 1現在



【凡例】 GL : グループリーダー_3- G課長 : グループ課長 SL : サブリーダー S : スタッフ

派遣社会教育主事等名簿

松江教育事務所 所長 岡 素 巳	社会教育スタッフ 企画幹 橘 弘 章 (0852-32-5775)	和 泉 雅 史	松江市派遣	0852-55-5656
		光 森 智 哉	松江市派遣	0852-55-5324
		山 根 肇	松江市派遣	0852-55-5656
		榎 野 吉 人	松江市派遣	0852-55-5656
		勝 部 雅 之	安来市派遣	0854-23-3320
		林 和 博	東出雲町派遣	0852-52-6713
出雲教育事務所 所長 足 立 隆 志	社会教育スタッフ 企画幹 佐 藤 孝 志 (0853-30-5685)	川 上 壮	雲南市派遣	0854-40-1073
		大 森 伸 一	雲南市派遣	0854-40-1073
		田 中 茂 樹	奥出雲町派遣	0854-52-2680
		飯 国 秀 忠	飯南町派遣	0854-72-0301
浜田教育事務所 所長 驛 田 省 吾	社会教育スタッフ 企画幹 寺 本 典 則 (0855-29-5709)	久 佐 日 佐 志	浜田市派遣	0855-22-2612
		花 田 健 司	浜田市派遣	0855-22-2612
		河 本 誠 二	浜田市派遣	0855-22-2612
		山 藤 真 樹	大田市派遣	0854-82-1600
益田教育事務所 所長 大 石 克 彦	社会教育スタッフ 企画幹 広 中 郁 美 (0856-31-9676)	内 村 文 雄	益田市派遣	0856-31-0622
		田 中 茂 秋	津和野町派遣	0856-72-1854
		福 原 英 忠	吉賀町派遣	0856-77-1285
隠岐教育事務所 所長 森 哲 教	社会教育スタッフ 企画幹 中 西 和 志 (08512-2-9776)	浜 板 健 一	海士町派遣	08514-2-1222
		吉 山 明 利	海士町派遣	08514-2-1222
		元 上 治	西ノ島町派遣	08514-6-0171
		藤 住 亨	知夫村派遣	08514-8-2301
		若 本 剛	隠岐の島町派遣	08512-2-2126

II 施策概要

平成23年度予算額一覧表

島根県教育庁社会教育課

(単位:千円)

事業名		H22年度 当初予算額	H23年度 当初予算額	増 減
01	ふるさと教育推進事業	39,680	31,294	▲ 8,386
02	学校支援地域本部事業	130,536	42,722	▲ 87,814
03	放課後子どもプラン事業	90,065	78,486	▲ 11,579
04	ふるまい向上プロジェクト事業	3,800	3,800	0
05	実証!「地域力」醸成プログラム	10,000	9,000	▲ 1,000
06	地域教育力市町村支援事業	1,005	1,007	2
07	家庭教育支援体制整備事業	220	220	0
08	子ども読書活動推進事業	800	800	0
09	青少年体験活動総合プラン事業	2,000	0	▲ 2,000
10	社会教育研修センター事業	19,696	13,740	▲ 5,956
11	図書館事業	115,180	115,446	266
12	県立図書館機能強化事業 (子ども読書活動推進事業)	66,685	62,284	▲ 4,401
13	青少年の家事業	88,193	88,685	492
14	少年自然の家事業	64,637	64,455	▲ 182
15	社会教育関係団体活性化事業	1,219	219	▲ 1,000
16	生涯学習総合推進事業	2,807	2,690	▲ 117
17	青少年文化活動推進事業	12,242	10,140	▲ 2,102
18	行政事務費	17,000	17,000	0
社会教育課 予算額合計		665,765	541,988	▲ 123,777

【予算要求シーリング】

一般施策経費82%、経常経費95%、行政事務費94%

1 教育の充実 (Ⅲ-1)

乳幼児期からの発育・発達段階に応じた人づくりの大切さを学校・家庭・地域が共有する中で、一人ひとりの可能性を開花させ、ふるさとに愛着と誇りをもち、社会の一員として自立していくことができる子どもたちを育みます。

【施策】

(1) 学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実 (Ⅲ-1-1)

家庭は、子どもに基本的な生活習慣や規範意識などを身につけさせ、心身の調和のとれた発達を促す上で第一義的な責任を負っていますが、少子化、核家族化、価値観の多様化、雇用の流動化など、社会の大きな変化の中で、教育力の低下が懸念されています。

また学校は、いじめ、不登校、学力・体力の低下、生活習慣の乱れなど、様々な教育課題に対応しており、一人一人の子どもや保護者と向き合う十分な時間を確保することが困難となってきています。

そして地域社会は、かつては濃密な人間関係を背景として日常生活の営みの中に教育力を宿していましたが、今やその力が低下しつつあり、地域全体で子どもを育む仕組みを意図的に再構築していく必要に迫られています。

このような現状を打開するためには、学校・家庭・地域が、それぞれの役割と責任を十分自覚するとともに、互いに信頼しあえる関係を築きながら、社会総がかりで教育力を充実していく必要があります。

【主要事業】

①ふるさと教育推進事業

ふるさとへの愛着と誇りをもち、美しいものや神秘的なものに感動する心豊かでたくましい子どもを育むため、地域の自然・歴史・文化・産業といった教育資源を学習素材にするとともに、地域の大人から話を聞いて学んだり、地域へ出かけて自然体験、ボランティア活動等の社会体験、生産体験、職場体験を積み重ねるなど、地域の「ひと・もの・こと」を活用したふるさと教育を県内すべての公立小中学校で実施します。

また、ふるさと教育を通じて、地域の大人が学校教育を支援する気運を醸成します。

事業名	事業内容	予算額(千円)
ふるさと教育推進事業	ふるさとに愛着と誇りを持つ心豊かな子どもを育むため、「学社連携・融合」(＝地域の大人たちが学校教育を支援)の理念に基づく「ふるさと教育」を推進 【事業内容】 ①市町村交付金 ・県内全ての公立小中学校・全学年・全学級で「ふるさと教育」を実施するため、定額交付金(県10/10)を助成 ②地域人材養成事業 ・新たな人材の養成と確保を図るとともに「ふるさと教育」に関わる地域の指導者、ボランティア等を対象とする研修会を開催	26,590

	<p>【第3期の方向性(H23~H25)】</p> <p>①学校教育活動全体で進める「ふるさと教育」</p> <p>②「子どもの教育は地域の大人の役割」という意識の醸成</p> <p><子ども神楽交流事業></p> <p>伝統芸能「神楽」を受け継いでいる子どもたちが交流し、共演大会や歴史・文化を学び体験する事業を実施</p>	4,704
--	---	-------

②学校支援地域本部事業

教員や地域の大人が子どもと向き合う時間の増加と、住民等の学習成果の活用機会の拡充及び地域の教育力の活性化を図るため、地域住民がボランティアとして学校の教育活動を支援する「学校支援地域本部」の取組を推進します。

この事業は、学校と地域との連携協力体制を構築するため、地域をあげて学校を支援する気運を醸成するとともに、多様な形態のボランティア活動を掘り起こそうとするものです。

事業名	事業内容	予算額(千円)
学校支援地域本部事業	<p>原則として中学校区を基本的な単位として学校支援地域本部を設置し、学習支援、環境整備、登下校の見守りなどのボランティア活動を中心とする学校支援活動を実施</p> <p>【事業内容】</p> <p>①学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業(文部科学省)の補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部数 72本部 ・補助率 2/3 <p>(国 1/3、県 1/3、市町村 1/3)</p> <p>②学校支援地域本部推進委員会の設置</p> <p>③コーディネーター等の養成・資質向上のための研修</p>	42,722

③放課後子どもプラン

放課後や休日に、年齢の異なる子どもが群れて遊んだり、体験・交流できる場を確保するため、「放課後子どもプラン」の策定を市町村に働きかけながら、子どもの居場所づくりを推進します。

また、この取組を通じて、地域全体で子どもを育む気運を醸成するとともに、保護者が様々な地域行事や活動に参加するきっかけを提供するなど、家庭と地域社会の接点づくりを進めます。

さらに、子どもたちの自発的なグループ活動や団体活動が芽生え、盛んになるよう、地域の大人や保護者の協力を得ながら支援を行います。

事業名	事業内容	予算額(千円)
放課後子どもプラン事業	放課後や休日に、公民館や学校の余裕教室等を活用し、年齢の異なる子どもたちが群れて遊んだり体験・交流する場を提供 【事業内容】 ①放課後子ども教室運営費補助金 ・箇所数 167箇所 ・補助率 2/3 (国 1/3・県 1/3・市町村 1/3) ②放課後子どもプラン推進委員会の設置 ③コーディネーター、指導員等の養成・資質向上のための研修	78,486

④ふるまい向上プロジェクト(社会教育課分)

県全体として「ふるまい(礼儀、作法、挨拶、しぐさ、モラル、ルール、しつけ、道徳、倫理観、生活行動、生活動作、思いやりの総称)」の向上を目指し、特に乳幼児期の教育・養育・子育て支援に着目して、県教育委員会や福祉部局などが連携しながら、乳幼児とその親への取り組みを一層強化するとともに、若い親へ手本を示す立場にある老壮も参画する県民運動として強力的に推進します。

事業名	事業内容	予算額(千円)
ふるまい向上プロジェクト	「ふるまい向上プロジェクト」を県民運動として強力的に推進するため、親学プログラムの普及・開発や公民館等の活動への助成を通じた地域における家庭教育支援の気運醸成。 【事業内容】 ①親学プログラム普及・開発 ・「親学プログラム」を活用して家庭教育支援やふるまい向上に関する学習活動の支援 ・公民館職員等への研修活動 ・保護者への意識啓発・研修活動 ・親学ファシリテーター養成 ・親学ファシリテーター派遣 ・親学ファシリテーターフォローアップ研修の実施 ・親学プログラム完成版の印刷・配布 ②公民館ふるまい向上プロジェクト ・公民館において、地域の特性に合わせた「ふるまい向上に関する研修会」(しつけ、作法、言葉遣い等)を実施 ・1公民館あたり10万円を上限として、20～	3,800

⑦地域教育力市町村支援事業

家庭、学校及び地域が連携協力した社会教育事業の推進、島根の地域の特性を生かしたふるさと教育の推進、広域的な市町村の枠組みの拡大に対応した地域社会における人づくり・地域づくりの推進を担う派遣社会教育主事の資質の向上を図るとともに、市町村の社会教育担当者の専門性を高めるための研修を開催します。

事業名	事業内容	予算額(千円)
地域教育力市町村支援事業	派遣社会教育主事や市町村の社会教育担当者等を対象とした社会教育に関する専門的な内容の研修会を開催 【事業内容】 ・新任派遣社会教育主事等研修会(年1回) ・派遣社会教育主事等研修会(年3回)	1,007

⑧家庭教育支援体制整備事業

「教育の原点は家庭教育にある」と言われ、子どもにとって家庭は、日常生活の多くの時間を過ごすところであり、家庭の果たす教育的役割は大きなものがあります。しかしながら、「過保護、過干渉」的な傾向、放任主義等による家庭の教育力の低下が要因となり、メディア漬けの日々からくる自然体験不足や生活習慣病などの低年齢化傾向、基本的生活習慣の未定着等、様々な問題が発生しています。

こうした課題に対して、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を十分自覚するとともに、互いに信頼し合える関係を築きながら社会総がかりで教育力を向上していく必要があります。

そこで、家庭教育の意識啓発を行うため、学校と家庭、地域社会を結ぶ要として、家庭教育に大きな関わりを持つPTAと連携し、また、その核となるPTA役員等の研修を通して家庭教育の支援体制を進めます。

事業名	事業内容	予算額(千円)
家庭教育支援体制整備事業	地域の教育力向上や家庭・学校・地域の連携強化、教育環境の改善等を図る連絡協議会・研修会の開催 【事業内容】 ①県PTA連合会合同連絡協議会の開催 ②PTA連合会合同研修会の開催 ・県レベルの各PTA役員等の資質及び指導力の向上 ・各PTA連合会の連携強化と活動意欲の高揚	220

⑨子ども読書活動推進事業

第二次「子ども読書活動推進計画」(H21～H25年度)の進行管理を行うとともに、「子ども読書フェスティバル」や「しまね読書ファミリー」の募集を通じて、子ども読書の重要性を広く普及啓発しながら、すそ野の広い読書運動を展開し「子ども読書県しまね」の実現を目指します。

事業名	事業内容	予算額(千円)
子ども読書活動推進事業	県内の子どもたちの読書活動をサポートし、その推進を図る 【事業内容】 ①島根県子ども読書活動推進会議の開催 ・県内における子ども読書活動の推進方策について協議 ・第二次推進計画の進行管理や子ども読書活動における指導・助言 ②子ども読書活動の重要性を広報・啓発 ・子ども読書フェスティバルの開催(県内3ヶ所での開催を予定) ・「しまね読書ファミリー」の募集	800

2 多彩な県民活動の推進（Ⅲ－２）

ボランティアやNPO活動など、多様な主体による幅広い分野の自主的・主体的な活動を促進するとともに、県民一人ひとりが学習活動や、スポーツ・芸術文化活動に親しみながら、生き生きと心豊かに暮らせる地域づくりを目指します。

【施策】

（１）生涯を通じた学習と社会貢献活動の推進（Ⅲ－２－１）

県民が、生涯にわたる学習を通じて自己実現を目指すとともに、学習の成果が社会生活に生かされる生涯学習社会の実現を目指します。

そのためには、個人の興味・関心に基づく自発的学習を待つだけでなく、生涯学習推進施設や社会教育施設（公民館、図書館、社会教育研修センターなど）における学習支援機能の充実強化により、県民の学習活動を積極的に誘発するとともに、その成果を地域課題の解決に向けた実践活動に結びつけるなど、地域社会への主体的な参画を支援していくことが必要です。

【主要事業】

①社会教育研修センター事業

県民の学習ニーズに応え、地域社会への主体的な参画を支援するためには、社会教育施設の職員や社会教育関係者の専門的力量を高めていく必要があります。

このため、社会教育研修センターにおける指導者養成機能を強化し、市町村社会教育関係者や公民館職員、家庭教育支援関係者などを対象に、しまね学習支援プログラムの活用など即戦力かつ専門的スキルを高めるための研修を実施します。

事業名	事業内容	予算額（千円）
社会教育研修センター事業（人材養成事業）	<p>① 社会教育の実践者（公民館職員、NPO関係者等）が求める専門的知見（学びや気づきを促すスキル・ノウハウ・マインドなど）を提供する人材養成研修を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎研修 社会教育にかかわる上で必要な基礎的知識・技術や、本県の社会教育の現状などを学ぶ。 ・専門研修 社会教育の実践活動に対応した高度な知識や指導技術を習得する。 ・課題別研修 社会教育現場で活躍する方々の抱える課題の解決に向けた具体的な方策を学ぶ。 ・社会教育主事資格取得講習 文部科学省からの委託を受け、社会教育主事資格の付与を目的とした講習を行う。 <p>② しまね学習支援プログラムの普及、検証・開発</p>	2,625

	<ul style="list-style-type: none"> ・親学プログラムを活用できる親学ファシリテーターを養成・派遣する。 ・親学ファシリテーターに対し、フォローアップ研修を行う。 ・親学プログラム（完成版、親学リーフレット）を作成する。 <p>③ 社会教育・生涯学習の情報提供と教材貸出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報誌「しまねの社会教育だより」を発行する。 ・学習相談に応じ、学習情報の提供を行う。 ・教材の貸出・閲覧を行う。 ・放送大学学生、視聴体験希望者に放送大学の授業テープの室内視聴や貸出を行う。 (西部) 	
社会教育研修センター事業（維持管理費）	東部社会教育研修センター及び西部社会教育研修センターの維持管理に関する経費	11, 115
小計		13, 740

②図書館事業

県民の高度化・多様化する学習ニーズに応え、県・市町村を通じた総合的な図書館サービスを充実するため、市町村立図書館、学校図書館に対する支援を強化します。また、子ども読書活動の推進、郷土資料をはじめとする図書資料整備とレファレンスの強化を図ります。平成24年度開催の全国図書館大会開催に向け準備作業を進めます。

事業名	事業内容	予算額（千円）
県立図書館事業	<p>○図書館活動推進事業</p> <p>県民の学習要求に応えるため、資料提供やレファレンス等を通じて、いつでもどこでもだれでも学ぶことのできる環境を整備する。</p> <p>【事業内容】</p> <p>①図書館協議会 ・委員10名、年2回程度開催</p> <p>②図書の購入・選定・管理</p> <p>③図書館情報システムの運用</p> <p>④館内閲覧・貸出</p> <p>⑤調査相談（レファレンス）</p> <p>⑥相互貸借 ・県内外の公共図書館及び大学図書館との資料相互貸借</p> <p>⑦高齢者・障がい者郵送等貸出サービス</p>	115, 446

- ・最寄の図書館への来館が困難な高齢者や障がい者が在宅で県立図書館の図書を借りられるサービスを実施

⑧団体等貸出

- ・学校、公民館等への図書の一括貸出
- ・石見部では、西部読書普及センター（浜田市長沢町）を拠点に実施

⑨研修事業

- ・市町村立図書館等の司書職員等を対象に、専門性を高めるための研修や巡回訪問を利用した出前研修を実施

⑩文化講座開催

- ・「出雲国風土記を読む会」「古文書を読む会」「しまね文学散歩」等の文化講座を定期的開催

⑪広報啓発事業

- ・館報、図書館要覧の発行

○全国図書館大会島根大会準備委員会

H24年10月に開催する全国図書館大会の準備委員会を開催

○市町村支援事業

県民にとって利便性の高い市町村立図書館や読書施設に対する支援を通じて、県内全域にわたる図書館サービスの充実を図る。

【事業内容】

①特別貸出

- ・図書館未設置町村及び蔵書の不足している市町村立図書館に対し、長期一括貸出を実施

②協力巡回

- ・市町村立図書館等を巡回訪問し、運営面の諸課題について助言指導

○子ども読書支援事業

児童図書や子ども読書に関する研究資料等の収集・提供を行うとともに、関係団体との連携を密にしながら、児童向けサービスの充実、親子読書の推進、ボランティア活動等の促進を図る。

【事業内容】

①幼児・児童読書普及

- ・子ども室の運営
- ・読書普及指導員の派遣

②子ども読書推進講座開催

- ・「こどものつどい」や「子どもお楽しみ会」等の開催

③学校への支援

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校図書館への直接団体貸出等 ・ 市町村立図書館職員向け研修への学校司書の受入れ <p>○ 郷土資料整備収集事業 郷土資料の収集・保存・提供を行う。</p> <p>【事業内容】</p> <p>① 郷土資料収集・保存対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 島根県に関する古文書、古絵図等の郷土資料を調査、収集し、保存性や利便性を高めるためのマイクロフィルム化、デジタル画像化を計画的に実施 <p>② 郷土文献情報検索システム事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 郷土の記事・論文データ作成を進め、インターネットも活用して広く情報提供 <p>③ 郷土資料モニターと連携した資料収集</p>	
<p>県立図書館機能強化事業（子ども読書活動推進事業）</p>	<p>県内すべての公立小中学校における学校図書館活用教育を実現するため、県立図書館の使命である学校図書館支援機能及び人材養成機能を強化する。</p> <p>【事業内容】</p> <p>① 「学校図書館活用教育図書」整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本パッケージ（約 2,000 冊）を、市町村立図書館に寄託して、近辺の小中学校で共同利用。 <p>② 学校司書等の人材養成研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校図書館に配置される司書、ボランティア等の専門性を高めるための専門研修 ・ 子ども読書活動を幅広い県民運動として展開するための読書ボランティアを発掘・養成する基礎研修 <p>③ 司書配置の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人材養成研修実施に伴う直営司書の業務増を補うため、嘱託職員を 3 名配置し、併せて開館日や開館時間の増など直接サービスを改善 	<p>62, 284</p>
<p>小 計</p>		<p>177, 730</p>

③青少年の家事業

小中学生を中心とした青少年の心身の健全な育成を図るとともに、県民の教養及び文化の向上に資するため、学習及び交流の機会としての「自然体験」や「共同生活」、「宿泊研修」などの場を提供します。

事業名	事業内容	予算額(千円)
青少年の家事業	<p>○運営委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営委員 15 名、年 2 回開催 <p>○研修支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の機能を活かした体験活動プログラムの提供。 ・研修目的に応じたプログラムの提供。 ・団体の自主性を尊重したプログラムの作成を支援。 <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な体験プログラムによる研修指導、艇指導、宿泊指導を実施する。 <p>○主催事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>①サン・レイク フェスティバル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備を開放し、施設利用者の研修成果を発表する場や体験活動の場を提供する。 ・湖面活動プログラムを広く県民に開放し、家族で楽しむ機会を提供する。 (5 月、10 月開催) <p>②にこにこファミリー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親子の共同・交流体験等を通じて家族の交流活動を奨励するとともに、親学プログラムを実施し家庭の教育力向上に資する。(年 3 回開催) <p>③青少年活動支援者養成講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年活動をはじめとする地域活動やボランティア活動に必要な理論や技術を体験的に学べる機会を提供し、活動する上で必要なスキルの向上を図り、併せて社会貢献への意欲を高める。 <p>④キッズチャレンジ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学生が個人で参加できる長期宿泊体験の機会を提供し、集団宿泊体験を通じて豊かな心や自主性、協調性を育む。(夏 2 回、冬 1 回開催) <p>⑤あつまれ元気ッズ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年長児が個人で参加できる宿泊体験の機会を提供し、基本的な生活習慣や 	88,685

	<p>協調性を育む。(年2回開催)</p> <p>⑥セカンドスクール(長期宿泊体験活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校とともに長期の宿泊体験活動に教科学習を効果的に加え、生活習慣や豊かな心の育成を目指す事業をモデル的に実施する。(11月) <p>⑧プログラム開発や課題への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海のプログラムの充実や周辺の森等を活用した幼児向けプログラムを開発する。 ・施設利用上のルール徹底と利用者のマナー向上のための方策を検討し、実施する。 <p>○青少年の家指定管理事業</p> <p>青少年の家の施設設備の維持管理業務を指定管理者が代行する。</p>	
--	---	--

④少年自然の家事業

小学生を中心とした子どもたちに、江津市の浅利富士の林間の自然を活用した多面的な体験活動プログラムや交流の機会、宿泊研修の場を提供することにより、心身の健全な育成を図ります。

事業名	事業内容	予算額(千円)
少年自然の家事業	<p>○運営委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営委員14名、年2回開催 <p>○受け入れ事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冒険の森(フィールドアスレチック)活動、創作活動等の自主的な研修の支援体制を充実するとともに、参加者が様々な体験ができるよう施設やプログラムを提供。 <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者に様々な体験プログラムを提供したり、研修指導や宿泊指導を実施する。 <p>○主催事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年の健全育成と県民の教養及び文化の向上に資するため、親子交流体験活動や自然体験活動などの機会を提供。 <p>【事業内容】</p> <p>①利用者団体指導者研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集団宿泊生活の教育的意義と集団生活の効果的で安全な実施方法について研修会を開催する。(前・後期の2 	64,455

回開催)

②オープンデー

- ・施設を県民に開放して、野外活動や創作活動を家族で体験し交流を深める。(春・秋の2回開催)

③チャレンジ・ザ・サマー

- ・家族が大自然の中で行動を共にし、共通の体験を通してより良い関係を築くとともに、絆や交流を深める。(年2回開催)

④ジュニア・サマー・キャンプ、子ども探検隊 in 自然の家、ジュニア・ウインター・キャンプ

- ・小学校の中・高学年児童が、自然との関わりを通して様々な体験活動や宿泊生活を行い、人間関係能力を育むとともに自然への興味・関心を高め、集団生活における規律を学ぶ。また、大学生ボランティアと参加者との交流を図る

(各1回開催)

⑤わくわく森もりランド in 自然の家

- ・年長幼児とその保護者を対象に、自然体験や創作活動を通して親子の絆を深める。

⑥森と海のつどい

- ・アクアスでの宿泊体験を通して、魚の生態を観察したり、自然の家での体験活動を通し、家族相互の交流を図る。(年2回開催)

⑦自然体験活動指導者研修

- ・子どもたちと関わる教員・指導者を対象に、体験を通して野外で活動する際に必要な知識・技術を学ぶ機会を提供する。

○広報・啓発事業

- ・施設利用や主催事業参加の促進を図るため、広報・啓発活動を実施。

【事業内容】

- ・所報、利用の手引き、活動資料、リーフレット、入所関係資料等を作成する。

⑤社会教育関係団体活性化事業

社会教育関係団体を実施する人材養成研修等への支援を通じて、社会教育関係団体の活性化を図ります。

事業名	事業内容	予算額(千円)
社会教育関係団体活性化事業	①県連合婦人会研修事業助成金 ②優良少年団体表彰	219

⑥生涯学習総合推進事業

社会教育に関する専門的知見や実践経験を有する有識者の意見を社会教育行政に反映させるため、社会教育委員の会を開催します。

また、社会教育主事資格取得者を計画的に養成し、社会教育を振興する人的基盤を整備します。

事業名	事業内容	予算額(千円)
生涯学習総合推進事業	○生涯学習推進体制の整備 【事業内容】 ①島根県社会教育委員の会 ・社会教育法に基づき、社会教育委員を委嘱し、本県社会教育行政に関し、教育委員会への意見具申を行う。 ②その他 ・各種負担金など	856
	○社会教育主事講習派遣事業 【事業内容】 ・公立小中学校教員等に社会教育主事資格を取得させるため、必要な講習へ派遣する。	1,834
小計		2,690

【施策】

(2) 芸術・文化の振興(Ⅲ-2-3)

芸術・文化は、子どもたちの創造力や表現力を高めるとともに、心のつながりや相互に理解し、尊重し合う気持ち、多様性を受け入れることができる「豊かな心」を育むものであり、子どもが健やかに成長していく人格形成期において極めて大切です。また同時に、21世紀を切り拓く、心豊かでたくましい人材を育成するために、郷土やわが国の文化・伝統を尊重し、他の国や地域の文化・伝統に敬意を払う意識を涵養することも重要です。

このため、青少年の文化活動を地域が支援するという理念に基づき、地域との連携を重視した事業展開を図りながら、心豊かな人材育成と芸術・文化の振興を図ります。

【主要事業】

①青少年文化活動推進事業

本物の芸術・文化に親しむ機会を確保することにより、青少年の豊かな情操を培うとともに、次代の文化活動の担い手を育成するため、学校、地域・文化団体と連携し、活動成果の発表機会の提供や、社会人指導者の活用による技術力・表現力の向上を図ります。

【青少年文化活動の向上・推進】

島根県児童生徒学芸顕彰

評価の定まった全国大会において入賞した児童・生徒を教育長が顕彰する。

全国大会出場校知事激励

合唱・吹奏楽・演劇・郷土芸能・日本音楽における最高峰の全国大会に出場する高校に、知事激励金を授与する。

【青少年文化活動の普及・振興】

島根県高等学校文化祭の共催

島根県高等学校文化連盟に負担金を交付し、各分野別の基幹事業を共催する。

全国高等学校総合文化祭への参加促進

県高文連を通じて大会に参加する生徒の旅費を補助する(補助率1/3)。

高校文化活動に関する窓口機能強化

高校文化活動に関する連絡調整窓口である県高文連の事務局体制の充実を支援する。

中学生の文化祭「アートフェスティバル」の開催

県内の中学生による文化活動(舞台表現と作品展示)の発表会を開催する。

【地域・文化団体との連携支援】

高校文化部活動外部指導者派遣

学校教員に適切な指導者を得がたい文化部活動に対して、社会人指導者を派遣する。

中学校文化部活動外部指導者派遣

学校教員に適切な指導者を得がたい文化部活動に対して、社会人指導者を派遣する。

【芸術鑑賞機会の提供】

[文化庁事業]

子どものための優れた舞台芸術体験事業【巡回公演事業】

優れた舞台芸術の鑑賞及び公演団体による実演指導とワークショップ(国直接執行)

「言葉」について考える体験事業

言葉による表現等について各界の第一人者による講習(国直接執行)

「言葉」に関する参加体験型講習の指導者養成事業

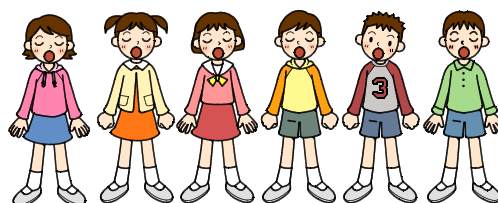
言葉による表現等に関する指導方法について各界の第一人者による講習(国直接執行)

[その他事業]

島根県児童演劇巡回公演

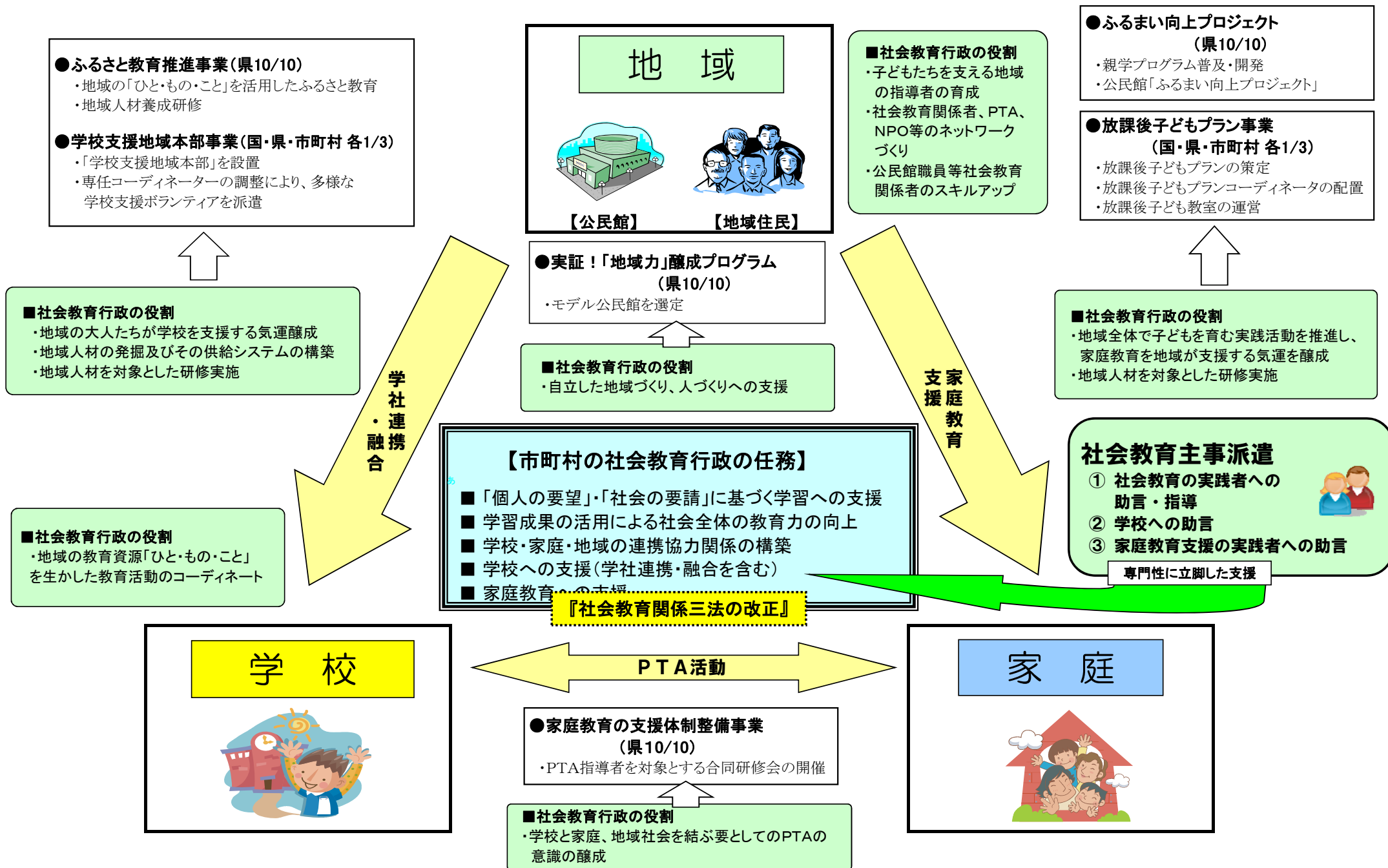
- (社) 日本児童演劇協会と連携し、良質で安価な児童劇を提供 (県予算措置なし)
 島根県青少年劇場小公演
 (財) 日本青少年文化センターと連携し、良質で安価な公演を提供 (県予算措置なし)
 島根県青少年音楽鑑賞事業
 島根県在住の音楽家を登録し、学校における公演を仲介する (ゼロ予算事業)

事業名	事業内容	予算額 (千円)
青少年文化活動の向上・推進	・文化庁活動の参加意欲を喚起するため、知事による激励、教育長による顕彰を実施。	360
青少年文化活動の普及・振興	・高校文化活動の窓口である島根県高等学校文化連盟の活動を支援することにより、青少年文化活動の振興を図る。 ・高校文化活動に接続する中学校文化活動の育成を図る。	8,016
地域・文化団体との連携支援	・学校文化活動に社会人指導者を派遣することにより、活動水準の維持・向上を図る。	1,764
芸術鑑賞機会の提供	・文化庁事業 (国直接執行) ・児童演劇、音楽公演を市町村に仲介する。(県費予算措置なし)	—
小計		10,140



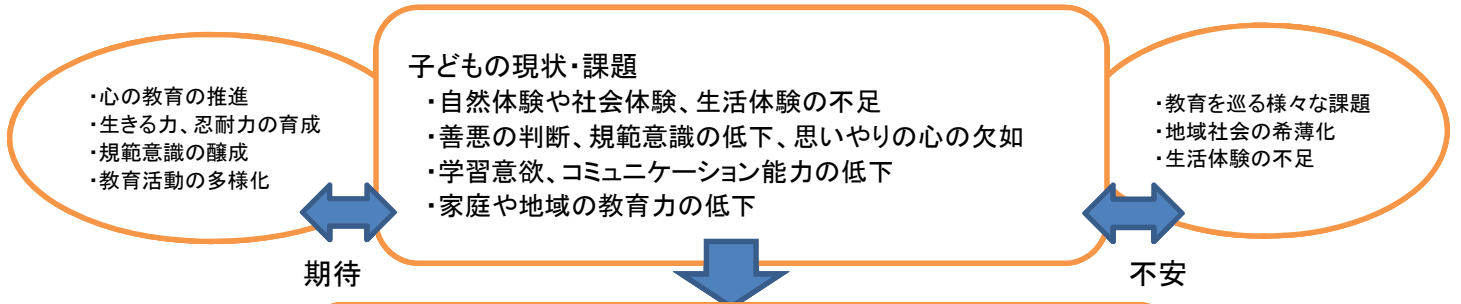
《主要施策に係る資料集》

社会教育行政の任務 イメージ図



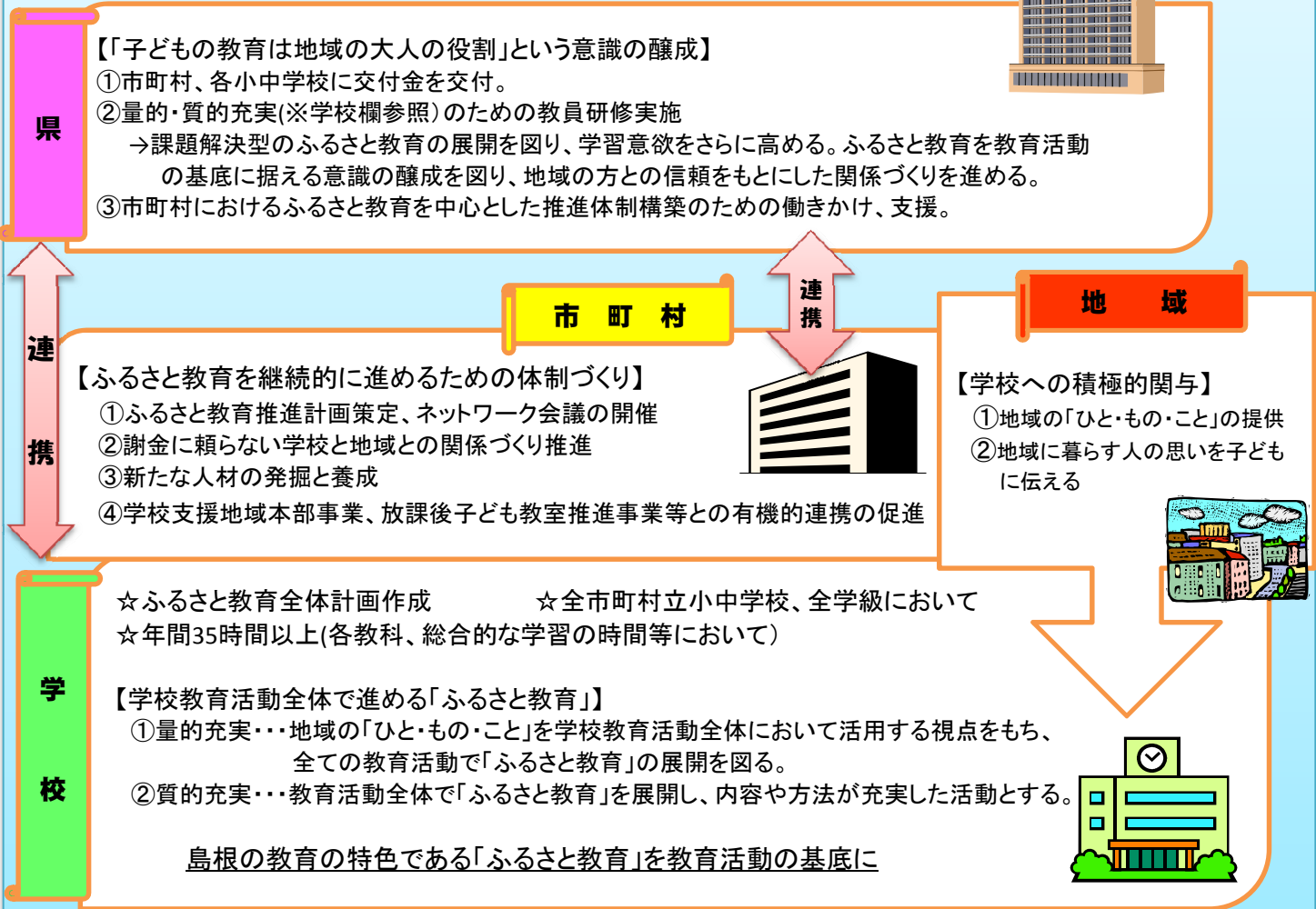
ふるさと教育推進事業

社会教育課

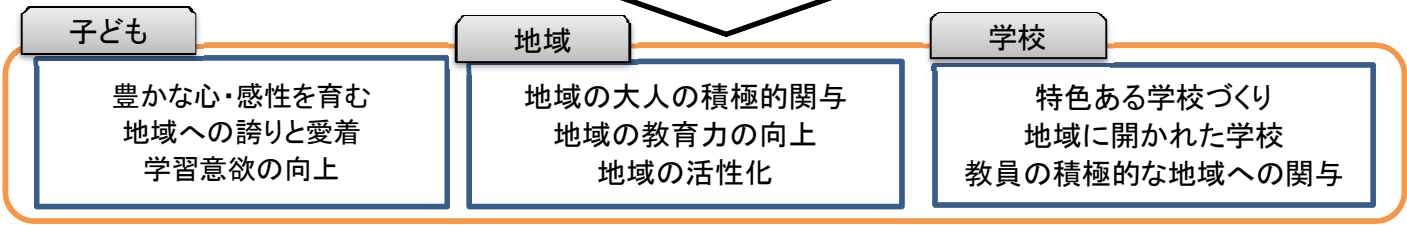


「しまね教育ビジョン21」
 ☆ふるさと島根への愛着を深め、ふるさとに誇りをもつ子ども
 ☆心豊かでたくましく、明日の島根を担う子ども

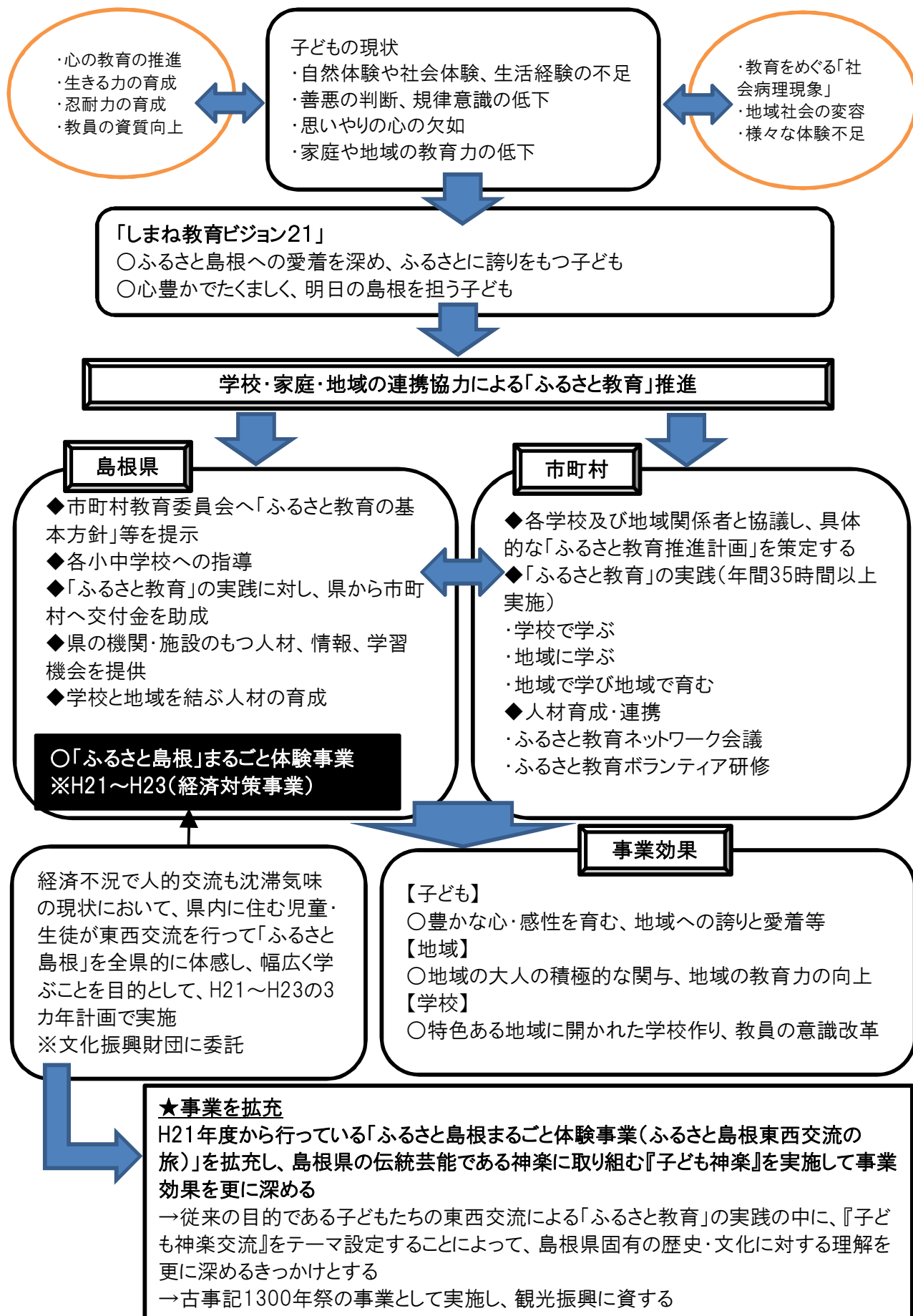
☆学校・地域の連携協力による「ふるさと教育」推進☆



効果



神話のふるさと島根“子ども神楽交流事業”



学校支援地域本部事業

1 事業の趣旨

教員や地域の大人が子どもと向き合う時間の増加と、住民等の学習成果の活用機会の拡充及び地域の教育力の活性化を図るため、地域住民がボランティアとして学校の教育活動を支援する「学校支援地域本部」の取組を推進する。

2 事業の内容

(1) 地域コーディネーターの配置

学校の要望に応じて、学校とボランティア間の調整、地域住民へのボランティア参加の呼びかけ、ボランティア活動の企画等を行う。

(2) 地域教育協議会の開催

- ① 学校支援ボランティア活動の企画、学校支援地域本部の広報活動、人材バンクの作成、事業実施後の評価等を行う。
- ② 地域全体で学校教育を支援するという趣旨に鑑み、幅広い分野の方々の参画を得て実施する。
(学校長、教職員、PTA 関係者、公民館長、自治会長、商工会議所関係者、学識者等)

(3) 学校支援ボランティア活動

- ① 学校の要望に応じ、地域の様々な方々の参画を得て、多様な学校支援ボランティア活動を実施する。
(授業の補助、部活動の指導、図書の整理、読み聞かせ、環境整備、登下校時の見守り等)
- ② 学校支援ボランティア活動は、地域住民がボランティアとして支援するという本事業の趣旨に沿うよう留意する。

3 委託事業から補助事業への移行

(1) 委託事業の取組

平成20年度から平成22年度の3年間、委託事業として17市町において48本部が設置され、学校支援の取組を進めた。

□平成22年度の実績

- | | | | |
|----------------------|----------|--------|----------|
| ① 事業の対象校 | 小学校143校 | 中学校64校 | その他14校・園 |
| ② 配置されている地域コーディネーター数 | 210名 | | |
| ③ 活動した学校支援ボランティア数 | 約31,700名 | | |

(2) 補助事業への移行

平成23年度からは、「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」【文部科学省補助事業(補助率 1/3)】を活用して、16市町村において72本部が、継続または新規に設置され、学校支援の取組を進める。

市町村名	松江市	東出雲町	出雲市	雲南市	斐川町	浜田市	大田市	江津市
本部数	15	1	13	7	2	9	3	1
市町村名	美郷町	邑南町	益田市	津和野町	吉賀町	海士町	知夫村	隠岐の島町
本部数	1	2	12	2	1	1	1	1

(H23年3月現在の予定数)

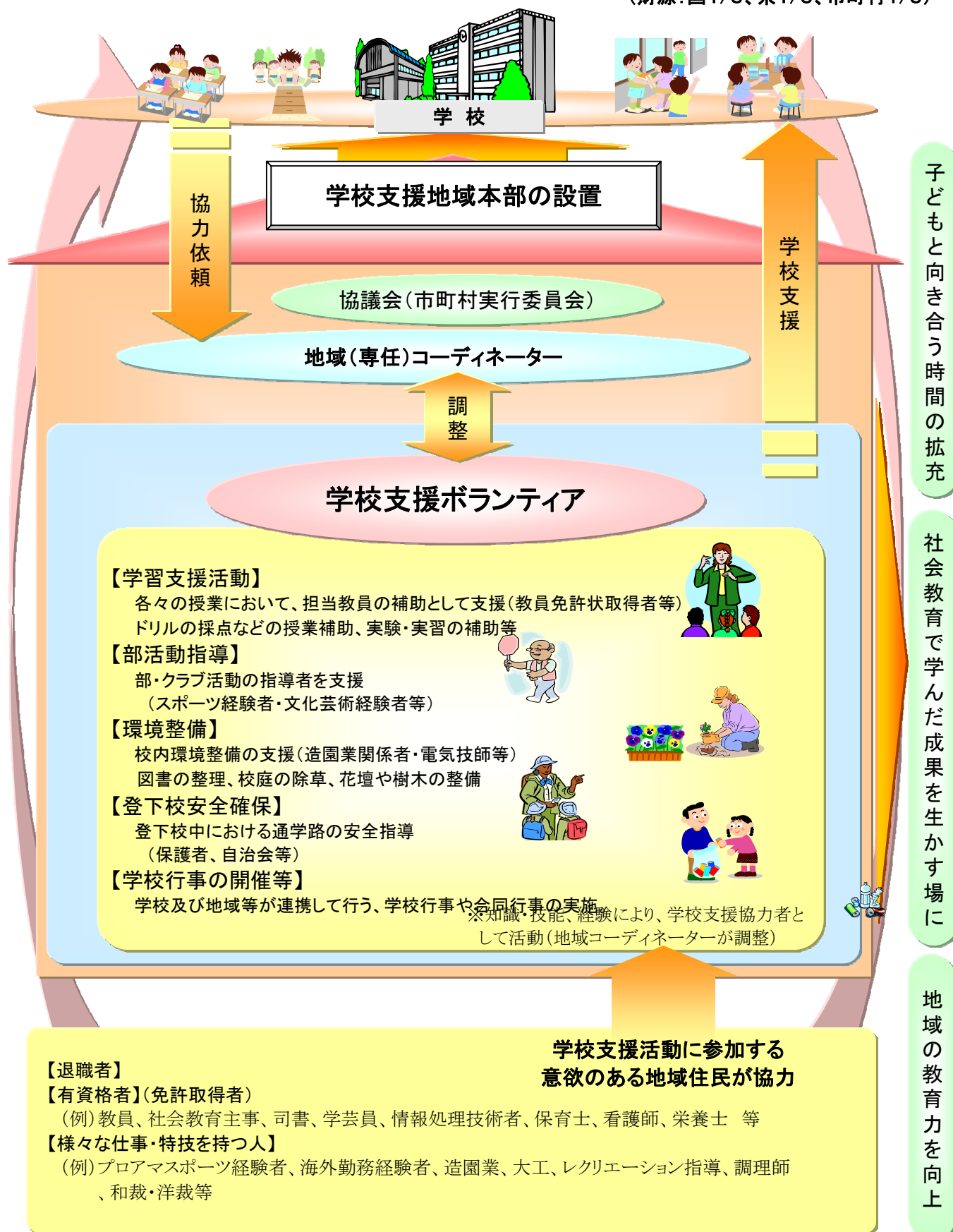
(3) 他の事業との連携

「ふるさと教育推進事業」「放課後子どもプラン」等と会議や研修会の合同開催など有機的な連携を進め、地域全体で子どもの育ちを支える教育支援活動を推進する。

学校支援地域本部事業

— 地域ぐるみで学校運営を支援する体制を整備 —

23年度 総事業費 63,663千円
(財源: 国1/3、県1/3、市町村1/3)



島根県の放課後子どもプラン

平成19年度から国の放課後子どもプラン推進事業がスタートし、各市町村においては地域の実情に応じながら、留守家庭の児童に対し毎日の生活の場を提供する「放課後児童クラブ」に加え、地域の大人たちが異年齢の子どもたちに交流・体験の場を提供する「放課後子ども教室」の開設も進み、着実にその推進は図られています。

◇島根の放課後子どもプランとは？

地域の宝である子どもを地域全体で育むという基本理念に基づき、群れて遊ぶことが少なくゲームやテレビで過ごしがちな子どもに、地域の大人たちの力を結集して放課後や休日を健やかに過ごすことができる環境を保障し、地域での子どもの育ちを支えようとするものです。

プラス

この取り組みを通して、次のような目的意識を持つことも大切です。

①地域の教育力の再構築

「放課後子どもプラン」は、地域の教育力を再構築していく具体的なきっかけとなるものであり、できるだけ多くの地域住民が参画し、広く情報を共有することで、大きな推進力にしていくことが望まれます。

②学校と地域社会との連携協力や信頼関係の構築

学校と地域社会との連携協力や信頼関係の構築に向けて、「放課後子どもプラン」を十分に活かしていく必要もあります。

③家庭の教育力の向上

保護者を便利なサービスの利用者の側に留めておくのではなく、例えば地域の様々な行事や活動とつながるきっかけを提供するなど、「放課後子どもプラン」を家庭の教育力の向上に結びつけていくという理念を持つことが重要です。

◇島根県では、次のように推進されることをめざしています。

1

社会総がかりで子どもの育ちを支える気運の醸成と仕組みづくりのため、すべての小学校区ごとに地域内の子どもの放課後や休日の過ごし方が検討・対応される場づくりをめざします。

2

国庫補助事業である「放課後子ども教室推進事業」や「放課後児童健全育成事業」の推進をはじめ、放課後の子どもたちを対象とした様々な取り組みが、地域の実態に応じて、相互に連携協力しながら総合的・体系的に推進されることをめざします。

3

関係機関が、より連携を強め、取り組みの推進にあたることをめざします。県の関係各課も連携体制を確立し、関連施策の推進をはかります。

例えば…、放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携をはじめ、「ふるさと教育推進事業」「学校支援地域本部事業」等との有機的な組み合わせ（検討の場等の一本化、合同研修会の実施、コーディネーターの兼務、各事業の枠を超えた相互連携活動等など）により、地域全体で子どもの育ちを支える教育支援活動等が推進されることをめざします。

◇プラン推進のポイントは「地域内の子どもの放課後や休日の過ごし方が検討・対応される場づくり」です。

放課後子どもプランの進め方



地域の子どもたちにとって、「放課後や休日に安全で安心できる生活の場があるのか。」「異年齢など多様な関わりや群れて遊ぶ機会があるのか。」「様々な活動や体験の機会があるのか。」など、放課後や休日の地域での過ごし方について地域（小学校区程度）で検討する場を作る。

検討をもとに地域ごとに子どもたちの生活や活動の形をプランニングする。

プランに沿って地域の実態にあった活動に取り組む。

※関係者：放課後子ども教室や放課後児童クラブの関係者、行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者、社会教育関係者（公民館等）、児童福祉関係者、PTA関係者及びスポーツ少年団関係者や子ども会関係者など、放課後や休日に地域の子どもたちと関わる多くの地域住民

「検討の場」を地域の子どもの育ちについて関係者の共通理解やネットワーク化を図る場に

例えば…

- ① 特別な支援が必要な子どもの様子やニーズ等を把握し障がいのある子どもや不登校の子どもたちとともに地域で活動できる取り組みにするためには、学校と家庭だけの連携ではなく、放課後や休日に子どもたちと関わる子ども教室や児童クラブ、そしてスポーツ少年団や子ども会、公民館などの関係者も相互に連携する必要があります。
- ② 保護者が子ども教室や児童クラブなどを単に便利なサービスの享受と考えるのではなく、できるだけ積極的に地域の取り組みに関わっていく姿勢をもつためにも、検討の場にPTA関係者が参加するのはもちろんですが、検討の場を通して放課後や休日に子どもたちに関わる多くの関係者が「保護者と地域との接点」や「保護者の参画」を意識することも必要です。
- ③ 学校も地域のニーズや活動の内容に関心を持ち、家庭や地域とともに子どもを育てていくという思いをさらに強くするためにも、検討の場を通じた家庭・地域社会との連携強化が必要になります。

（23年2月現在 中学校区等レベルも含む）

12市町99校区に設置

◇プラン推進のポイントは「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」の活用です。

放課後子どもプランは地域の実情に応じ、地域にある既存の組織や取り組みなどをうまく活用・連携しても進めていくことはできます。しかし、国庫補助事業である「放課後子ども教室推進事業（放課後子ども教室）」と「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」という2大メニューを活用することは大きなポイントです。

「放課後子ども教室」

放課後子ども教室推進事業：「子どもの居場所」として公民館や学校の余裕教室を活用し、地域の大人がボランティアとして参画し、放課後や週末に子どもたちが体験や交流を行う場として開設されてきたものです。異年齢で自由に遊んだり、文化体験やスポーツを楽しんだり、ものづくりや読書をするなど内容や実施の形態は地域によって様々です。

18市町 152教室開設（23年2月現在）

「放課後児童クラブ」

放課後児童健全育成事業：保護者が労働等により昼間家庭にいない児童（小学校に就学しているおおむね10歳（小学3年生）未満の児童）に対して生活の場を提供するものです。専用のスペースがあり、専任の指導員が配置されています。

18市町 182教室開設（23年2月現在）

※国庫補助対象外クラブを含む

☆両事業で約82%の小学校区をカバー（23年2月現在）

放課後子どもプランに関わる検討の場等の設置状況

■ …設置又は策定

(平成23年2月現在)

		補助事業のいずれかを実施している					市町村レベルの運営委員会・検討委員会等、検討の場を設置している				市町村レベルで子どもプラン事業計画・基本計画等を策定している				
		h19	h20	h21	h22	h23 (予定)	h19	h20	h21	h22	h19	h20	h21	h22	
1	松江市	両方	両方	両方	両方	両方		小学校区レベルでも設置 (16校区)	小学校区レベルでも設置 (21校区)	小学校区レベルでも設置 (21校区)					23年10月策定予定
2	安来市	クラブのみ	クラブのみ	クラブのみ	クラブのみ	クラブのみ									次世代育成支援行動計画 の中に明記
3	東出雲町	クラブのみ	両方	両方	両方	両方			小学校区レベルでも設置 (2校区)	小学校区レベルでも設置 (3校区)					小学校区レベルでも策定予定 (23年4月・3校区)
4	出雲市	両方	両方	両方	両方	両方		小学校区レベルでも設置 (14校区)	小学校区レベルでも設置 (14校区)	小学校区レベルでも設置 (15校区)	小学校区レベルでも策定 (14校区)	小学校区レベルでも策定 (14校区)	小学校区レベルでも策定 (15校区)		小学校区レベルでも策定 (15校区)
5	雲南市	両方	両方	両方	両方	両方			小学校区レベルでも設置 (4校区)	小学校区レベルでも設置 (19校区)			雲南市教育基本計画の中に明記	雲南市総合計画及び第二次雲南市 教育基本計画の中に明記	
6	奥出雲町	両方	両方	両方	両方	両方							(子ども教室のみ)	(子ども教室のみ)	
7	飯南町	両方	両方	両方	両方	両方			小学校区レベルでは設置 (2校区)	23年度設置予定 小学校区レベルでは設置 (2校区)					
8	斐川町	両方	両方	両方	両方	両方				中学校区レベルでも設置予定 (23年4月・2校区)					
9	浜田市	両方	両方	両方	両方	両方			中学校区レベルでも設置 (1校区)	小学校区レベルでも設置予定 (26年1月・5校区)					23年3月策定予定
10	大田市	両方	両方	両方	両方	両方		小学校区レベルでも設置 (1校区)	小学校区レベルでも設置 (2校区)	公民館ブロックレベルでも設置 (7ブロック)					
11	江津市	両方	両方	両方	両方	両方		小学校区レベルでも設置 (4校区)	小学校区レベルでも設置 (5校区)	小学校区レベルでも設置 (6校区)			小学校区レベルでも策定 (3校区)	小学校区レベルでも策定 (4校区)	
12	川本町	両方	教室のみ	教室のみ	教室のみ	教室のみ		小学校区レベルでも設置 (3校区)	小学校区レベルでも設置 (3校区)	小学校区レベルでも設置 (3校区)					
13	美郷町	教室のみ	教室のみ	教室のみ	教室のみ	教室のみ									
14	邑南町	クラブのみ	クラブのみ	クラブのみ	両方	両方			小学校区レベルでは設置 (9校区)	小学校区レベルでは設置 (9校区)				次世代育成行動計画の中に明記	
15	益田市	両方	両方	両方	両方	両方		中学校区レベルでも設置 (12校区)	中学校区レベルでも設置 (12校区)	中学校区レベルでも設置 (12校区)					
16	津和野町	クラブのみ	クラブのみ	クラブのみ	両方	両方									
17	吉賀町	クラブのみ	クラブのみ	クラブのみ	クラブのみ	クラブのみ						次世代育成支援行動計画の中に明記	次世代育成支援行動計画の中に明記	次世代育成支援行動計画の中に明記	
18	海士町	両方	両方	両方	両方	両方									
19	西ノ島町	両方	両方	両方	両方	両方									
20	知夫村					教室のみ			村社会教育委員の会で検討 (7月)	小学校区レベルでも設置 (1校区)					23年6月策定予定
21	隠岐の島町	両方	両方	両方	両方	両方			小学校区レベルでも設置 (1校区)	小学校区レベルでも設置 (1校区)					
計		20	20	20	20	21	13	14 (小・中学校区レベル52校区)	16 (小・中学校区レベル76校区)	18 (小・中学校区等レベル99校区)	4	7	8	9	

(平成23年2月島根県教育庁社会教育課実施 放課後子どもプラン及び放課後子ども教室実施状況市町村アンケートより)

ふるまい向上プロジェクトに関わる取組

1 「ふるまい向上プロジェクト」社会教育課の取組（計3,800千円）

◎親学プログラムの普及

「しまね学習支援プログラム」（通称：親学プログラム）を活用した学習活動がPTA研修や公民館等多くの保護者や住民が集まる機会において積極的に行われるようにするために、「親学ファシリテーター」を養成するとともに、養成した「親学ファシリテーター」を派遣して地域における家庭教育支援やふるまい向上に関する学習活動を支援する。

◎公民館ふるまい向上プロジェクト

地域住民を対象とする「ふるまい向上」（作法、しつけ、ことばづかい等）に関わる研修会や学習活動を実施しようとする公民館等に助成を行い、地域社会での「ふるまい向上」に向けた意識啓発を行う。

2 親学プログラムの普及（1,800千円）

○ 事業内容

①親学ファシリテーターの養成

親学ファシリテーター養成研修（2日間×数回）を開催し、1年間に60名の親学ファシリテーターを養成する。（目標養成人数：4年間で240名／小学校区に1名）

②親学ファシリテーターの派遣

親学ファシリテーター養成講座修了者を「親学プログラム」を活用した研修会等へ派遣することにより、市町村における研修会や公民館等の学習活動、保護者会やPTA研修、教職員研修、職場研修などを企画・実施する人を支援する。

③親学ファシリテーターフォローアップ研修の実施

親学ファシリテーター養成講座修了者に対してフォローアップのための研修会を行う。

④親学プログラムの作成

親学プログラムの作成（22年度：試行版）→（23年度：完成版）

3 公民館ふるまい向上プロジェクト（2,000千円）

○ 事業内容

「ふるまい向上」に関わる公民館関係者向け研修の開催や公民館単位に実施する活動を助成する。

- ・説明会 島根県公民館連絡協議会（主催）で地域の実態に合わせて実施予定
- ・助成 例・・・@5万程度×20～30公民館程度（1公民館10万円が上限）

○ 実施主体

島根県公民館連絡協議会・・・委託（説明会及び助成に関わる審査、事務）

4 その他

①PTA組織への意識啓発

保健体育課健康づくり推進室が実施する「乳幼児期からの生活習慣づくり事業（PTA・保育所保護者会を対象としたモデル事業）との連携・協力及び島根県PTA合同連絡協議会への働きかけや研修会の開催により、単PTAへのふるまい向上に対する意識高揚を図る。

②社会教育施設における意識啓発

県立図書館、県立青少年の家、県立少年自然の家での主催事業等において、社会教育研修センターと協力しながら、親学プログラムを組み入れた親子体験参加型イベント等を企画・実施するなどの親のふるまい向上に対する意識高揚を図る。

実証! 「地域力」醸成プログラムとは…

島根県教育庁社会教育課

【 課題意識は… 】

■ 「地域力」が、真正面から問われています。

- (1) いじめ、自殺、不登校、虐待、学力・体力の低下、生活習慣の乱れなど、子どもの教育をめぐる現代社会の危機的状況は、様々な要因が複合的・重層的に絡み合っており、一種の「社会病理現象」とでも言うべき様相を呈しています。
- (2) この深刻な事態を打開するためには、学校・家庭・地域が、それぞれの役割と責任を十分に自覚し相互のしっかりとした信頼関係を築きながら、社会総がかりで教育力を再生していく必要があります。
- (3) すなわち、「地域力」(自治・自立の理念に基づく地域の底力)が、真正面から問われる状況にあると考えます。
- (4) このため、モデル公民館の具体的活動を通じて「地域力」醸成のプロセスを実証することにより、「地域力」の重要性について世論を喚起したいと考えます。

■ 公民館には、「地域力」を醸成するソフトウェアがあります。

公民館には、地域の課題解決に向けて住民を巻き込み、主体的な学習・実践活動に結びつけていくソフトウェアがあります。

- (1) 地域課題(地域福祉、安全安心、環境、子育てなど)を住民自ら解決していく
- (2) 地域づくりに意欲を燃やす住民・NPO法人等が集まってくる
- (3) 子どもから高齢者まで幅広い世代の住民を巻き込む

(注)「地域力」とは、住民が自ら地域の課題を掘り下げ、その解決に向けた主体的な学習・実践活動に結びつけていく力、すなわち自治・自立の理念に基づく地域の底力のことを表しています。最近、「ソーシャル・キャピタル」という呼称でも注目を集めています。

【 公民館を取り巻く状況は… 】

■ 閉塞感打破への期待感があります。

- (1) 実感の乏しい景気回復。財政縮小に伴い地域は疲弊しています。
- (2) 限界集落の増加、著しい少子高齢化、若者の県外流出が進んでいます。
- (3) この閉塞感を打破し、地域の元気を取り戻してほしいという強い期待感があります。

■ 市町村合併後の地域の自立を模索する動きが出てきました。

- (1) 市町村合併後の慌たしさはおおむね収束しました。市町村議員定数の縮減など、地域に密着した「世話役」機能が後退しています。
- (2) 自立した地域づくりを急がなければ、広域化した行政区域の中で埋没してしまいかねない、といった危機感があります。

■ 子どもの教育をめぐる深刻な「社会病理現象」が見られます。

- (1) 家庭は、子どもに基本的な生活習慣や規範意識などを身につけさせ、心身の調和のとれた発達を促す上で第一義的な責任を負っていますが、少子化、核家族化、価値観の多様化、雇用の流動化など社会の大きな変化の中で、教育力の低下が懸念されています。
- (2) 学校は、いじめ、不登校、学力・体力の低下、生活習慣の乱れなど根が深く深刻な教育問題への対応に追われ、子どもや家庭と丹念に向き合う心理的・時間的な余裕を失いつつあります。
- (3) 地域は、かつては濃密な人間関係を背景として日常生活の営みの中に教育力を宿していましたが、今やその力を失いつつあり、学校への支援を含め、地域全体で子どもを育む仕組みを意識的に再構築していく必要に迫られています。

(注)「社会病理現象」とは、いじめ、自殺、不登校、虐待、学力・体力の低下、生活習慣の乱れなど、複合的・重層的要因によって生じている教育の危機的状態を表わしています。

■ 地域の大人が子どもの教育に関わっていく兆しが見られます。

- (1) このような状況の中、島根県では、次のような取り組みが進んでいます。
 - ①「ふるさと教育」では、地域の大人たちが学校の教育課程（総合的な学習など）に積極的に関わりながら「地域を学ぶ・地域で学ぶ・地域に学ぶ」ための学社連携・融合の取り組みを、県内全ての公立小中学校・全学年・全学級で実施しています。
 - ②「学校支援地域本部事業」では、学校と地域との連携協力体制を構築し、地域ぐるみで学校運営を支援する体制を整備しています。
 - ③「放課後子どもプラン」では、「地域の子どもの地域で育む」取り組みを進め、年齢の異なる子どもたちが体験・交流する場を提供しています。
- (2) 「ふるさと教育」「学校支援地域本部事業」「放課後子どもプラン」の現場では、地域の「ひと・もの・こと」の情報バンクである公民館がそれぞれの活動に深く関わっています。
- (3) これらの取り組みにより、地域の大人が子どもの教育に積極的に関わっていく兆しが見え始めています。

■ 公民館活動は、地域によって大きな格差・温度差があります。

- (1) おおむね小学校区単位に設置され、地域住民と密着した公民館の活動は、市町村合併後の地域において「最後の砦」となる貴重な社会資源です。

- (2) それぞれの沿革から、設置運営形態（公設公営方式、公設自主運営方式など）や、所管部局（教育委員会所管、首長部局所管）、職員体制（市町村職員、協議会職員）など、多種多様な方法で運営されています。
- (3) 行財政改革や、各種行政サービスのレベル調整の一環として、公民館の予算・人員の削減や公民館再編・統合の動きも散見されます。
- (4) 社会教育施設としての本来の姿である主体的な学習・実践活動よりも、行政の出先機関的な役割が優先されがちな傾向も見られます。

■ 事業の実績及び効果

①モデル公民館の選定

- ・ 県内の公民館から公募した企画提案を審査するため、公開で企画プレゼンテーション大会を開催。
- ・ 大会には、提案者だけでなく、県内の公民館職員、社会教育関係者、県・市町村の職員等が250名程度参加。「地域力醸成」を目指す公民館の熱意・意欲を体感し、今後の公民館活動の方向性を考える上で貴重な機会となっている。

【選定実績】

	H19	H20	H21	H22	計
応募数	24件	24件	15件	15件	78件(139館) 20市町村
選定数	12件	12件	13件	10件	47件(97館) 15市町村

※県内公民館等数：347館

②実証事業の情報発信及び効果

- ・ モデル公民館の選定から具体的な実践活動に至るまで、事業の様々な段階においてマスメディアで紹介されたほか、県のホームページ等を通じた広報を展開し、公民館活動に関する情報発信が拡大している。
- ・ 公民館の存在意義・役割について再認識する動きや、公民館を活用した地域課題解決の取組が広がり、住民自治活動の気運醸成に繋がっている。
- ・ 公民館職員の意欲の向上にもつながり、公民館を核に地域住民の参画と協働を進めている。

※平成21年度事業延べ参加者数 35,524名

■ 今こそ公民館活動に光を当てる必要があります。

- (1) 公民館活動の歴史は終戦直後に遡ります。公民館は、青年団、婦人会とともに戦後復興の原動力となった学習運動が原点です。つまり単なる箱モノではなく、住民の自主性・主体性に立脚した住民自治活動であり、現在の地域づくりの理念とも相通するものです。
- (2) しかし、公民館制度創設から60年近く経過する中で格差・温度差が拡大し、全国的にも逆風が吹き荒れていると言われています。
- (3) こうした状況のもと、公民館活動が永年にわたって培ってきた「地域力」醸成の取り組みに光を当てることにより、地域の大人を巻き込んだ学習・実践活動の重要性について、広く県民の皆様に再認識を促したいと考えます。

実証！「地域力」醸成プログラム

島根県教育庁社会教育課

課題意識

“人づくり”の拠点である公民館が培ってきた

【社会病理現象】

いじめ、自殺、不登校、児童虐待、学力低下、体力低下、生活リズムの乱れ、引きこもり、社会体験の不足など

島根の現状

- ・地域教育力が低下していると認識している人の割合：55.6%
- ・低下している要因……個人主義が浸透しているため：56.1%

□閉塞感打破への期待感 □市町村合併後の地域の自立に向けた動き □子どもの教育を巡る「社会病理現象」

公民館には「地域力」を醸成するソフトウェアがある

モデル事業による実証

大人世代を巻き込む！

実証事業

平成23年度予算額 9,000千円（島根県公民館連絡協議会へ事業委託）

※上記に加えて「中山間地域実践枠」として4,000千円、「子育て支援枠」として1,200千円

【趣旨】

“人づくり”の拠点である公民館が培ってきた「地域力」醸成のノウハウ（＝地域の課題を掘り下げ、その解決に向けた学習・実践活動に大人世代を巻き込んでいく仕組み）をモデル公民館を選定して実証することにより、「地域力」の重要性について世論喚起

【事業内容】

①モデル公民館の選定件数：33カ所程度（継続23カ所程度・新規10カ所程度）

②選定方法

- ・島根県公民館連絡協議会に「モデル公民館選定委員会」を設置
- ・選定委員会は、学識経験者、公民館運営に造詣の深い者などで構成
- ・公民館職員、地域住民、NPO法人、社会教育主事等の英知を結集して企画内容を精査

③実施段階での支援

- ・公民館、地域住民等の自主性・主体性を精一杯引き出すことを基本とする
- ・必要に応じて、社会教育関係者が、重点的に現場を応援
- ・実証事業に要する経費について、モデル公民館の実情を踏まえて助成
- ・「ふるさと教育」、「学校支援地域本部事業」、「放課後子どもプラン」など県教委重点事業においても、公民館活動との連携を一層強化

④選定・実証・成果検証に至るプロセスの情報発信

- ・モデル公民館の選定から実証事業、成果検証に至るプロセスを情報発信し、世論喚起を図る

公民館活動に光をあてる意義

- ① 住民主体の学習活動に結びつくことで、息の長い取り組みにつながる。→ 大人の意識改革
- ② 熱意ある住民・NPO法人等と公民館との接点を拡大し、継続的な人材交流が生まれる。

公民館活動＝地域の「ひと・もの・こと」を結集するソフトウェア

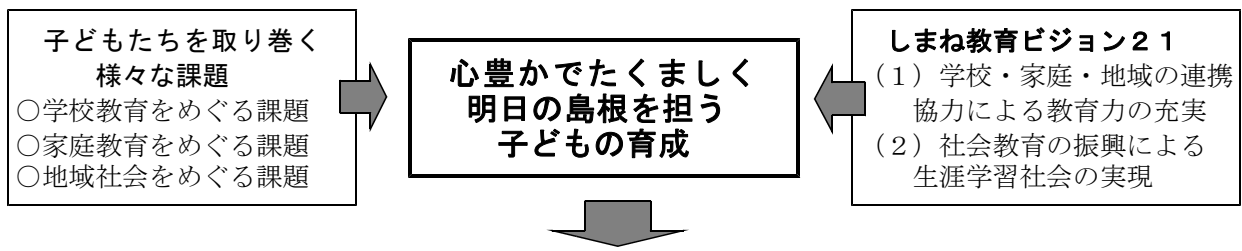
「地域力」醸成の気運 → 地域の元気を取り戻す

選定モデル公民館

年度	公民館等の名称	実証事業のテーマ
平成 20 年度 選定	松江市古志原公民館	「地域縁」と「目的縁」のネットワークを融合。安全・安心なまちづくり
	松江市玉湯公民館	中学生&高校生が主役。私たちのメンバーズクラブでふるさとづくり
	松江市来待地区公民館	「豊かな田舎暮らし」の可能性を住民自身が再発見。定住対策に自信と誇りを
	浜田市美川公民館	美川の伝統「しめ縄づくり」を通じて交流の輪を広げる。そして地域づくりへ
	浜田市公連・金城自治区会	「偉人に学ぶ」ウォーキングコースづくり。ゆかりの地を巡って郷土を知る
	益田市安田公民館	「菜種」栽培を通じた景観づくり・健康づくり・生きがいづくり
	大田市中央公民館	中高生も参加して、地域で子どもを育む“大田わんぱく遊び隊”
	飯南町頓原公民館	“達人の技”(蓆機・裂織機・木負子)。伝統工芸に学ぶ先人の暮らしの知恵
	美郷町公民館連絡協議会	地域資源と安心をキーワードに育む地域づくり
	津和野町左鏡公民館	青壮年(親世代)と公民館の連携による過疎地からの果敢な挑戦!
吉賀町朝倉公民館	人と人とがつながる。公民館が接点になって、住民の力で地域づくり	
海士町中央公民館	年配者から若者へ。世代間交流で進める地域の“絆”づくり	
平成 21 年度 選定	松江市朝日公民館	「在住外国人と共生できるまちづくり」外国人が安心して、生きがいを持って暮らせるために
	松江市本庄公民館	親子で、家族で、地域で中海の再生を 水辺の楽校プロジェクトへの参画【子育て】
	浜田市公連・旭自治区会	『あさひ 楽々教養講座』開講! 「あさひぐらし」を楽しむための学びの場の提供
	浜田市国府公民館	地域の子どもの体験活動を通して、世代のバトンをつなぐための支援
	浜田市井野公民館	「山菜」を「井野の宝」へ 地域の人たちがふれあう自慢のふるさとづくりをすすめる
	出雲市鷺巣コミュニティセンター	「縁の絆」 一人一人が鷺巣まちづくりの主役となり、「協働のまちづくり」を推進する
	益田市191交流協議会「輝」	6地区の公民館が心をつなぎ、交流の輪を広げながら地域の活性化を図る
	益田市都茂公民館	お父さんが活躍! 体験活動を通じて、親の輪・親子の輪・地域の輪づくり【子育て】
	益田市小野公民館	子どもの現状把握に基づいた、親学と子どもの体験活動支援を広げる
	大田市仁摩公民館	小中学校のボランティア活動を通じた地域連帯感の醸成を図り、「元気なまちづくり」を推進
安来市広瀬交流センター	ふるさと祭を中心とした催しで、地域活性化グループの活躍の場を提供	
江津市さくらえ公民館連絡会	地域をあげた「子ども達の勉強の場」作りと「地域住民や高齢者の活力を呼び戻す場」作り	
雲南市加茂交流センター	「活力と魅力溢れる地域づくり」 家庭教育を軸として 多くの人々との多様な交流を通じて	
平成 22 年度 選定	浜田市周布公民館	「煌めけ☆周布!!」 ～スポーツを通じた地域の健康づくり～
	浜田市安城公民館	誰もが安心して“弥栄で生きてよかった”と思える町になるために
	浜田市三隅公民館	三隅氏復活プロジェクト「三隅伝 いにしえからの叫び」～三隅氏が輝いていた中世の歴史を語り継ごう～【子育て】
	浜田市岡見公民館	伝承・伝播・伝達 てんてつたえに じげ岡見 ～私たちが暮らすふるさと 岡見を次々と伝えよう～
	浜田市白砂公民館	受け継ごう 先人の思い 語り継ごう次世代へ ～黄金の宝 西条柿がつなぐ地域の絆～
	益田市北仙道公民館	一人ひとりがつながり、地域は地域で守る、活気あふれる北仙道
	大田市温泉津公民館	まちのすべてが学びの場 ～開校! 「温泉津いろは楽校」～
	飯南町赤来地区公民館協議会	伝えよう 囃子の音を後世に!! ～広げよう 囃子の音で地域の輪!!～
	邑南町公民館連絡協議会	ふるさとまるごと博物館プロジェクト【子育て】
隠岐の島町都万公民館	高齢者だからこそできる地域づくりは、自分自身が光(高)齢者になることから!!	

※平成19年度選定モデル公民館：松江市城北公民館・松江市白湯公民館・松江市法吉公民館・浜田市石見公民館・浜田市安城公民館・出雲市鷺巣コミュニティセンター・大田市福波公民館・安来市島田交流センター・雲南市西日登公民館・邑南町公民館共同事業・吉賀町蔵木公民館・隠岐の島町公民館共同事業

社会教育主事派遣制度の概要



県の社会教育主事を市町村教育委員会へ派遣

以下の項目に重点を置きながら、地域における社会教育及び「学社連携・融合」の推進に関する事務に従事することを目的に、県の社会教育主事（社会教育主事資格を有する教員）を、希望する市町村教育委員会へ派遣する。

【重点項目】

- ①学校・家庭・地域が連携協力した社会教育及び「学社連携・融合」の推進
- ②地域の「ひと・もの・こと」を生かしたふるさと教育の推進
- ③市町村合併後の地域の自立に向けた人づくり・地域づくりの推進

【職務】

- ◆「学社連携・融合」の理念に基づく学校教育の充実と地域教育力の向上
 - 「学社連携・融合」の推進体制づくりとその運営に係る支援
 - 県教委の重点施策（ふるさと教育、放課後子どもプラン等）の推進
 - 地域の教育資源「ひと・もの・こと」を生かした教育活動のコーディネートと支援
 - 上記の課題に関する公民館活動との連携の構築
- ◆地域における子どもたちの豊かな体験活動の充実
 - 子どもたちを支える地域の大人の組織づくりと指導者の育成・養成
 - 青少年教育事業の企画、立案、運営
 - 地域の社会教育関係者、PTA、NPO等のネットワークづくり
- ◆市町村の社会教育担当者の養成
 - 公民館主事等社会教育関係者の養成 等

【派遣者数と派遣先】（平成23年度）

- ◆派遣者数 22名
- ◆派遣先市町村数 6市8町1村

【派遣期間】

原則として4年以内

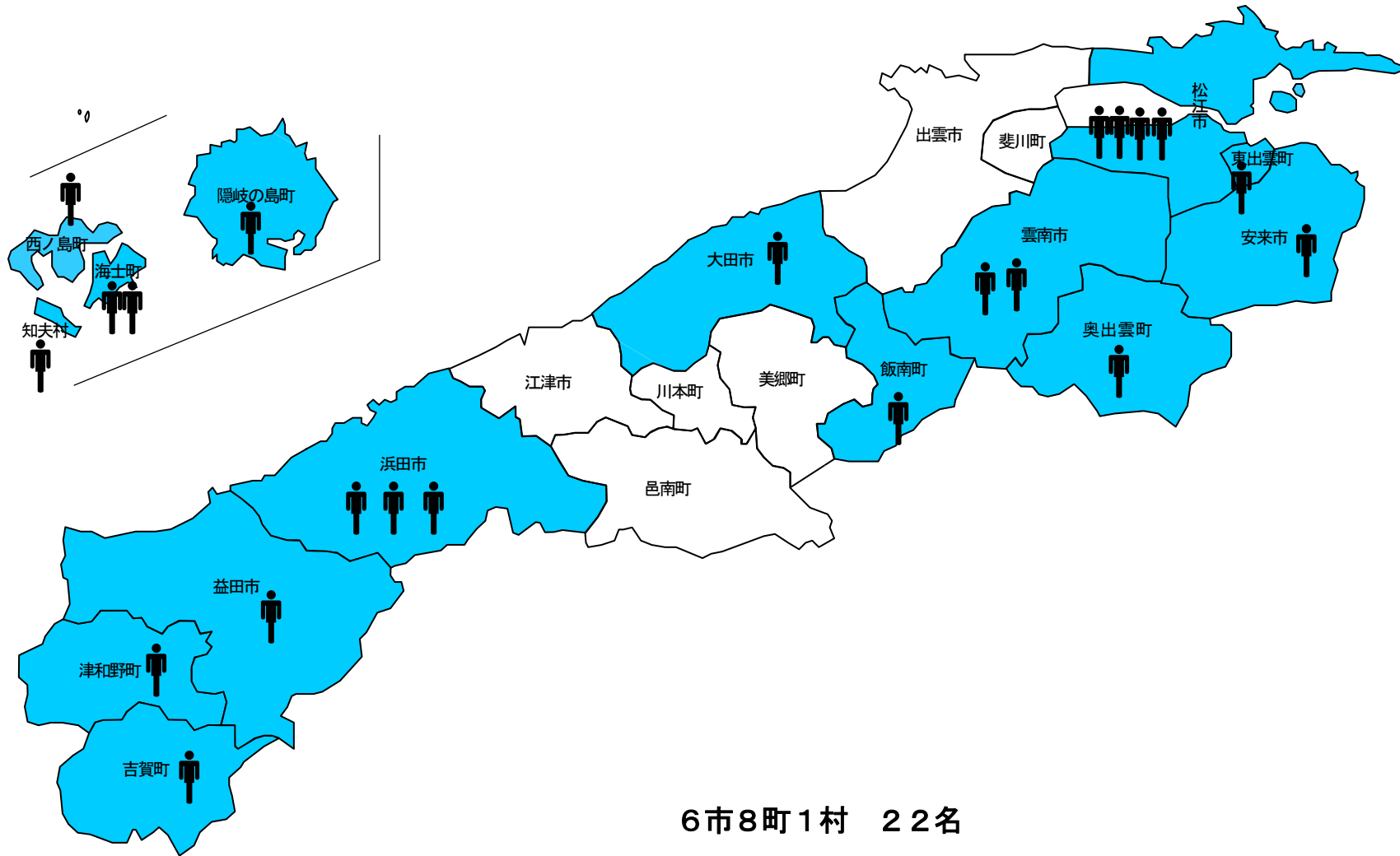
期待される効果

- ◆「学社連携・融合」による学校教育の充実、地域社会との連携強化
 - 開かれた学校づくり、特色ある学校づくりの推進
 - 地域をあげて学校を支援する気運の醸成 など
- ◆学校・家庭・地域が一体となった地域ぐるみの教育の推進
 - ふるさとに愛着と誇りをもつ心豊かな子どもの育成
 - 地域の教育力の向上
 - 家庭の教育力の向上 など
- ◆地域の大人や高齢者を対象とする社会教育の推進
 - 地域の自立に向けた人づくり・地域づくり
 - 地域の課題解決に向けた幅広い学習・実践活動の推進

社会教育主事派遣人数の推移

事務所	市町村名	年	派遣社会教育主事(県負担10/10) ←			→ 地域教育コーディネーター(市町村負担1/2) ←										→ 派遣社会教育主事(市1/2、町村1/4)			
			1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	市町村名
			H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	
松江	松江市	松江市				1	1	1	1	1	1								
		鹿島町	1	1	1	1	1	1	1	1									
		島根町		0.5	0.5														
		美保関町	1	1	1														
		八雲村	1		1	1	1	1	1	1	5	4	4	4	4	4	4	4	松江
		玉湯町	1	1	1	1	1	1	1	1									
		宍道町		0.5	0.5	1	1	1											
	安来市	八束町				1	1	1	1	1	1								
		安来市	1	1												1	1	1	安来市
		広瀬町																	
東出雲町	伯太町																		
	東出雲町			1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	東出雲町	
出雲	出雲市	出雲市																	
		平田市	1	1	1														
		佐田町	1	1	1	1	1	1	1	1	3	2	2						出雲市
		多伎町	1	1	1	1	1	1	1	1									
		湖陵町		1	1														
	雲南市	大社町	1	1	1	1	1	1	1	1									
		大東町	1	1	1														
		加茂町	1	1	1	1	1	1	1	1									
		木次町	1					1	1	1	3	2	2	2	2	2	2	2	雲南市
		三刀屋町	1			1	1	1											
	奥出雲町	吉田村		1	1	1	1	1	1	1									
		掛合町	1	1	1	1	1	1	1	1									
		仁多町																	
		横田町	1	1	1												1	1	奥出雲町
飯南町	頓原町	1	1																
	赤来町			1	1	1	1	1	1				1	1	1	1	1	飯南町	
	斐川町	1																斐川町	
浜田	大田市	大田市					1	1	1	1									
		温泉津町				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	大田市
		仁摩町	1	1															
	浜田市	浜田市		0.5	0.5	1	1	1	1	1	1								
		金城町		0.5	0.5				1	1	1								
		旭町	1		1	1	1	1	1	1	4	4	4	4	3	3	3	3	浜田市
		弥栄村	1			1	1	1	1	1	1								
	江津市	三隅町		0.5	0.5	1	1	1											
		江津市		0.5	0.5	1	1	1	1	1		1	1	1					江津市
		桜江町	1	1	1														
	川本町	川本町	1		1	1	1	1	1	1	1								川本町
		美郷町				1	1	1	1	1	1								美郷町
	邑南町	大和村	1	1	1														
羽須美村			0.5	0.5	1	1	1	1	1										
瑞穂町			0.5	0.5						1	1	1						邑南町	
石見町		1	1				1	1	1	1									
益田	益田市	益田市				1	1	1	1	1									
		美都町	1								1	1	1	1	1	1	1	1	益田市
	津和野町	匹見町	1	1		1	1	1	1	1									
		津和野町	1						1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	津和野町
	吉賀町	柿木村																	
六日市町			0.5	0.5					1	1								吉賀町	
隠岐	海士町	海士町	1	1	1	1	1	1	1	1									
		西ノ島町		0.5	0.5														海士町
	知夫村	知夫村		0.5	0.5	1	1												西ノ島町
		隠岐の島町	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	知夫村
派遣者数			29	29	30	32	32	32	29	32	32	25	21	19	18	19	21	22	
市			2	4	3	4	4	5	5	5	5	6	7	7	6	6	6	6	
町村			26	30	32	27	27	26	23	26	26	6	5	4	5	6	8	9	
			28	34	35	31	31	31	28	31	31	12	12	11	11	12	14	15	

平成23年度 派遣社会教育主事配置図



県立図書館機能強化事業（子ども読書活動推進事業）

島根県教育庁社会教育課

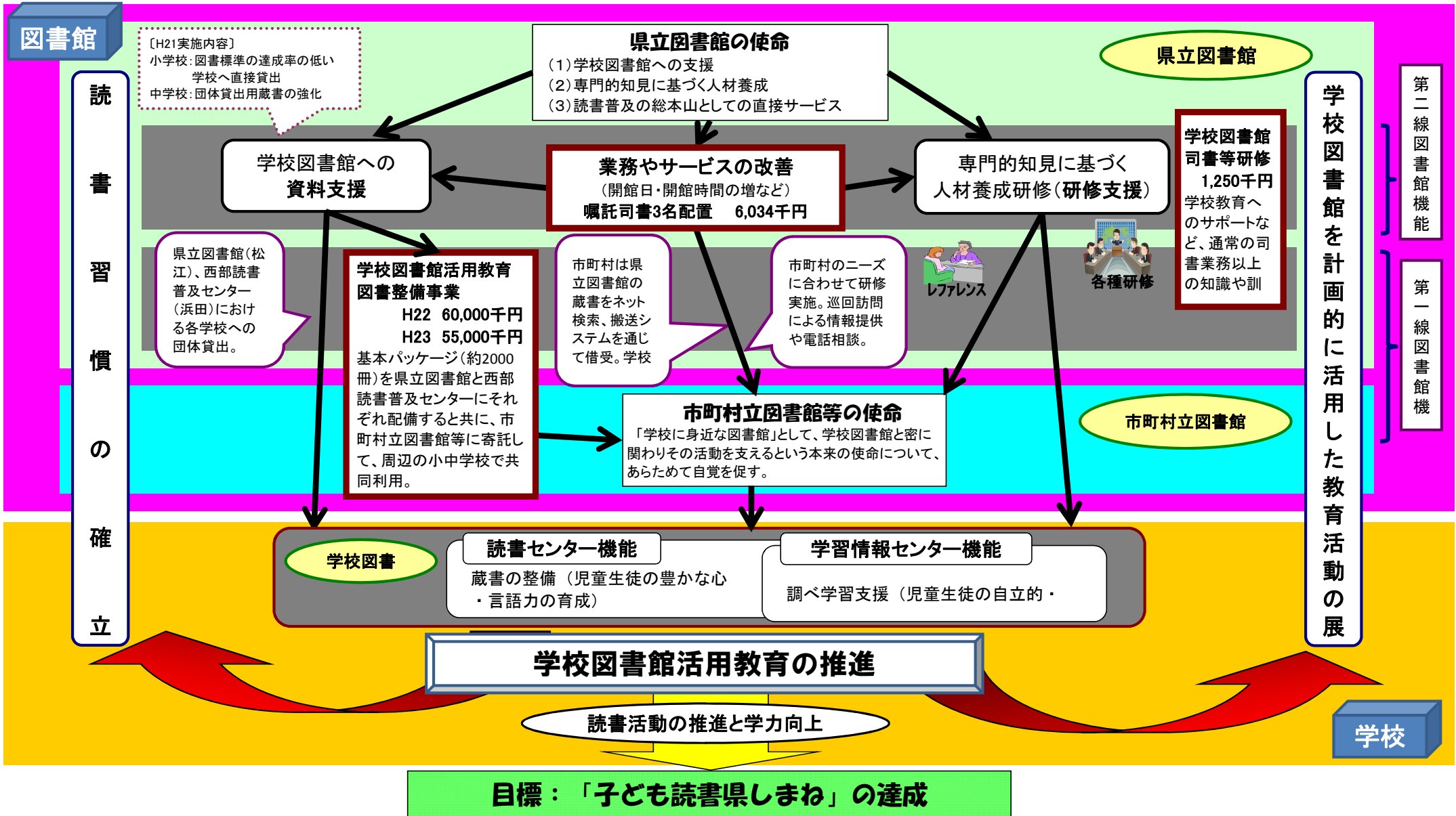
1. 基本的考え方

- ① 子どもの読書活動を促進するため策定した第二次「島根県子ども読書活動推進計画」（H21～H25年度）において、市町村への支援措置を含めた具体的な実現方を明らかにした。
- ② 子ども読書活動を促進する取り組みは、広範・多岐にわたっており、幅広い関係者の役割分担と連携による総合的な取り組みが必要になるが、第二次計画（H21～H25年度）においては、特に義務教育段階における「学校図書館活用教育」を集中的に全県展開することにより、この事業を牽引役にしながら気運醸成を進め、すそ野の広い県民運動に結びつけていきたい。
- ③ 「学校図書館活用教育」の全県展開を図るためには、次の4つの施策が重要になる。
 - (1) **小中学校の体制整備**：全ての公立小中学校で「学校図書館活用教育」を実現するためには、教育課程上の位置づけや年間指導計画の作成など校内体制の整備が不可欠であり、管理職研修や司書教諭の計画的養成などを進める。【義務教育課】
 - (2) **学校図書館への人材配置**：別途創設する財政支援制度により、市町村による学校司書等の配置を促進する。【義務教育課】
 - (3) **配置される人材の専門性を高める人材養成研修**：市町村支援・学校図書館支援を使命とする県立図書館が積極的な役割を担うため、司書の勤務ローテーション再編成によって人材養成研修を強力に推進する体制を確保し、学校図書館に配置される人材の専門性を高める研修を大規模に展開する。【社会教育課】
 - (4) **学校図書館活用教育図書**の整備：学校図書館活用教育が一層充実したものとなるよう、その指針となる「学校図書館活用教育図書」（基本パッケージ）を策定し、県立図書館への配備に加え、市町村公立図書館に図書を寄託することによって基盤整備を行い、学校図書館活用教育の更なる推進を図る。【社会教育課】

2. 県立図書館における事業内容（平成23年度）

- (1) **学校図書館活用教育図書の整備** 【継続】
 - 小・中学校向け「学校図書館活用教育図書」（基本パッケージ）を配備
 - ・授業等で使用する図書の核となる基本パッケージ（約 2000 冊）をリスト化、購入
 - ・H22 は県立図書館 2 箇所への配備と市町村立図書館 10 箇所に寄託
 - ・H23 は市町村立図書館等 11 箇所に寄託し、すべての市町村に配備完了
- (2) **専門的知見に基づく人材養成研修** 【継続】
 - 「学校図書館活用教育」に関わる人材養成研修を実施
 - ・県立図書館の司書の専門性を活用した人材養成研修を拡充
 - 1) 学校司書、ボランティア等の専門性を高めるための専門講座
 - 2) 読書ボランティア等の発掘・養成に結びつけていく人材養成講座
- (3) **県立図書館の直接サービス（開館日・開館時間）の改善** 【継続】
 - より利用しやすい図書館として、子ども読書活動推進の気運醸成を図る
 - ・開館日：祝日・振替休日を開館
 - ・開館時間：3月と10月の開館時間を平日19時まで延長

○子どもの教育を巡る社会病理……子どもの学ぶ意欲や学力・体力の低下、問題行動、読書離れ、読解力の低下など

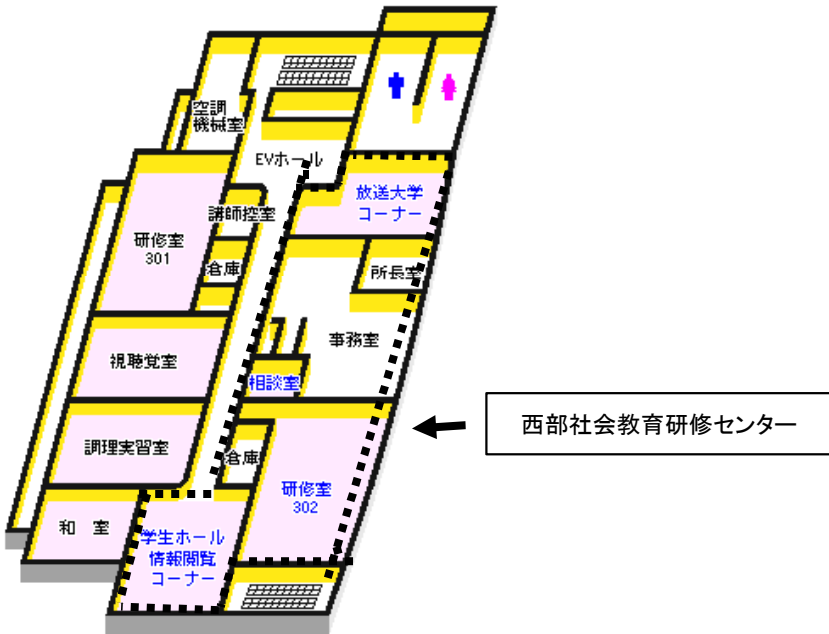


Ⅲ 県立社会教育施設の概要

1-(1). 東部社会教育研修センター

施設所在地	出雲市小境町1991-2 (県立青少年の家「サン・レイク」2階)			
連絡先等	TEL	0853-67-9060	FAX	0853-69-1380
	E-mail	tobu_shakaikyoiku@pref.shimane.lg.jp	ホームページ	http://www.pref.shimane.lg.jp/tobu_shakaikyoiku/
設置年度	平成7年度(平成22年度 移転、名称変更)			
施設の設置目的	<p>①市町村担当者・公民館職員・NPO関係者など地域における社会教育・生涯学習の指導者養成のための研修を実施。</p> <p>②社会教育・生涯学習に関する学習相談や講師等各種情報を提供。</p> <p>③学校と家庭・地域の連携推進。</p> <p>これらを通じて、県民の生涯学習の振興に資することを目的として設置。 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に規定された教育機関であり、「島根県立生涯学習推進施設条例」に基づいて設置され、「生涯学習の振興のための施策の推進体制の整備に関する法律」で規定された事業を実施している。</p>			
施設概要	<p>・東部社会教育研修センター事務室 視聴覚センター (サン・レイク2階平面図)</p>  <p>The floor plan shows a large multi-purpose hall (多目的ホール) with a stage and seating. To the left are a lecture practice room (調理実習室) and a kitchen (試食室). In the center are restrooms (WC女, WC男) and a lounge (和室). To the right are several classrooms (和室 210-219), a lecture room (講義室), and a meeting room (会議室). A yellow box highlights the '東部社会教育研修センター (事務室)' (Eastern Social Education Training Center (Office)).</p>			
業務内容	<p>①社会教育・生涯学習の指導者養成・研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村社会教育関係者や公民館職員、家庭教育支援者などの専門的スキルを高める研修の実施 ・しまね学習支援プログラムの普及、検証・開発 ・社会教育主事資格取得講習の島根会場(東部・西部)の運営 <p>②社会教育・生涯学習の学習相談と情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育・生涯学習に関する学習情報の提供 ・社会教育・生涯学習に関する調査・研究 ・情報誌「しまねの社会教育だより」の発行 ・体験活動・ボランティア活動支援センターの運営 ・視聴覚センターの運営 <p>③学校と家庭・地域の連携推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学社連携・融合」の理念に基づく「ふるさと教育」の推進 			
施設整備費	青少年の家 参照			
運営形態				

1-(2). 西部社会教育研修センター

施設所在地	浜田市野原町(西部総合福祉センター「いわみーる」3階の一部)			
連絡先等	TEL	0855-24-9344	FAX	0855-24-9345
	E-mail	seibu_shakaikyoiku@pref.shimane.lg.jp	ホームページ	http://www.pref.shimane.lg.jp/seibu_shakaikyoiku/
設置年度	平成12年度(平成22年度 名称変更)			
施設の設置目的	<p>①市町村担当者・公民館職員・NPO関係者など地域における社会教育・生涯学習の指導者養成のために研修を実施。</p> <p>②社会教育・生涯学習に関する学習相談や講師等各種情報を提供。</p> <p>③県民への学習機会の提供</p> <p>これらを通じて、県民の生涯学習の振興に資することを目的として設置。 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に規定された教育機関であり、「島根県立生涯学習推進施設条例」に基づいて設置され、「生涯学習の振興のための施策の推進体制の整備に関する法律」規定された事業を実施している。</p>			
施設概要	<p>・西部社会教育研修センター 事務室 研修室 学習相談室 情報閲覧コーナー 放送大学コーナー (いわみーる3階平面図)</p> 			
業務内容	<p>①社会教育・生涯学習の指導者養成・研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村社会教育関係者や公民館職員、家庭教育支援者などの専門的スキルを高める研修の実施 ・しまね学習支援プログラムの普及、検証・開発 ・社会教育主事資格取得講習の島根会場(東部・西部)の運営 <p>②社会教育・生涯学習の学習相談と情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育・生涯学習に関する学習情報の提供 ・社会教育・生涯学習に関する調査・研究 ・情報誌「しまねの社会教育だより」の発行 <p>③県民への学習機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放送大学コーナーの運営 			
施設整備費	西部総合福祉センター(いわみーる)に計上。			
運営形態	<p>～H16: 県直営 H17～: 県直営と指定管理の併用 (施設管理は、複合施設である西部総合福祉センターを指定管理者が管理)</p>			

平成23年度 県立東部・西部社会教育研修センターの事業概要

生涯学習の理念が実現される社会に向けて、「地域力」の醸成に資する社会教育指導者・担当者（市町村社会教育担当者，公民館職員等）の養成に重点をおき，計画的な研修を実施する。

研修センター機能：「地域力」の醸成に資する『社会教育指導者・担当者』の養成

成

① 社会教育にかかわる人材養成研修事業

- ・県内各市町村に社会教育の指導者・担当者がバランスよく存在するように研修・講座を実施する。
- ・社会教育主事の資格を有する人材養成のため，文部科学省より委託を受け，社会教育主事講習を実施する。

□基礎研修

- ・しまねの社会教育入門
- ・社会教育施設入門
- ・参加型学習入門
- ・コミュニケーション術入門
- ・プレゼンテーション術入門

□専門研修

- ・コミュニケーション術実践講座
- ・コーディネーター術実践講座
- ・参加型学習実践講座
- ・プログラム立案実践講座

□課題別研修

- ・親学ファシリテーター養成講座
- ・親学ファシリテーター・フォローアップ研修
- ・親学プログラム体験講座

□社会教育主事講習[B]

② しまね学習支援プログラムの普及・開発事業

- ・市町村の社会教育関係者が地域住民の学習の際に気軽に活用できる「しまね学習支援プログラム(親学プログラム)」を開発する。
- ・ふるまい向上プロジェクト事業との連携を図る。

親学プログラム(試行版)の普及，検証

親学プログラム(完成版，リーフレット)の作成

親学プログラム推進委員会，及びワーキング会議の開催

親学プログラム活用実態調査

③ 社会教育の情報提供事業

- ・広く県民に社会教育・生涯学習に関する情報を提供するとともに社会教育に関する講師・プログラム等を提供する。

情報誌「しまねの社会教育だより」の発行

学習相談，学習情報の提供・整理

体験活動・ボランティア活動支援センターの運営


④ 社会教育・生涯学習に関する教材貸出事業

- ・生涯学習・社会教育に関する視聴覚機器や教材の貸出，図書や市町村の資料等の提供を行う。
- ・放送大学学生，視聴体験希望者に放送大学の授業テープの室内視聴や貸出を行う。(西部)

教材の貸出・閲覧

視聴覚センター・情報閲覧コーナーの運営

2. 図書館

施設所在地	本館:松江市内中原町52 西部読書普及センター:浜田市長沢町1550-1			
連絡先等	TEL	0852-22-5725	FAX	0852-22-5728
	E-mail	tosyokan@pref.shimane.lg.jp	ホームページ	http://www.lib-shimane.jp/
設置年度	昭和25年			
施設の設置目的	生涯学習の拠点施設「知の拠点・ナビゲーター」「県内読書施設の総本山」として、県民がだれでも、どこでも、図書館サービスを受けられる島根の実現を目指し、21年3月に策定した「島根県立図書館振興計画」の5つの目標及び使命(ミッション)の達成を25年度までの目標とする。 ①地域の図書館を支援する図書館 ②郷土の歴史や文化を大切にし、情報発信する図書館 ③子どもの読書活動を支援する図書館 ④地域社会や住民に役立つ課題解決型図書館 ⑤情報の拠点になる図書館 設置根拠:社会教育法、図書館法、島根県立図書館条例			
施設概要	鉄筋地上2階地下2階建 1階:こども室・学習室・集会室・館外奉仕室・書庫・コンピュータ室他 2,192.28㎡ 2階:一般資料室、中央カウンター、郷土資料室、参考資料室、館長室、事務室他 1,752.36㎡ 地下書庫:1,453.60㎡ 駐車場46台、駐輪場173.70㎡ 蔵書数698,187冊(西部読書普及センター含む)			
業務内容	①地域の図書館を支援する図書館 (1) 全県域市町村立図書館等への運営支援 (2) 全県の図書館相互協力ネットワークの構築 (3) 図書館サービスを支える司書研修センター機能の充実 (4) 先進的図書館事業の実施と市町村立図書館等へのフィードバック ②郷土の歴史や文化を大切にし、情報発信する図書館 (1) 郷土資料の収集・保存 (2) 郷土資料の提供 (3) 郷土関係レファレンス(調査・相談)の充実 (4) 郷土資料のPR・紹介 ③子どもの読書活動を支援する図書館 (1) 子どもの読書の普及・啓発 (2) 学校図書館への積極的支援 (3) 島根の子ども読書センター機能の充実 (4) 「子ども読書活動推進計画」の実施 ④地域社会や住民に役立つ課題解決型図書館 (1) 地域社会の課題解決・調査研究支援 (2) 住民の生活上の問題解決支援 ⑤情報の拠点になる図書館 (1) 蓄積してきた資料・情報を活用した提供、調査サービス (2) 情報技術の活用による図書館サービス (3) 遠隔地、高齢者、障害者等利用者像を想定したサービス			
施設整備費	2.0億円(S43竣工)、3.5億円(S58増築)、2.6億円(H13改修)			
運営形態	県直営			

〈館内奉仕用〉

区分 分類	平成21年度							平成20年度末 蔵書冊数
	受高(冊)				払高(冊)	年度末冊数	構成比(%)	
	購入	寄贈	*その他	計				
総記	295	133	0	428	0	27,799	4.8	27,371
哲学	328	40	15	383	0	23,979	4.1	23,596
歴史	741	456	0	1,197	0	53,174	9.0	50,977
社会科学	1,031	560	9	1,600	0	77,150	13.3	75,550
自然科学	496	113	157	766	0	29,362	5.1	28,596
工学	479	239	1	719	0	27,189	4.7	26,470
産業	276	130	0	406	0	21,803	3.8	21,397
芸術	485	186	1	672	0	29,890	5.2	29,218
語学	164	10	0	174	0	11,881	2.0	11,707
文学	1,432	320	4	1,756	0	82,428	14.2	80,672
参考	581	77	0	658	0	17,356	3.0	16,698
郷土	772	762	370	1,904	0	87,410	15.1	85,506
*その他	815	74	0	889	0	36,771	6.3	35,882
子ども	2,497	34	40	2,571	27	54,838	9.5	52,294
合計	10,392	3,134	597	14,123	27	580,030	100.0	565,934

*分類の「その他」には、岩波文庫、ジュニア図書、一般の文芸カセット・CD・ビデオを含む。
*受高の「その他」は、生産・編入・移籍を表す。(子どものその他には、あそび教材を含む。)

〈館外奉仕用〉

区分 分類	平成21年度				平成20年度末 蔵書冊数
	受高(冊)	払高(冊)	年度末冊数	構成比(%)	
総記	55(37)	192(192)	1,265(655)	1.1	1,402(810)
哲学	16(10)	103(103)	652(204)	0.6	739(297)
歴史	35(13)	160(160)	1,275(456)	1.1	1,400(603)
社会科学	73(36)	500(500)	2,892(1,317)	2.4	3,319(1,781)
自然科学	72(33)	216(216)	1,793(685)	1.5	1,937(868)
工学	90(44)	178(178)	2,876(1,342)	2.4	2,964(1,476)
産業	38(20)	59(59)	1,123(418)	1.0	1,144(457)
芸術	69(36)	170(170)	1,974(721)	1.7	2,075(855)
語学	18(11)	30(30)	525(144)	0.4	537(163)
文学	784(427)	1,194(1,194)	15,624(8,520)	13.2	16,034(9,287)
子ども	2,402(1,161)	4,189(4,189)	62,503(34,712)	52.9	64,290(37,740)
成人グループ用	180(60)	450(450)	8,175(3,690)	6.9	8,445(1,890)
子どもグループ用	80(20)	0(0)	12,300(5,040)	10.4	0(0)
学校支援用(中学)	1,208(604)	0(0)	1,208(604)	1.0	0(0)
学校支援用(小学)	3,972(2,689)	0(0)	3,972(2,689)	3.4	3,972(2,689)
合計	9,092(5,201)	7,441(7,441)	118,157(61,197)	100.0	116,506(61,327)

() 内は、西部読書普及センター分

①事業実績(平成22年度)

(1) 館内奉仕(見込み数を含み、最終確定数と異なる場合がある。)

ア 開館日数・入館者数

年間開館日数	292日
年間入館者数	289,000人
一日平均入館者数	990人

イ 登録・貸出状況

・登録者数

個人	来館	53,300人	*平成元年度からの累計
	郵送	54人	〃
団体		162団体	〃

・貸出冊数・人数

区分		貸出冊数	貸出延人数(件数)
個人	来館	260,000	88,000
	郵送	290	120
団体		9,200	4,600
計		269,490	92,720
一日平均		923	318

インターネット利用貸出冊数

件数	1日平均	冊数	1日平均
1,900	6.6	7,300	25.5

ウ 調査相談 (レファレンス)

・受付件数 9,900件

エ 予約 (リクエスト、リザーブ、購入希望)

・受付冊数 17,000冊

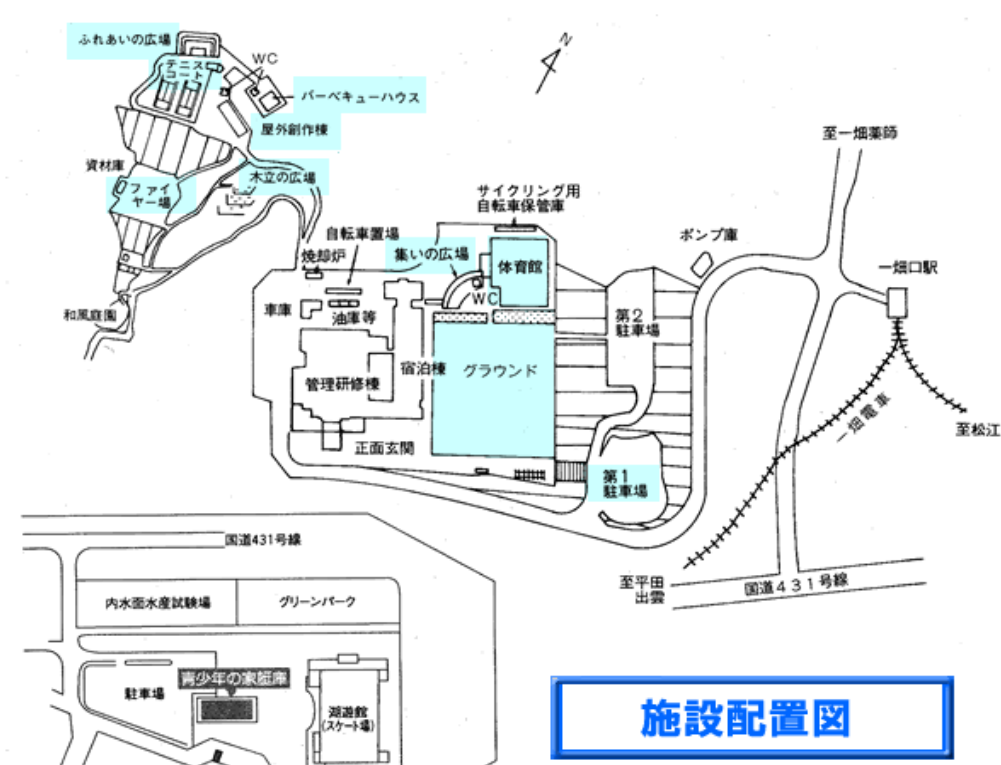
オ 各種講座受講者数

「出雲風土記」 を読む会(毎月)	しまね文学 散歩(毎月)	古文書を読む会 -入門- (毎月)	古文書を読む会 -中世近世-(毎月)	成人読書会 (毎月)
719人	190人 (2月まで)	674人	281人	224人
子どもおたの しみ会(毎月)	親子で絵本を 読む会(隔週)	おとうさんといっし よに絵本を読む会 (毎月)	こどものつどい	合計
400人 (2月まで) (6月8月12月は休み)	326人 (3月初回まで)	117人 (2月まで)	235人 (七夕会 155人 クリスマス会 80人)	3,166人

(2) 館外奉仕 (3月14日現在の数値で、最終確定数と異なる。)

貸出種別 分類	団体利用		一括貸出	学校支援 (14小学校)	合計冊数	構成比
	団体貸出	読書会				
総記	175	6	261	0	442	0.4%
哲学	108	34	293	0	435	0.3%
歴史	201	195	412	0	808	0.7%
社会科学	228	0	706	0	934	0.7%
自然科学	253	112	613	0	978	0.8%
工学	524	0	1,151	0	1,675	1.4%
産業	122	6	385	0	513	0.4%
芸術	362	133	656	0	1,151	0.9%
語学	55	0	188	0	243	0.2%
文学	1,042	4,357	8,429	0	13,828	11.2%
子ども	51,051	10,287	17,570	23,516	102,424	83.0%
合計	54,121	15,130	30,664	23,516	123,431	100.0%

3. 青少年の家

施設所在地	出雲市小境町1991-2			
連絡先等	TEL	0853-69-1316	FAX	0853-69-1016
	E-mail	sunlake@pref.shimane.lg.jp	ホームページ	http://www.pref.shimane.lg.jp/seishonennoie/
設置年度	平成3年度			
施設の設置目的	<p>小中高生を中心に、学習及び交流の機会として「自然体験」や「共同生活」、「宿泊研修」の場を提供することによって、青少年の健全な育成を図るとともに、あわせて県民の教養及び文化の向上に資することを目的として設置された施設。</p> <p>小中高校の学習指導要領でも、特別活動の中で、集団宿泊的行事として、自然や文化等に親しみ集団生活の在り方などについて望ましい体験を積むことが求められており、その受け皿となる教育機関(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)として、また、「社会教育法」に規定された社会教育に関する施設として、「島根県立青少年社会教育施設条例」に基づいて設置されている。</p>			
施設概要	<p>鉄筋コンクリート造、鉄筋造、木造等 総延面積9,239.015㎡ 正規職員数12名 宿泊定員209名</p> 			
業務内容	<p>①自然体験や集団活動などの体験が不足している子どもたちに、宍道湖を活用した湖面活動(サバニカッター)や創作活動など、小・中学生や家族など野外活動の初心者にも安心して自然体験をしてもらえるよう、周到に準備された体験学習プログラムを提供。</p> <p>②保育所のお泊まり保育、小・中・特別支援学校の宿泊体験活動、部活動の合宿、親子のふれあい活動、スポーツ少年団活動、ガールスカウトの研修等、多様な団体・個人による研修の支援。</p> <p>③子どもの自立を支援する事業、親子のふれあい・親のあり方を学ぶことを支援する事業、心に悩みや不安を持っている子どもへの支援事業等を主催事業として実施。</p> <p>④近隣にある、湖遊館・ゴビウス・畑薬師・出雲古代歴史博物館などの施設と連携した研修の提供。</p>			
施設整備費	30億円			
運営形態	~H18: 県直営 H19~: 県直営(研修業務等)と指定管理(施設の維持・管理業務)の併用			

1. 利用実態

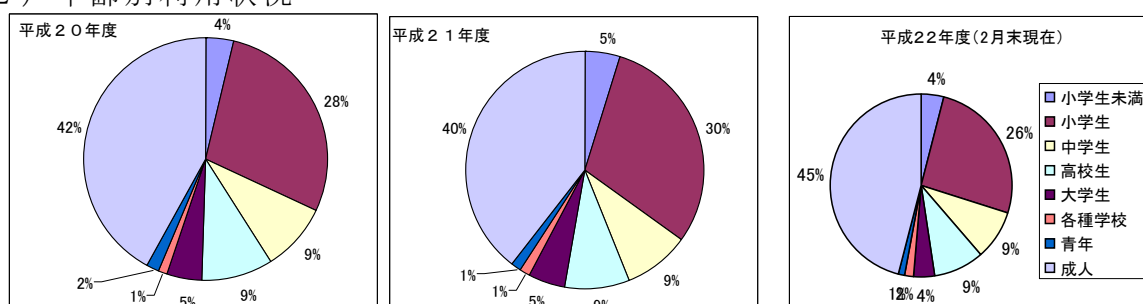
(1) 団体別利用状況

	H 2 0 年度		H 2 1 年度		H 2 2 年度	
	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数
社会教育	6,946	184	6,417	170	5,032	126
社会生活	1,082	27	724	29	1,426	76
企業	1,840	77	1,839	81	1,912	73
学校	9,986	235	10,109	240	10,180	222
内小、中、高	7,055	165	6,950	155	7,361	149
内保育所幼稚園	780	25	786	27	909	28
個人	4,022	509	3,999	474	3,637	407
その他	2,978	90	2,233	80	3,297	99
主催事業	3,726		5,549		7,267	
計（利用実数）	30,580	1,122	30,870	1,074	32,751	1,003
研修者数	53,988		53,700		53,711	

* 研修者数：宿泊研修者数〔宿泊実数×（泊数＋1）〕＋日帰り実数

* 平成21年度は新型インフルエンザの影響により利用者減

(2) 年齢別利用状況



2. 研修内容（平成22年度）

(1) 参加者の多い研修

のべ 49,931 人（複数カウント）

湖面活動（サバニ、カッター、カヌー）	4,859	バーベキュー	1,956
オリエンテーリング	2,086	調理活動	2,723
登山、ハイキング	1,005	レザークラフト	1,622
キャンプファイヤー	1,634	陶芸	742
七宝焼き	466	座禅	1,047
音楽活動	3,690	講義、講演、自主	30,780

* 複数カウント・・・同じ団体（個人）が2つ以上の研修をした場合はそれぞれにカウント

(2) 連携施設

宍道湖自然館ゴビウス（グリーンパーク）、湖遊館、一畑薬師、一畑電車、平田本陣記念館、荒神谷博物館、古代出雲歴史博物館、しまね花の郷、松江フォーゲルパーク、弥生の森博物館、なぎさ公園、島根ゴルフ倶楽部

3. 特色のある主催事業

事業名	事業のねらい	主な内容	期日等
サマーチャレンジ ①短期編 ②長期編 ③冬楽校	青少年の体験を広げ「生きる力」の育成の一助とするため、個人で参加できる長期宿泊体験の機会を提供する。	・湖面活動・交流活動・自然観察 ・野鳥観察（モーニングフライト） ・火起こし体験・そば打ち体験 ・創作活動	8/2~8/5 8/16~8/21 12/26~ 12/28
サン・レイク 楽校	学校に行きづらい児童・生徒に、自然体験や生活体験の機会を提供し、元気や自信をつける一助とする。	・体験活動（創作、調理、音楽等） ・ニュースポーツ体験 ・湖面活動（サバニ） ・登山	年間 7回
にこにこ ファミリー	親子の共同・交流体験等を通じ家族の交流活動を奨励し家庭の教育力向上に資する。	・親子体験学習・自然体験 ・サバニ体験・親学講座 ・トンド焼き体験・創作活動等	5/15~5/16 10/2~10/3 1/14~1/15

(注)上記の利用人数は平成23年2月末現在

平成22年度 団体分類別集計表

区分	団体分類	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		合計			
		人数	組数	人数	組数	人数	組数	人数	組数	人数	組数	人数	組数	人数	組数	人数	組数	人数	組数	人数	組数	人数	組数	人数	組数	人数	組数	人数	組数
社会教育	スポ少・ボーイスカウ	83	2	195	5	267	5	363	12	344	13	178	4	106	3	207	7	66	2	263	4	323	5	0	0	0	0	2395	62
	青年部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	1	0	0	0	0	0	0	0	0	10	1
	成人スポーツレク	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	子供会・親子会	0	0	160	5	295	5	791	15	170	5	152	6	171	4	249	6	27	2	14	1	44	2	0	0	0	0	2073	51
	福祉活動	0	0	0	0	174	1	122	1	0	0	6	1	0	0	15	1	0	0	0	0	25	1	0	0	0	342	5	
	公民館教委主催他	0	0	0	0	25	1	0	0	0	0	24	1	0	0	0	0	75	2	73	2	15	1	0	0	0	212	7	
	小計	83	2	355	10	761	12	1276	28	514	18	360	12	277	7	471	14	178	7	350	7	407	9	0	0	0	5032	126	
社会生活	病院他	0	0	40	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	62	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	102	2	
	協会	0	0	0	0	50	2	111	6	0	0	10	1	33	1	27	2	26	1	0	0	14	1	0	0	0	271	14	
	教員社教研修他	18	3	135	2	109	5	165	3	30	3	77	3	95	4	131	9	44	2	127	12	122	14	0	0	1053	60		
	小計	18	3	175	3	159	7	276	9	30	3	87	4	128	5	220	12	70	3	127	12	136	15	0	0	1426	76		
企業	商工会議所等	13	1	0	0	0	0	27	1	0	0	29	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	69	4	
	企業	105	5	170	6	175	8	176	6	147	5	152	7	153	8	173	6	172	4	250	6	170	8	0	0	1843	69		
	小計	118	6	170	6	175	8	203	7	147	5	181	9	153	8	173	6	172	4	250	6	170	8	0	0	1912	73		
学校	幼稚園・保育園	0	0	0	0	164	5	221	6	72	2	45	3	68	3	93	3	0	0	117	3	129	3	0	0	0	909	28	
	小学校	0	0	247	5	1011	18	492	14	60	3	865	23	672	10	18	1	204	1	0	0	0	0	0	0	0	3569	75	
	中学校	254	2	527	8	81	3	278	10	93	4	82	3	67	2	0	0	0	0	88	3	0	0	0	0	0	1470	35	
	高校	716	6	13	1	252	3	81	2	542	15	141	3	245	3	47	1	58	2	0	0	227	3	0	0	0	2322	39	
	大学等	219	1	0	0	0	0	0	0	73	3	204	8	0	0	28	2	210	1	2	1	126	3	0	0	0	862	19	
	特殊学校	28	1	43	1	222	5	122	3	0	0	86	4	31	2	0	0	91	2	0	0	0	0	0	0	0	623	18	
	専門学校等	197	3	0	0	37	1	63	1	0	0	0	0	82	1	0	0	20	1	26	1	0	0	0	0	0	425	8	
	小計	1414	13	830	15	1767	35	1257	36	840	27	1423	44	1165	21	186	7	583	7	233	8	482	9	0	0	0	10180	222	
	個人	クラブ・バンド等	410	39	306	38	263	39	378	43	468	32	520	45	331	38	459	43	114	21	178	26	160	31	0	0	0	3587	395
家族		6	2	3	1	0	0	10	2	27	6	0	0	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	12	
小計		416	41	309	39	263	39	388	45	495	38	520	45	335	39	459	43	114	21	178	26	160	31	0	0	0	3637	407	
その他	その他	224	6	120	6	282	7	229	13	620	17	463	19	625	11	402	11	96	2	153	3	83	4	0	0	0	3297	99	
	小計	224	6	120	6	282	7	229	13	620	17	463	19	625	11	402	11	96	2	153	3	83	4	0	0	0	3297	99	
主催事業		0	0	1697	5	0	0	47	2	140	4	29	1	5061	6	36	2	84	1	91	2	82	3	0	0	0	7267	26	
視察		40	17	29	14	14	7	23	3	2	1	3	1	4	3	8	5	0	0	2	1	1	1	0	0	0	126	53	
合計		2313	88	3685	98	3421	115	3699	143	2788	113	3066	135	7748	100	1955	100	1297	45	1384	65	1521	80	0	0	0	32877	1082	

平成22年2月末現在

4. 少年自然の家

施設所在地	〒695-0007 江津市松川町太田610			
連絡先等	TEL	0855-52-0716	FAX	0855-52-0707
	E-mail	syonen@pref.shimane.lg.jp	ホームページ	http://www.pref.shimane.lg.jp/shonenshizen/
設置年度	昭和50年度			
施設の設置目的	<p>小学生を中心とする青少年に、学習及び交流の機会として「自然体験」や「共同生活」、「宿泊研修」の場を提供することによって、心身の健全な育成を図るとともに、あわせて県民の教養及び文化の向上に資することを目的として設置されている。</p> <p>小中高校の学習指導要領でも、特別活動の中で、集団宿泊の行事として、自然や文化等に親しみ集団生活の在り方などについて望ましい体験を積むことが求められており、その受け皿となる教育機関(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)として、また、「社会教育法」に規定された社会教育に関する施設として、「島根県立青少年社会教育施設条例」に基づいて設置されている。</p>			
施設の概要	<p>①管理・研修棟(802.00㎡) ②食堂・浴室棟(718.50㎡) ③宿泊棟(1,580.70㎡) ④付属施設(71.35㎡) ⑤創作棟(1,150.96㎡) ⑥体育館(835.7㎡) ⑦八角棟(176.44㎡) ⑧ケビン棟(116.64㎡) ⑨第1炊飯棟(335.39㎡) ⑩付属建物(204㎡) ⑪野外施設 宿泊定員181名</p>			
業務内容	<p>①自然体験や集団活動などの体験が不足している子どもたちに、江津市の浅利富士を活用した登山や、2キロメートルを超えるアスレチックコース「冒険の森」、広大な敷地を活用したスコアオリエンテーリング、火起こし体験などのプログラムを提供。</p> <p>②小学校の宿泊体験活動の支援。(県内の40%近くの小学校の利用があり、人数では県内50%前後の児童が利用している。)</p> <p>③家族や親子を対象とした交流・体験事業(チャレンジ・ザ・サマー、わくわく森もりランド、森と海のつどい)を主催事業として実施。</p>			
施設整備費	<p>初期建設費 3.3億円(S49)、冒険の森活動施設、ケビン棟新設 0.8億円(H3)、新館(管理・研修棟、食堂・浴室棟)開設 2.4億円(H7)、「すばるの森」(宿泊棟を含む)整備 3.8億円(H8)、野外炊飯棟 1.2億円(H11)、宿泊棟～体育館渡廊下設置 0.1億円(H17)</p>			
運営形態	平成17年度から県直営(管理補助業務を外部委託)			

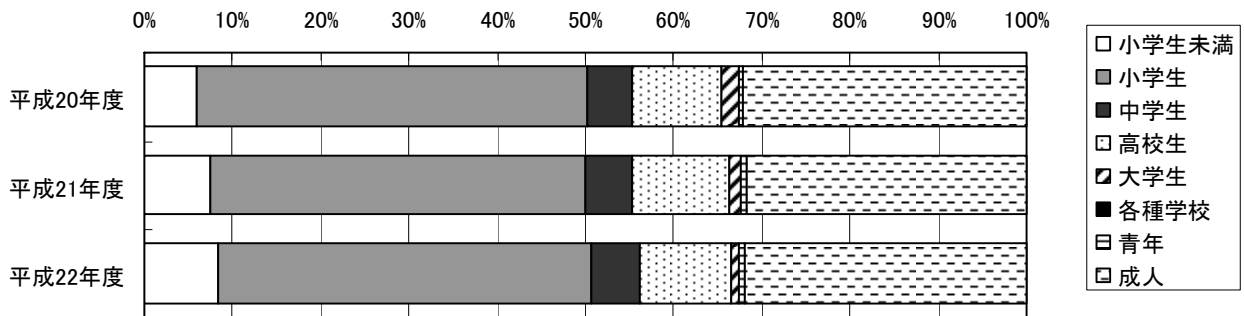
1. 利用実態

(1) 団体別利用状況

	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数
社会教育	2,656	74	3,170	87	2,887	89
社会生活	610	20	720	40	671	32
企業	119	8	13	3	82	11
学校	7,331	174	7,088	177	7,615	185
(内 小・中・高)	6,156	130	5,769	138	6,160	143
(内 保育所幼稚園)	670	15	1,041	23	1,226	27
個人	265	34	246	32	399	37
その他	65	0	0	0	0	0
主催事業	1,681		1,685		2,064	
計 (利用実数)	12,727	338	12,922	361	13,718	385
研修者数	26,053		25,311		26,844	

※ 利用実数；宿泊実数＋日帰り実数
 研修者数；宿泊研修者数【宿泊実数×(泊数＋1)】＋日帰り実数

(2) 年齢別利用状況



2. 研修内容 (平成22年度)

(1) 参加者の多い研修 のべ 48,708人 (複数カウント)

冒険の森	6,814	キャンドルのつどい	1,734
炊飯活動	6,018	葉・実・枝の工作	1,664
原始の火起こし	3,780	木工作	1,437
肝試し	2,444	浅利富士登山	1,430
キャンプファイヤー	2,133	その他	21,254

※ 複数カウント・・・同じ団体(個人)が2つ以上の研修をした場合はそれぞれにカウント

(2) モデルプログラム

10:00		11:00		13:00		15:00		18:00		19:00	
	火起こし体験	野外炊飯 (カレーライス, ハーブキュー)		野外活動 (冒険の森, オリエンテーリング)		夕食 (食堂)		肝試し キャンプファイヤー			
朝食 (食堂)	野外活動(浅利富士登山・ネイチャーゲーム)	昼食 (食堂)		創作活動 (竹工作, 木工作)							

注) 平成22年度実績数は、一部見込み数を含み、最終確定数と異なる場合がある。

3. 特色ある主催事業（平成 23 年度）

事業名	事業のねらい	主な内容と対象	期日
オープンデー (春・秋)	施設を県民に開放して、野外活動や創作活動を親子で体験し交流を深める。	・冒険の森 ・スコアオリエンテーリング ・創作活動 ※自由参加	5/3～5 10/15～16
チャレンジ・ザ・サマー (計2回)	家族が大自然の中で行動を共にし、共通の体験を通して、よりよい関係を築くとともにその絆を一層深める。	・冒険の森 ・炊飯活動 ・キャンプファイヤー ・登山・創作活動 ・親学 ※小学生1～4年生とその保護者（各回100名）	7/9～10 7/23～24
ジュニア・サマー・キャンプ ジュニア・ウインター・キャンプ	自然体験を含めた長期の集団宿泊体験活動を提供し、人間関係能力を育む。	【夏】・カヌーで川下り ・炊飯活動 ・海岸キャンプ活動 【冬】・火おこし活動 ・炊飯活動 ・昔のおもちゃづくり ※小学5～6年生（各回20名）	8/6～10 12/25～27
わくわく森もりランド in 自然の家	幼児の自然体験活動の支援を行うとともによりよい親子関係づくりのための体験活動を提供する。	・芋掘り ・ネイチャーゲーム ・親学 ・創作活動 ※年長幼児とその保護者（30名）	11/5～6



島根県立少年自然の家 団体分類別集計表（平成22年度）

【 人数（組数）】

団体分類		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
学校	幼稚園・保育所	32 (1)	68 (1)	214 (7)	152 (3)	92 (3)	0 (0)	477 (7)	71 (2)	45 (1)	0 (0)	50 (1)	25 (1)	1,226 (27)
	小学校(宿泊)	7 (1)	828 (14)	1,340 (28)	485 (11)	9 (1)	406 (12)	604 (12)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	43 (3)	0 (0)	3,722 (82)
	小学校(日帰)	3 (1)	15 (2)	15 (1)	0 (0)	188 (4)	0 (0)	66 (1)	21 (1)	28 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	336 (11)
	中学校	39 (1)	14 (1)	21 (1)	16 (1)	205 (7)	0 (0)	0 (0)	17 (1)	42 (1)	0 (0)	0 (0)	203 (9)	557 (22)
	高等学校	577 (7)	151 (4)	80 (2)	0 (0)	93 (1)	199 (2)	0 (0)	28 (1)	89 (1)	186 (5)	130 (4)	12 (1)	1,545 (28)
	大学等	13 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	35 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	30 (2)	78 (4)
	特別支援学校	0 (0)	0 (0)	20 (3)	56 (3)	0 (0)	30 (2)	0 (0)	5 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	111 (9)
	各種学校	0 (0)	0 (0)	0 (0)	18 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	22 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	40 (2)
(小計)	671 (12)	1,076 (22)	1,690 (42)	727 (19)	587 (16)	670 (17)	1,147 (20)	164 (7)	204 (4)	186 (5)	223 (8)	270 (13)	7,615 (185)	
社会教育	少年育成活動	0 (0)	0 (0)	0 (0)	217 (3)	172 (3)	0 (0)	34 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	98 (5)	521 (12)
	青年活動	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	10 (1)	0 (0)	22 (2)	32 (3)
	成人活動	14 (1)	0 (0)	29 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	14 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	24 (1)	81 (4)
	地域活動	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	63 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	63 (2)
	福祉活動	33 (1)	0 (0)	46 (2)	134 (4)	0 (0)	24 (2)	0 (0)	20 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	50 (2)	307 (12)
	子ども会	24 (1)	53 (2)	0 (0)	0 (0)	242 (6)	61 (4)	98 (3)	35 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	100 (1)	613 (18)
	BS・GS	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	77 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	77 (1)
	スポーツ少年団	0 (0)	71 (3)	0 (0)	103 (3)	296 (9)	59 (1)	271 (6)	48 (2)	53 (4)	131 (4)	49 (2)	97 (2)	1,178 (36)
	他の社会教育活動	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	15 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	15 (1)
(小計)	71 (3)	124 (5)	75 (3)	454 (10)	773 (20)	144 (7)	418 (11)	117 (5)	130 (5)	141 (5)	49 (2)	391 (13)	2,887 (89)	
社会生活	福祉医療団研修	0 (0)	0 (0)	0 (0)	50 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	50 (1)
	文化体育団研修	0 (0)	0 (0)	0 (0)	11 (1)	0 (0)	10 (2)	4 (1)	16 (1)	12 (1)	47 (2)	0 (0)	7 (1)	107 (9)
	公的職員研修	110 (4)	58 (2)	30 (2)	21 (1)	134 (5)	0 (0)	56 (2)	24 (2)	0 (0)	61 (3)	20 (1)	0 (0)	514 (22)
	(小計)	110 (4)	58 (2)	30 (2)	82 (3)	134 (5)	10 (2)	60 (3)	40 (3)	12 (1)	108 (5)	20 (1)	7 (1)	671 (32)
企業	企業	15 (1)	2 (2)	12 (5)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	52 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	82 (11)
	(小計)	15 (1)	2 (2)	12 (5)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	52 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	82 (11)
個人	民間・同好会	60 (3)	0 (0)	0 (0)	22 (2)	5 (1)	8 (1)	0 (0)	24 (2)	0 (0)	0 (0)	126 (3)	30 (1)	275 (13)
	家族	35 (6)	14 (4)	0 (0)	4 (1)	20 (3)	0 (0)	5 (2)	20 (6)	20 (1)	0 (0)	0 (0)	6 (1)	124 (24)
	(小計)	95 (9)	14 (4)	0 (0)	26 (3)	25 (4)	8 (1)	5 (2)	44 (8)	20 (1)	0 (0)	126 (3)	36 (2)	399 (37)
主催事業	主催事業(日帰)	57 (1)	862 (5)	0 (0)	17 (1)	21 (1)	4 (1)	302 (2)	11 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1,274 (12)
	主催事業(宿泊)	10 (1)	231 (2)	0 (0)	179 (2)	48 (7)	0 (0)	152 (3)	170 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	790 (19)
	(小計)	67 (2)	1,093 (7)	0 (0)	196 (3)	69 (8)	4 (1)	454 (5)	181 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2,064 (31)
視察	視察	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	(小計)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
その他	その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	(小計)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計		1,029 (31)	2,367 (42)	1,807 (52)	1,486 (39)	1,588 (53)	836 (28)	2,136 (43)	546 (28)	366 (11)	435 (15)	418 (14)	704 (29)	13,718 (385)

注) 平成22年度実績数は、一部見込み数を含み、最終確定数と異なる場合がある。

IV 資料編

1 島根県関係

平成23年度 社会教育課 事務分掌表

平成23年4月1日現在

社会教育課長	野 津 建 二 (内線5910)		
生涯学習振興グループリーダー (総括)	齋 藤 晃 大 (内線5427)		
社会教育主事 (兼) 社会教育グループリーダー	安 達 清 志 (内線5428)		
所 掌 事 務			
<ol style="list-style-type: none"> 1 社会教育に関する指導及び助言に関すること。 2 生涯学習の振興に係る企画及び調整に関すること。 3 成人教育、女性教育、高齢者教育、青少年教育及び家庭教育支援（他課の所掌に属するものを除く。）に関すること。 4 青少年団体、女性団体、PTA その他の社会教育関係諸団体(社会体育諸団体を除く。)に関すること。 5 青少年の芸術及び文化の振興に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。 6 公民館、図書館(学校図書館を除く。)、その他の社会教育施設(博物館及び博物館に相当する施設を除く。)に関すること。 7 県立生涯学習推進施設に関すること。 8 県立図書館に関すること。 9 県立青少年社会教育施設に関すること。 10 前各号に掲げるもののほか、生涯学習の振興及び社会教育に関すること。 			
G名	分 掌 事 務	担 当 者	副担当者
生涯学習振興G	1 課内事務の総括及び調整に関すること	GL (総括) 齋藤 晃大 (内線5427)	企画員
	2 生涯学習振興グループの総括に関すること		藤原 健司
	3 職員の人事、サービス及び研修に関すること		企画員
	4 県議会に関すること		田原 和美
	5 陳情・要望に関すること		
	6 総合発展計画に関すること		
	7 行政評価に関すること		
	8 叙勲に関すること		
	9 文書取扱主任・公印取扱主任に関すること		
	10 情報化リーダーに関すること		
	11 神話のふるさと「島根」推進事業（子ども神楽交流事業）に関すること		
	12 島根県高等学校文化連盟に関すること		
	13 少年自然の家の事務の総括及び調整に関すること（兼務）		
1	1 県立生涯学習推進施設及び青少年社会教育施設等の条例・規則の改廃に関すること	企画員 藤原 健司 (内線5427)	企画員
	2 県立図書館（全国図書館大会の支援を含む）に関すること		田原 和美
	3 県立青少年の家に関すること		
	4 指定管理者制度に関すること		
	5 広聴・広報に関すること		
	6 情報化サブリーダーに関すること		
	7 各種表彰に関すること		

G名	分 掌 事 務	担 当 者	副 担 当 者
生涯学習 振興 G	8 全国大会出場校知事激励に関する事 9 災害連絡に関する事 10 内部管理事務改革（情報システム関係）に関する事 11 情報公開及び個人情報保護に関する事 12 少年自然の家の出納に関する事（兼務）		
	1 歳入・歳出予算の編成及び執行に関する事 2 国庫金の事務に関する事 3 県立少年自然の家に関する事 4 県立社会教育施設維持修繕費の予算調整に関する事 5 職員の福利・厚生に関する事 6 公務災害に関する事 7 物品の出納・保管に関する事 8 エコリーダーに関する事 9 内部管理事務改革（庶務事務関係）に関する事 10 その他庶務一般に関する事 11 少年自然の家の予算及び庶務に関する事（兼務）	企画員 田原 和美 (内線 6485)	企画員 藤原 健司
	1 島根県高等学校文化連盟との連絡・調整に関する事 2 学校文化部活動外部指導者派遣事業に関する事 3 島根県児童生徒学芸顕彰及び島根県青少年芸術文化表彰に関する事 4 島根県高等学校文化祭共催事業に関する事 5 全国高等学校総合文化祭への参加促進に関する事 6 放送大学島根学習センターとの連絡調整に関する事 7 文書の收受・発送・保管に関する事	嘱託 高木 優子 (内線 6875)	GL 齋藤 晃大 企画員 藤原 健司 企画員 田原 和美
	1 社会教育グループの総括に関する事 2 社会教育事業の総括及び調整に関する事 3 派遣社会教育主事に関する事 4 社会教育施設及び生涯学習推進施設との調整に関する事 5 社会教育主事資格の認定に関する事 6 社会教育主事資格取得講習に関する事 7 市町村の社会教育事業の助言に関する事	社会教育主事 (兼)社会教育GL 安達 清志 (内線 5428)	
	1 県社会教育委員の会に関する事 2 島根県社会教育委員連絡協議会に関する事 3 社会教育主事派遣要綱に関する事 4 社会教育主事等の研修に関する事 5 教育事務所社会教育スタッフとの連携に関する事 6 市町村社会教育・生涯学習主管課長会議に関する事 7 中四国主管課長会議に関する事 8 教職員研修計画に関する事 9 学校・家庭・地域の連携協力の推進に関する事 10 国立青少年交流の家との連絡調整に関する事	社会教育主事 (兼)地域教育SL 木村 真介 (内線 5429)	社会教育主事 横田 輝昭

G名	分 掌 事 務	担 当 者	副 担 当 者
社 会 教 育 G	1 実証！「地域力」醸成プログラムに関する事 2 島根県公民館連絡協議会に関する事 3 公民館ふるまい向上プロジェクトに関する事 4 公民館の設置管理に係る指導・調査に関する事 5 社会教育の実践者に対する人材養成研修に関する事	社会教育主事 山本 一穂 (内線 5429)	社会教育主事 木村 真介
	1 学校支援地域本部事業に関する事 2 成人教育・高齢者教育に関する事 3 「社会教育だより」の企画発行の調整に関する事 4 社会教育に係る島根大学との連携に関する事 5 社会教育調査等に関する事 6 視聴覚教育に関する事 7 後援、共催に関する事	社会教育主事 横田 輝昭 (内線 5429)	社会教育主事 山本 一穂
	1 放課後子どもプランに関する事 2 島根県PTA連合会合同連絡協議会に関する事 3 PTA団体の研修・指導に関する事 4 子ども読書活動の推進に関する事 5 女性教育、男女共同参画及び女性団体の育成・指導に関する事 6 奉仕活動・体験活動等の推進に関する事 7 子ども夢基金に関する事 8 学習塾に関する事	社会教育主事 (兼)家庭教育SL 浜崎 順子 (内線 5428)	社会教育主事 井上 孝弘
	1 ふるさと教育推進事業に関する事 2 家庭教育の支援に関する事 3 ふるまい向上プロジェクト事業に関する事 4 青少年教育に関する事 5 青少年団体の指導及び指導者養成に関する事 6 中学生の文化祭（アートフェスティバル）に関する事 7 次代を担う子どもの文化芸術体験事業（文化庁事業）に関する事 8 芸術等鑑賞機会の提供に関する事（文化庁事業を除く）	社会教育主事 井上 孝弘 (内線 5428)	社会教育主事 浜崎 順子
青 少 年 S	1 放課後子どもプラン（国庫補助事務）に関する事 2 学校支援地域本部事業（国庫補助事務）に関する事 3 ふるさと教育推進事業の交付金に関する事 4 社会教育事業の業務補助に関する事	主事 吉岡 理恵 (内線 6876)	社会教育主事 浜崎 順子 社会教育主事 横田 輝昭
	1 青少年行政の連絡調整に関する事	社会教育主事（兼）企画幹 (併任 青少年家庭課) 永井 宏昌 (内線 6524)	

社会教育主事派遣要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市町村における社会教育行政及び生涯学習振興行政の推進を図るため、島根県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が市町村教育委員会に対して行う社会教育主事（社会教育主事補を含む。以下同じ。）の派遣に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 前条の県教育委員会が市町村教育委員会に派遣する社会教育主事（以下「派遣社会教育主事」という。）の市町村教育委員会における職名は、社会教育主事とする。

2 前項の規定にかかわらず、県教育委員会及び市町村教育委員会は、派遣社会教育主事という名称を通称として用いることができる。

(職務)

第3条 派遣社会教育主事は、緊急な課題である次の事項に重点を置きながら、派遣先市町村教育委員会において社会教育行政及び生涯学習振興行政に関する事務に従事するものとする。

- (1) 家庭、学校及び地域が連携協力した社会教育事業の推進
- (2) 島根の地域の特性を生かしたふるさと教育の推進
- (3) 広域的な市町村の枠組みの拡大に対応した地域社会における人づくり、地域づくりの推進

(派遣)

第4条 派遣社会教育主事の派遣を求める市町村教育委員会は、派遣申請書（様式第1号）を県教育委員会に提出しなければならない。

2 県教育委員会は、前項の派遣申請に基づき、必要と認めるときは、当該市町村教育委員会に派遣社会教育主事を派遣するものとする。

(派遣の要件)

第5条 県教育委員会が前条の規定により派遣社会教育主事を派遣する市町村教育委員会は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 当該市町村教育委員会に、自らの任用に係る社会教育主事が置かれていること。
- (2) 県教育委員会が市町村教育委員会に派遣する派遣社会教育主事が1の市町村教育委

員会に2人以上である場合にあっては、当該市町村教育委員会に自らの任用に係る社会教育主事が2人以上で別に定める数以上に置かれていること。

- 2 前項第1号の規定にかかわらず、派遣社会教育主事の派遣期間中に当該市町村教育委員会の自らの任用に係る社会教育主事を置くことが確実であるときは、派遣することができるものとする。

(任命)

第6条 派遣社会教育主事は、県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が選考し、県教育委員会が任命する。

(身分)

第7条 派遣社会教育主事は、県教育委員会事務局職員の身分と派遣先市町村教育委員会事務局職員の身分とを併せ有するものとする。

- 2 県教育委員会及び派遣先市町村教育委員会は、派遣社会教育主事に対し、それぞれが社会教育主事の発令を行うものとする。

(派遣の期間)

第8条 一の市町村教育委員会に派遣される派遣社会教育主事の派遣期間は、その者が当該市町村教育委員会に派遣された時から4年以内とする。ただし、県教育委員会が必要と認めた場合には、派遣先市町村教育委員会との協議により、派遣期間を延長することができる。

(服務)

第9条 派遣社会教育主事の服務については、派遣先市町村教育委員会の規程に基づき、当該市町村教育委員会が監督するものとする。

(勤務条件)

第10条 派遣社会教育主事の勤務条件について、県教育委員会の規程と派遣先市町村教育委員会の規程との間に相違がある場合には、その都度協議して定めるものとする。

(分限及び懲戒)

第11条 派遣社会教育主事の分限及び懲戒については、県教育委員会の規程に基づき、県教育委員会が行う。

(給与等)

第12条 派遣社会教育主事の給料及び手当（時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職手当及び管理職員特別勤務手当は除く。）は、県教育委員会の規程に基づき、県が支給する。

- 2 派遣社会教育主事の旅費及び社会教育活動に必要な経費は、派遣先市町村教育委員会

の規程に基づき、当該市町村が支給する。

(経費の負担)

第13条 この要綱に基づき派遣社会教育主事の派遣を受けた市町村教育委員会は、その派遣に要する経費の一部を負担し、県に納入するものとする。

2 前項の規定による負担金（以下「負担金」という。）の額は、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第2条に規定する単位費用に適用する単位費用積算基礎の前年度分都道府県分歳出の「派遣社会教育主事」の給与費の積算を基礎とし、前条第1項による給与等の1人分の単価に、次項に定める定率を乗じて得た金額とする。なお、円未満の端数は切り捨てる。

3 前項の定率は、市にあつては2分の1、町村にあつては4分の1とする。

4 負担金は、毎年度9月及び3月に県教育長が発行する納入通知書により納入するものとする。

5 派遣社会教育主事が私傷病による休暇等により、1暦月の全勤務日の全日を勤務しなかった場合の負担金については、当該負担金の額を1.2で除して得た金額に、該当月数を乗じて得た金額を控除した額とする。

(協定)

第14条 県教育委員会は、派遣社会教育主事を市町村教育委員会に派遣するに当たって、当該市町村教育委員会と協議して協定を締結するものとする。

(教育事務所長の対応)

第15条 教育事務所長は、派遣社会教育主事の円滑な派遣に資するため、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 派遣社会教育主事の活動計画について、市町村教育委員会と密接な連携を図り、相互の計画に食い違いが生じないようにすること。

(2) 派遣社会教育主事の情報交換・連絡の日を月1回以上設けること。

(派遣先市町村教育委員会教育長の対応)

第16条 派遣先市町村教育委員会の教育長（以下「市町村教育長」という。）は、派遣社会教育主事と協議の上、社会教育行政及び生涯学習振興行政を円滑に推進するため、地域における連携を図る連絡会議等を組織し、家庭、学校、地域の連携に係る推進体制の整備を図るものとする。

2 市町村教育長は、派遣社会教育主事の職務の円滑な遂行に資するため、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 市町村教育委員会の自らの任用に係る社会教育主事と派遣社会教育主事とが、互いにその専門性を生かし、相互の協力体制に基づいた活動が行われること。
- (2) 研修機会の提供等を適切に行うこと。
- (3) 第9条に定める派遣社会教育主事のサービスの監督に当たっては、執務が継続できない程度の支障が生じたときは、速やかに教育事務所に通知すること。

(市町村教育長の報告等)

第17条 市町村教育長は、事務の遂行に当たって、次に掲げる報告書等を提出するものとする。

- (1) 派遣社会教育主事と協議の上、社会教育・生涯学習振興活動年間計画書（様式第2号）を作成し、教育事務所長を経由して県教育長に提出すること。
- (2) 社会教育・生涯学習振興活動月別実績報告書（様式第3号）を、月1回、翌月15日までに、半期別報告書（様式第4号）を10月末日までに、教育事務所長を経由して、県教育長に提出すること。
- (3) 社会教育・生涯学習振興活動年間実績報告書（様式第5号）を、翌年度4月末日までに、教育事務所長を経由して、県教育長に提出すること。
- (4) その他必要に応じた関係書類

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、県教育長と市町村教育長が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年9月18日から施行し、平成21年度以降の派遣に関し適用する。
- 2 従前の地域教育コーディネーター派遣事業実施要綱は、平成20年度までの派遣に関し効力を有するものとし、平成21年度から廃止する。

ふるさと教育推進事業基本方針

島根県教育委員会

1 背景

子どもたちの自然体験や社会体験の不足、善悪の判断や規範意識の低下などの課題が指摘される中であって、学校においては問題行動やいじめの深刻化、家庭や地域においてはその教育力の低下などが懸念されている。

こうした課題を解決するため、学校と地域が一体となり、体系的なふるさと教育を推進する必要がある。学校においては、児童生徒の豊かな心や地域への愛着を培い、学習意欲の向上を図るとともに、自ら課題を見つけ、自ら学び考える児童生徒の育成が必要である。地域においては、大人たちが積極的に学校教育を支援しながら、教育力の向上・活性化、地域社会の基盤強化を図る必要がある。このように、学校と家庭・地域が一体となって児童生徒の「生きる力」を養い、心豊かでたくましい、明日の島根を担う子どもの育成を図ることとする。

2 ふるさと教育の理念

ふるさと教育とは、自然・歴史・文化等の郷土学習によってふるさとに対する認識を高めるだけでなく、地域の人々とのふれあいや地域に出かけて行う自然体験、社会体験、生産体験、職場体験等を通じて、ふるさとへの愛着と誇りを養うとともに、コミュニケーション力や地域社会の一員としての自覚を身につけた心豊かな人間性・社会性を持つ子どもを育もうとするものである。また、ふるさと教育は、地域の「ひと・もの・こと」を活用した教育活動を通じて、美しいものや気高いもの、生命の神秘などに感動する心や、他人をやさしく思いやり、卑怯を恥じる心を養うとともに、学ぶ喜びや達成感を味わいながら学習意欲を高めていくものでもある。

人格形成の最も多感な時期においてのこうした教育が、「しまね教育ビジョン 21」の子ども達に身につけて欲しい力（「知徳体の調和的発達をもとに、社会や人との関わりの中で、自分の生き方を考え、決定し、行動していく力や問題解決能力」）の確実な習得につながるとの認識に立ち、島根県内の全ての公立小中学校・全学年・全学級において、ふるさと教育を推進していくこととする。

3 ふるさと教育がめざすもの

(1) 学ぶ楽しさ

子どもたちが、学ぶ喜びや充実感を味わい、学習意欲や追求意欲を高めながら、学力を一層高めていく。

(2) 豊かな人間性や社会性

子どもたちが、学びを通して、自らを律しつつ他人と協調し、他人を思いやる心、人権を尊重する心、美しいもの、気高いものに感動する心など、豊かな人間性や社会性を培っていく。

(3) ふるさとへの愛着と誇り

子どもたちが、ふるさとを愛し、地域の一員として地域に貢献したり、地域を大切にしたりする心を培っていく。

4 具体的な取組

(1) 市町村教育委員会での取組

- ① ふるさと教育の理念等を踏まえ、学校と地域が一体となってふるさと教育を推進していくため、市町村としての目標を明確にするとともに、地域の人材育成、仕組みづくり、公民館等と学校が連携して行う事業等を具体化した「ふるさと教育推進計画」を策定する。
- ② 「学校支援地域本部事業」「放課後子ども教室推進事業」等との有機的な連携を図り、ふるさと教育が継続的に実施され、それぞれの事業が最大の効果が発揮できるよう、事業構成の見直し、体制の整備を行う。
- ③ 地域の人材バンク機能を担う公民館等との連動性を高めるため、作成した「ふるさと教育推進計画」をもとに、公民館等と連携して、地域の新たな学校支援ボランティア等の発掘・養成を行い、学校の支援体制の向上に努める。また、謝金に頼らない学校と地域との関係づくりを推進する。

(2) 学校での取組

- ① ふるさと教育が、教育活動の基本であるという視点をもって取り組む。また、全ての教育活動において取り組んでいく視点を持つ。
- ② 市町村が作成する「ふるさと教育推進計画」をもとに、学校は、地域の教育資源「ひと・もの・こと」を教育課程に位置づけ（年間35時間以上）、「ふるさと教育全体計画」及び「ふるさと教育年間指導計画」を作成し、家庭、地域と連携した教育活動を行う。

(3) 期待する効果

家庭や地域の学校教育に対する理解・協力、地域に開かれた学校づくり、特色ある学校づくりを推進することによる児童生徒、教職員の地域に対する理解と愛着・誇り、地域の学校教育に対する理解が深まる。ひいては、こうした取組が、更に児童生徒の学力向上や教職員の資質向上につながっていくことが期待できる。また、家庭や地域の大人が子どもにかかわることで、地域の教育力の向上や地域力の醸成を図ることが期待できる。

5 県の支援

- (1) 市町村教育委員会の「ふるさと教育推進計画」に基づく事業に対して、別に定める交付金交付要綱により助成する。
- (2) 県社会教育課において、市町村におけるふるさと教育推進体制構築のための支援を行う。
- (3) ふるさと教育の推進と定着を図るための教員研修を開催する。
- (4) 各市町村教育委員会や各学校の全体計画や取組等に対して、各教育事務所の指導主事等が指導・助言する。また、各教育事務所の社会教育主事や派遣社会教育主事が支援・助言する。

ふるさと教育推進事業実施要綱

1 目的

子どもたちを巡る様々な課題を解決するため、地域住民が学校教育へ参画したり自主的な学習活動や社会参加活動を促進するなど、学校と家庭と地域が一体となった体系的な教育活動を推進することが必要である。

そのため、ふるさと教育の趣旨に則り、児童生徒の豊かな心や地域への愛着を培い、学習意欲の向上を図るとともに、自ら課題を見つけ、自ら学び考える児童生徒の育成を進める。また、家庭・地域における教育力の向上・活性化、地域社会の基盤強化等を推進していく。

このことにより、児童生徒の〔生きる力〕を養い、心豊かでたくましく、明日の島根を担う子どもの育成につなげる。

2 事業期間

平成23年度から平成25年度までの3ヵ年とする。但し、単年度ごとの計画・実施とする。

3 事業内容

(1)ふるさと教育推進事業交付金を交付する。

県は、市町村が行うふるさと教育推進事業の活動に係る経費を交付し、当該交付要綱は別に定める。

(2)県は次に掲げる事業を行う。

- ①市町村教育委員会へふるさと教育推進事業基本方針を提示し、ふるさと教育推進体制構築のための支援を行う。
- ②市町村教育委員会へ県の機関・施設のもつ人材、情報、学習の機会の提供をする。
- ③ふるさと教育の推進を図るための教員研修を行うほか、市町村でふるさと教育を推進する指導者、ボランティア等の資質・能力等を更に高めるための研修会等を開催する。
- ④ふるさと教育推進のため市町村教育委員会へ指導・助言する。又事業評価を行い、事業の深化に努める。

(3)市町村は次に掲げる事業を行う。

- ①「ふるさと教育ネットワーク会議」を、既存の会議や同様のねらいを持って新たに設置する別の会議等の活用も図りながら、開催する。
- ②市町村における「ふるさと教育推進計画」(様式1)を策定する。
- ③市町村における事業を管轄内の各小中学校へ周知し、各学校が実施する「ふるさと教育全体計画」のとりまとめと指導を行う。
- ④ふるさと教育を実践する学校支援ボランティアや指導者の発掘・育成を図るための研修会等を年2回程度開催する。
- ⑤ふるさと教育を発展・補完・深化させるため、公民館等を中心にした生涯学習・社会教育事業を実施する。また、学校においては、放課後や土日等において、これらの事業の利用を図り、ふるさと教育の充実を図る。

例 親子ふるさと共同体験活動、奉仕活動・ボランティア活動・職場体験活動、通学合宿、長期自然体験活動、ふるさと探訪自然体験活動等

⑥地域講師やボランティア等の人材バンクを整備する。

地域にある教育資源〔ひと・もの・こと〕を公民館等との連携により収集・整理し地域人材バンク等を作成しながら、その効果的な活用を図る。

⑦「学校支援地域本部事業」「放課後子ども教室推進事業」との有機的な連携を図

るとともに、謝金に頼らない学校と地域との関係づくりを推進する。

⑧事業終了後に、実施報告書（様式2）を作成し県教育委員会に報告する。

⑨ホームページや広報誌をとおして、ふるさと教育について情報を発信する。

(4)学校は次に掲げる事業を行う。

①市町村の「ふるさと教育実施計画」を踏まえ、ふるさと教育を教育課程の中に位置づけた「ふるさと教育実施計画」（様式3）を策定し市町村教育委員会に提出する。

・地域にある教育資源〔ひと・もの・こと〕と関わった学習内容を、各教科や総合的な学習の時間等で検討・整理し、「ふるさと教育全体計画」を策定する。

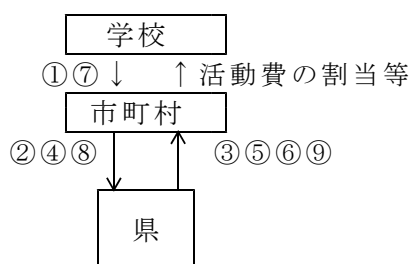
・学年毎に、各教科や総合的な学習の時間等の関連を図りながら、ふるさと教育の年間指導計画を策定する。

②「ふるさと教育全体計画」を踏まえて、地域の人材等を活用した教育活動を各学年で年間35時間以上実施する。

③事業終了後に、実施報告書（様式4）を作成し市町村教育委員会に報告する。

④ふるさと教育の計画、実施状況について、校報やホームページ等を利用し、保護者を含め地域に対して幅広く情報発信に努めること。

4 事業の構成と実施体制



- ①実施計画書の提出
- ②事業計画書の提出
- ③交付額の内示
- ④交付申請
- ⑤交付決定
- ⑥概算払い
- ⑦実施報告
- ⑧実績報告
- ⑨交付金の確定、精算払い

5 施行日

(1)この要綱は、平成23年3月11日から施行し、平成23年度の事業から適用する。

ふるさと教育推進事業交付金交付要綱

(目的)

第1条 島根県におけるふるさと教育を推進するため、市町村教育委員会で実践する諸活動が円滑に行われるよう、ふるさと教育推進事業交付金（以下「交付金」という。）を予算の定めるところにより交付することとし、その交付に関し必要な事項について定めるものとする。

(交付金の対象)

第2条 この要綱において、交付金の算定に当たって対象とする経費は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市町村教育委員会における事業費
- (2) 学校における事業費

(交付金の対象経費の算出基礎等)

第3条 交付金の対象経費の算出基礎等については、次のとおりとする。

	市町村教育委員会事業費	学校における事業費
算出基礎	100千円	各小学校・中学校×@70千円
使途内訳	①地域人材の養成研修に要する経費	①各学校における活動に要する経費 ②学校支援ボランティア謝金 ③特別非常勤講師報酬

2 市町村教育委員会と学校との間の事業費の流用はできない。

3 謝金・報酬の合計は、学校における事業費の概ね3割を上限とする。

(交付対象者)

第4条 交付金の交付対象者は市町村とする。

(事業計画の報告)

第5条 交付金の交付を受けようとする市町村長（以下「市町村長」という。）は、毎年度の事業計画を様式第1号に關係書類を添付して前年度の3月末日までに島根県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。

(交付申請)

第6条 市町村長は、前条の事業計画書の提出後、様式第2号により交付申請書を教育長が別に定める日までに提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 教育長は、前条により提出された交付申請書に基づき交付金額を決定し、様式第3号により交付金決定通知書を市町村長に送付するものとする。

(概算払)

第8条 教育長は、必要と認めるときは、市町村長の請求に基づき概算払いができるものとする。

2 市町村長は、概算払の請求をしようとするときは、様式第4号により概算払請求書を教育長に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第9条 市町村長は、事業の内容を変更(ただし、費目の20%以内の額にあたる変更は除く)するときは、あらかじめ様式第5号により変更交付申請書を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 教育長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は、条件を付することができる。

(事業報告)

第10条 市町村長は、事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内、又は、当該年度の3月10日のいずれか早い日までに、様式第6号に係る書類を添付して事業報告を教育長に提出しなければならない。

2 市町村長は、当該年度内であって第7条による交付決定の日以前に実施した事業に要する経費についても前項の事業報告書に算入することができる。

(額の確定)

第11条 教育長は、前条の報告を受けたときは、報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る事業の実施結果が交付金の決定内容(第9条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき額を確定し、市町村長に通知する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付について必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度交付分から適用する。

2 平成17年度の事業計画の報告に当たっては、第5条に定める「3月末日」は「4月末日」とする。

附 則

1 この要綱は、平成17年5月11日から施行し、平成17年度交付分から適用する。

2 第3条第2項の改正に係る平成17年9月又は10月に合併する市町村の平成17年度の事業計画の報告に当たっては、第5条に定める「3月末日」は合併前の事業計画については「5月末日」、合併後の事業計画については「10月末日」とする。

附 則

1 この要綱は、平成18年3月7日から施行し、平成18年度交付分から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成20年3月13日から施行し、平成20年度交付分から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年12月24日から施行し、平成21年度交付分から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年3月11日から施行し、平成23年度交付分から適用する。

島根県の放課後子どもプラン基本方針～子どもたちの心安らく放課後や休日のために～

島根県・島根県教育委員会

この基本方針は、島根県における「放課後子どもプラン」の基本理念を示すとともに、その実施に当たって、各小学校区毎での検討の場(運営委員会等)における検討のポイントを示すものです。

1. 放課後子どもプランのねらい

★ 子どもは地域の宝です。子どもの健やかな成長は全ての県民の願いです。大人は子どもの素直な好奇心やあふれる笑顔に接することで、日々元気をもらっています。

知・徳・体の調和がとれ、社会や人と積極的に関わっていくことができる子どもを育むためには、家庭・学校・地域社会が、相互のしっかりとした信頼関係を築きながら、それぞれの役割と責任を果たしていく必要があります。

★ しかしながら、そのような家庭・学校・地域社会の連携協力による良好な教育環境を組み立てることは、現実には容易ではありません。

家庭は、子どもに基本的な生活習慣や規範意識などを身につけさせ、心身の調和のとれた発達を促す上で第一義的な責任を負っています。しかし、少子化、核家族化、価値観の多様化、雇用の流動化など社会の大きな変化の中で、教育力の低下が懸念されています。

また学校は、いじめ、不登校、学力・体力の低下、生活習慣の乱れなど根が深く深刻な教育問題への対応に追われ、子どもや家庭と丹念に向き合う心理的・時間的な余裕を失いつつあるように見受けられます。

そして地域社会は、かつては濃密な人間関係を背景として日常生活の営みの中に教育力を宿していました。しかし、今やその力を失いつつあり、学校への支援を含め、地域全体で子どもを育む仕組みを意識的に再構築していく必要に迫られています。

★ 一方、島根県内では、地域のひと・もの・ことを活用して学ぶ「ふるさと教育」を県内全ての公立小中学校で実施しています。ここでは地域の大人が直接授業に関わり、子どもたちの学びを支えています。

また、留守家庭の児童に対し毎日の生活の場を提供する「放課後児童クラブ」に加え、地域の大人たちが異年齢の子どもたちに交流・体験の場を提供する「子どもの居場所」の開設も進んできました。

こうした取り組みを通じて学校と地域社会との距離が縮まり、また地域の大人が子どもの教育に積極的に関与していく気運が高まりつつあります。

★ 「放課後子どもプラン」は、このような背景のもと、地域の宝である子どもを地域全体で育むという基本理念に基づき、群れて遊ぶことが少なくゲームやテレビで過ごしがちな子どもに、地域の大人たちの力を結集して放課後や休日を健やかに過ごすことができる環境を保障し、地域での子どもの育ちを支えようとするものです。

この取り組みは、地域の教育力を再構築していく具体的なきっかけとなるものであり、できるだけ多くの地域住民が参画し、広く情報を共有することで、大きな推進力にしていくことが望めます。

また、学校と地域社会との連携協力や信頼関係の構築に向けて、この取り組みを十分に活かしていく必要もあります。

さらに、保護者を便利なサービスの利用者の側に留めておくのではなく、例えば地域の様々な行事や活動とつながるきっかけを提供するなど、「放課後子どもプラン」を家庭の教育力の向上に結びつけていくという理念を持つことが重要です。

★「放課後子どもプラン」は、ふるさとに愛着と誇りを持ち、幅広い交流や多様な体験を通じて自らの可能性を開花させ、社会の一員として自立して生きていくことができる子どもを育むことをめざし、家庭・学校・地域社会の連携協力による社会総がかりの取り組みとして推進するものです。

2. 放課後子どもプランのめざすもの

～島根県では、「放課後子どもプラン」を次のように推進することをめざします～

- ① 社会総がかりで子どもの育ちを支える気運の醸成と仕組みづくりのため、すべての小学校区ごとに地域内の子どもの放課後や休日の過ごし方が検討・対応される場づくりをめざします。
- ② 国庫補助事業である「放課後子ども教室推進事業(※1)」や「放課後児童健全育成事業(※2)」の推進をはじめ、放課後の子どもたちを対象とした様々な取り組みが、地域の実態に応じて、相互に連携協力しながら総合的・体系的に推進されることをめざします。
- ③ 関係機関が、より連携を強め、取り組みの推進にあたることをめざします。県の関係各課も連携体制を確立し、関連施策の推進をはかります。

※1 **放課後子ども教室推進事業**：「子どもの居場所」として公民館や学校の余裕教室を活用し、地域の大人がボランティアとして参画し、放課後や週末に子どもたちが体験や交流を行う場として開設されてきたものです。異年齢で自由に遊んだり、文化体験やスポーツを楽しんだり、ものづくりや読書をするなど内容や実施の形態は地域によって様々です。

※2 **放課後児童健全育成事業**：保護者が労働等により昼間家庭にいない児童(小学校に就学しているおおむね10歳(小学3年生)未満の児童)に対して生活の場を提供するものです。専用のスペースがあり、専任の指導員が配置されています。

3. 放課後子どもプランの進め方

- ① 子どもの放課後や休日の地域での過ごし方を検討する場をつくりましょう。
- ② 検討をもとに、地域ごとの子どもたちの生活や活動の形をプランニングしましょう。
- ③ プランに沿って地域の実態にあった活動に取り組みましょう。

○子どもの過ごし方を考えるエリアは小学校区毎に

○地域の子どもの育ちについて関係者の共通理解やネットワーク化を図る場に

★ プラン検討に先立って → 既存の取り組みを確認

放課後や休日に安全で安心できる生活の場がありますか。

子ども同士(異年齢)の多様な関わりや子どもが群れて遊ぶ機会がありますか。

子どもの関心や意欲に応じた様々な活動や体験の機会がありますか。

スポーツ活動(スポーツ少年団等)や文化活動、子ども会などで日程や参加者が重なったり競合したりしていませんか。

たくさんの方の行事の中で、かえって子どもが多忙になりゆとりが失われていませんか。

★ 実態をふまえて → 放課後等の生活や活動をプランニング

地域(小学校区)で、放課後や休日の子どもたちが心安らいで過ごせる環境をつくりましょう。そのため、従来のスポーツ活動(スポーツ少年団等)や文化活動、子ども会活動のほか、放課後児童クラブや放課後子ども教室の取り組みなどを地域の実情に応じて柔軟に実施・連携するなどして、それぞれの地域に合った校区毎の「放課後子どもプラン」を検討しましょう。

☆ 例えば・・・今の私たちの地域に何が必要か？

ニーズに対応した放課後や休日の子どもの生活や活動の場(子どもの居場所など)ができないか？

- 実施主体はどこがいいのか？
- ボランティアの確保はどうするのか、だれがボランティアの調整をするのか？
- 活動の内容や活動場所、活動経費はどうするのか？ など

地域内の子どもが関わる行事を共同で開催できないか？

- 自然体験やボランティア活動など、地域の子どものがともに参加できる行事を調整(コーディネート)するには？
- 参加に当たって子どもへの配慮や支援を要する留意点について、異なる団体がお互いに情報共有する工夫は？
- 放課後子ども教室の遊びの場に放課後児童クラブの子どもが遊びに来るには？ など

障害のある子どもや不登校の子どもたちも、ともに地域で活動できる取り組みになっているか？

- 地域の子どものが参加し、交流するためには、どんなサポートが必要か？
- 特別な支援が必要な子どもたちの様子やニーズ等を把握しているか？ など

3. 放課後子どもプランを推進するためのポイント

ポイント1 地域の子育て、無理なく無駄なく（現行の仕組みを活用しよう）

- 地域にある既存の組織や取り組みなどをうまく活用・連携して実施していけばよく、必ずしも新たな取り組みや新たな組織を立ち上げなくてもかまいません。
- 検討内容は地域の实情に応じて考えられるもので、決まった形はありません。

ポイント2 活動の共有からはじける笑顔（人の関わりという視点をふまえましょう）

- たくさんの大人(ボランティア)が地域の子どもの関わる仕組みをつくりましょう。
 - 地域ごとに、子どもに関わる大人(ボランティア)の確保をはかりましょう。
 - リーダーとなる人材には、専門的な知見も必要であり、研修等の機会も必要です。
 - 中学生や高校生などがボランティアとして参画することも検討しましょう。若者の社会参加の機会になるほか、活動による交流の幅も広がります。
- 参加する大人にとっても大きなメリットとなります。
 - 子どもに関わるボランティア活動は地域貢献の場ともなり、参加する大人の生涯学習の実践の場ともなります。
 - 子どもとの多様なふれあいの中で、子どもから元気をもらうなど、参加した大人の「生き甲斐」や「やり甲斐」につながります。
- 保護者や学校関係者も取り組みに積極的に関わらしましょう。
 - 保護者は、単に便利なサービスを享受する側に回るのではなく、できるだけ積極的に地域の取り組みに関わっていく姿勢が大切です。多様な「子育て観」に触れたり、地域における子育て・子育て支援の取り組みを知ることによって、過剰な負担感から解放されたり、自信を回復するきっかけになることも期待されます。

- 仕事などで留守家庭が増えている点も考慮し、保護者が無理なく地域との接点を持つことができるきっかけを提供することも検討しましょう。
- 学校も、地域のニーズや活動の内容に関心を持ち、家庭や地域とともに子どもを育てていくという視点が求められます。学校にとっては地域とのつながりを深め、家庭や地域にとっては学校への理解や支援・協力の気持ちを培っていく機会となることが期待されます。

ポイント3 地域全体が子どもの居場所（運営の方法やしぐみを工夫しましょう）

●放課後子どもプランコーディネータ（※3）等を配置し、効果的な活動支援を行いましょ。

- 関係機関間や事業の調整（コーディネート）をしましょう。
- コーディネータには連携事業の企画やボランティアの参加調整など中心的な役割が期待されます。

※3 放課後子どもプランコーディネータ 地域の中で取り組まれる放課後子どもプランに関わる事業間の連携や調整を行う担当者で、地域の子どもの関わる取り組みの中心的な役割が期待されます。

●地域内のニーズを把握してプランを検討しましょう。

- 子どもや保護者、地域のニーズをアンケートや懇談会などを通じ把握しましょう。

●子どもの安全確保については十分な対応をとりましょう。

- 子どもの活動中及び行き帰りを含めた安全の確保に関わる方策は十分に検討しましょう。
- 緊急時の訓練などのほか、保護者や地域への活動内容の周知等も効果的です。
- たくさんの禁止事項は逆に子どもの育ちを狭くします。危険性は取り除いた上で、子どもが自らリスクを判断できるような配慮を検討しましょう。それを見極める大人の力量も必要でしょう。

●国庫補助事業等を活用しましょう。

- 「放課後子ども教室推進事業」と「放課後児童健全育成事業」の一体的あるいは連携した取り組みにあたっては、単純な一体化・一本化ではなく、それぞれの取り組みの十分な調整のもと、地域の実情やニーズに応じた実施をしましょう。
- 実施場所については、学校の余裕教室・公民館・児童館など、地域の実情に応じて適切な場所で実施されるものです。
- それぞれの事業は実施要綱に沿って実施されますが、事業目的に照らして適切なサービス水準が維持・確保されるよう配慮しましょう。

ポイント4 遊びの中で子どもは育つ（活動の内容は子どもの成長と深く関わります）

●子どもの生活実態を踏まえ、心身の健やかな育ちと多様な体験の調和のとれた活動を工夫しましょう。

- 子どもに多様な体験の場を提供することも大切ですが、過剰な活動や過度な干渉がないように配慮しましょう。子どもの居場所にとって「何かをしてもいいし、何もなくてもいい場・時間」も大切です。
- 異年齢集団での主体的な活動は子ども同士のコミュニケーションの力をのばすよい機会となります。
- 体を使った外遊びなどは食事や睡眠の充実や安定にもつながり、生活リズムの改善を図ります。
- 放課後等の活動の中に、子どもの様々な学びの場を設ける視点も大切です。地域にある様々な学習素材等も活かしながら内容を検討しましょう。

★ 島根県の支援

島根県は、これらの活動を支援します。

- 検討の場（運営委員会等）の開催やコーディネータの配置、放課後子ども教室や放課後児童クラブの運営等に要する経費に対し、補助を行います。
- 事業に関わるコーディネータやボランティアの皆さんの情報交換や研修の機会をもちます。

島根県社会教育委員名簿

任期:平成22年6月24日～平成24年6月23日

(H22. 6. 24改選)

No.	氏名	ふりがな	地域	役職
1	赤水 照子	あかみず てるこ	奥出雲	島根県連合婦人会長
2	有馬 毅一郎	ありま きいちろう	松江	島根大学名誉教授
3	伊藤 多恵子	いとうたえこ	松江	島根県小学校長会理事(意東小校長)
4	大岩 睦子	おおいわむつこ	松江	公募委員
5	小村 孝志	おむら たかし	松江	島根県公立高等学校長協会副会長(松江工高校長)
6	小室 賢治	おむろけんじ	隠岐の島	元隠岐の島町図書館長
7	栗栖 真理	くりす まり	浜田	浜田のまちの縁側代表
8	小原 静也	こばらせいや	益田	島根県社会教育委員連絡協議会副会長
9	坂本 和子	さかもと かずこ	松江	NPO法人しまね子どもセンター理事長
10	佐々木 明美	ささきあけみ	松江	島根県国公立幼稚園長会長(津田幼稚園長)
11	神 英雄	じん ひでお	浜田	浜田市立石正美術館主任学芸員
12	宗内 正照	そうないまさてる	吉賀	吉賀町教育委員会教育長
13	田中 耕太郎	たなかこうたろう	浜田	島根県PTA連合会合同連絡協議会長
14	土江 博昭	つちえひろあき	雲南	雲南市教育委員会教育長
15	仲野 寛	なかの ひろし	松江	島根大学生涯学習教育研究センター教授
16	福間 敬明	ふくま ひろあき	松江	島根県公民館連絡協議会長
17	堀川 照代	ほりかわ てるよ	松江	島根県立大学短期大学部教授
18	松本 英史	まつもと ひでし	松江	松江市政策部広報専門監
19	山本 尚生	やまもとひさお	浜田	島根県中学校長会副会長(浜田一中校長)
20	若菜 洋子	わかな ようこ	浜田	NPO法人らんぐ・ぎーむ専務理事

(敬称略・50音順)

社会教育関係各種表彰一覧

[平成22年度]

表彰者	表 彰 名	被 表 彰 者
文部科学大臣	優良PTA文部科学大臣表彰	大田市立大田小学校PTA 松江市立鹿島東小学校PTA
	子どもの読書活動優秀実践図書館・団体(者)文部科学大臣表彰	出雲市立平田図書館 斐川町のなかよしおはなし会
	優良公民館表彰	松江市朝日公民館
	社会教育功労者表彰	該当なし
島根県知事	島根県各種功労者表彰	該当なし
県教育委員会	教育功労者表彰及び教育優良団体表彰	該当なし
	優れた教育活動表彰(学校)	安来市立布部小学校 津和野町立日原小学校 隠岐の島町立中条小学校
県教育長	優良公民館表彰	松江市美保関公民館 邑南町日貫公民館 益田市小野公民館
	公民館職員表彰	矢田真知子(安来市島田交流センター 主事) 井上 町恵(松江市秋鹿公民館 主任) 奈良井博子(東出雲町揖屋公民館 書記) 田部真由美(奥出雲町布勢公民館 主事) 陰山 裕子(出雲市上津CC マネジャー) 庄司 鈴子(斐川町伊波野公民館 主事) 岩崎 美春(大田市久手まちづくりC 職員) 福富 照美(大田市福波まちづくりC 職員) 森田 仁政(邑南町布施公民館 館長) 井上 義樹(浜田市井野公民館 館長) 岡田 繁(浜田市浜田公民館 館長) 三好 成子(益田市道川公民館 館長)
	優良少年団体表彰	八雲ジュニアサポーターズクラブ(松江市) 片江地区子ども会(松江市) 灘平仲良し会(出雲市) 上府子供神楽団(浜田市)
(社)全国公民館連合会	公民館優良職員表彰	田中 文子 (斐川町荘原公民館 主事)
	公民館永年勤続職員表彰	安達 浩子(松江市生馬公民館 主任) 宇田川布美子(松江市宍道公民館 主任) 野津久美子(松江市島根公民館 主任) 山野五十香(松江市大野公民館 主任) 若槻 郁子(松江市本庄公民館 主任) 多久和菜穂子(出雲市伊野CC チーフマネジャー) 澁谷 裕子(浜田市長浜公民館 主事)
山陰中央新報社	地域開発賞(教育賞)	増田 清子
(社)全国社会教育委員連合会長	全国社会教育委員連合会表彰	安部 宏(東出雲町社会教育委員)
県社会教育委員連絡協議会長	社会教育委員表彰	日高 姫子(松江市社会教育委員) 飯塚 藤兵衛(安来市社会教育委員) 岡田 正人(東出雲町社会教育委員) 水津 旬司(津和野町社会教育委員)

IV 資料編

2 市町村関係

(1) 平成23年度 市町村社会教育行政・生涯学習振興行政 所管部署一覧

市町村名	社会教育行政・生涯学習振興行政
松江市	松江市教育委員会 生涯学習課 TEL: 0852-55-5289 FAX: 0852-55-5543 e-mail: s-gakusyu@city.matsue.lg.jp
安来市	市民生活部 地域振興課 生涯学習交流センターセクション TEL: 0854-23-3070 FAX: 0854-23-3159 e-mail: chiikishinkou@city.yasugi.shimane.jp
東出雲町	東出雲町教育委員会 社会教育グループ TEL: 0852-52-6713 FAX: 0852-52-5754 e-mail: kyoi-syakai@town.higashiizumo.shimane.jp
出雲市	文化環境部 市民活動支援課 生涯学習係 TEL: 0853-21-6528 FAX: 0853-21-6730 e-mail: gakushu@city.izumo.shimane.jp
雲南市	雲南市教育委員会 社会教育課 TEL: 0854-40-1073 FAX: 0854-40-1029 e-mail: shakai-kyouiku@city.unnan.shimane.jp
奥出雲町	奥出雲町教育委員会 生涯学習課 TEL: 0854-52-2680 FAX: 0854-52-3048 e-mail: n-taira@town.okuizumo.shimane.jp
飯南町	飯南町教育委員会 社会教育担当 TEL: 0854-72-0301 FAX: 0854-72-1354 e-mail: nasu-tadami@re.iinan.jp
斐川町	斐川町教育委員会 生涯学習課 TEL: 0853-73-9180 FAX: 0853-73-9189 e-mail: shougai@town.hikawa.shimane.jp
浜田市	浜田市教育委員会 生涯学習課 生涯学習係 TEL: 0855-25-9720 FAX: 0855-22-5090 e-mail: manabi@city.hamada.shimane.jp
大田市	大田市教育委員会 生涯学習課 生涯学習係 TEL: 0854-82-1600(代) FAX: 0854-82-5395 e-mail: o-shougai@iwamigin.jp
江津市	江津市教育委員会 社会教育課 社会教育係 TEL: 0855-52-2501(内1542) FAX: 0855-52-4369 e-mail: shakaikyoiku@city.gotsu.lg.jp
川本町	川本町教育委員会 教育課 社会教育係 TEL: 0855-72-0594 FAX: 0855-72-1061 e-mail: noriyuki-nakashima@kawamoto-town.jp
美郷町	美郷町教育委員会 教育課 社会教育係 TEL: 0855-75-1217 FAX: 0855-75-1386 e-mail: kyouiku_sec@town.shimane-misato.lg.jp
邑南町	邑南町教育委員会 生涯学習課 社会教育係 TEL: 0855-83-1127 FAX: 0855-83-2013 e-mail: shogai@town-ohnan.jp
益田市	益田市教育委員会 市民学習課 TEL: 0856-31-0622 FAX: 0856-31-0641 e-mail: gakusyu@city.masuda.lg.jp
津和野町	津和野町教育委員会 社会教育係 TEL: 0856-72-1854 FAX: 0856-72-1650 e-mail: kyouiku@town.tsuwano.lg.jp
吉賀町	吉賀町教育委員会事務局 TEL: 0856-77-1285 FAX: 0856-77-0040 e-mail: kyoiku@town.yoshika.lg.jp
海士町	海士町教育委員会 地域共育課 地域共育係 TEL: 08514-2-1221 FAX: 08514-2-1633 e-mail: matsumae-kazutaka@town.ama.shimane.jp
西ノ島町	西ノ島町教育委員会 生涯学習課 社会教育係 TEL: 08514-6-0171 FAX: 08514-6-1028 e-mail: iwasa-yasunori@town.nishinoshima.shimane.jp
知夫村	知夫村教育委員会事務局 TEL: 08514-8-2301 FAX: 08514-8-2302 e-mail: fukuyama-naoto@chibu.jp
隠岐の島町	隠岐の島町教育委員会 生涯学習課 社会教育係 TEL: 08512-2-2126 FAX: 08512-2-0619 e-mail: kyouiku-syougaku@town.okinoshima.shimane.jp

※平成23年3月取りまとめ時点での情報です。また、事業によって担当部署が異なる場合がありますのでご注意ください。

(2) 県内公共図書館一覧

平成23年4月1日現在

	図書館名	所在地	電話番号	FAX
	島根県立図書館	〒690-0873 松江市内中原町52	0852-22-5725	0852-22-5728
		[西部読書普及センター] 〒697-0023 浜田市長沢町1550-1	0855-23-6785	0855-22-4225
市 町 村	1 安来市立図書館	〒692-0011 安来市安来町1062-1	0854-22-2574	0854-22-2598
	2 松江市立中央図書館	〒690-0017 松江市西津田6-5-44	0852-27-3220	0852-27-3270
	3 松江市立島根図書館	〒690-0401 松江市島根町加賀1414	0852-85-9088	0852-85-9089
	4 雲南市立木次図書館	〒699-1332 雲南市木次町木次1008	0854-42-1021	0854-42-2274
	5 雲南市立大東図書館	〒699-1251 雲南市大東町大東1038	0854-43-6131	0854-43-6131
	6 雲南市立加茂図書館	〒699-1106 雲南市加茂町加茂中972-5	0854-49-8739	0854-49-8696
	7 出雲市立出雲中央図書館	〒693-0011 出雲市大津町1134	0853-21-0487	0853-21-8833
	8 出雲市立平田図書館	〒691-0001 出雲市平田町2110-1	0853-63-4010	0853-63-4219
	9 出雲市立佐田図書館	〒693-0506 出雲市佐田町反辺1747-4	0853-84-9050	0853-84-9050
	10 出雲市立海辺の多伎図書館	〒699-0903 出雲市多伎町小田73-1	0853-86-7077	0853-86-2211
	11 出雲市立湖陵図書館	〒699-0812 出雲市湖陵町二部1320	0853-43-3309	0853-43-7303
	12 出雲市立大社図書館	〒699-0711 出雲市大社町柵築南1338-9	0853-53-6510	0853-53-1122
	13 大田市立大田市中央図書館	〒694-0064 大田市大田町大田イ113-2	0854-84-9200	0854-84-9202
	14 大田市立仁摩図書館	〒699-2301 大田市仁摩町仁万565-1	0854-88-4646	0854-88-4647
	15 大田市立温泉津図書館	〒699-2511 大田市温泉津町小浜イ486	0855-65-2177	0855-65-3114
	16 江津市図書館	〒695-0011 江津市江津町995	0855-52-0551	0855-52-0551
	17 江津市図書館桜江分館	〒699-4226 江津市桜江町川戸11-1	0855-92-0300	0855-92-0300
	18 浜田市立浜田図書館	〒697-0027 浜田市殿町79-8	0855-22-0480	0855-22-0592
	19 浜田市立金城図書館	〒697-0121 浜田市金城町下来原171	0855-42-1823	0855-42-2076
	20 浜田市立旭図書館	〒697-0425 浜田市旭町今市633-1	0855-45-1440	0855-45-8018
	21 益田市立図書館	〒698-0023 益田市常盤町8-6	0856-22-4222	0856-31-0290
	22 益田市立美都図書館	〒698-0203 益田市美都町都茂1692甲	0856-52-2481	0856-52-2481
	23 東出雲町立図書館	〒699-0101 八束郡東出雲町大字揖屋町1139-2	0852-52-3297	0852-52-9516
	24 飯南町立図書館	〒690-3207 飯石郡飯南町頓原2084-4	0854-72-0301	0854-72-1354
	25 斐川町立図書館	〒699-0631 鏡川郡斐川町大字直江町4156	0853-73-3990	0853-72-7600
	26 かわもと図書館	〒696-0001 邑智郡川本町大字川本332-15	0855-72-0025	0855-72-1061
	27 邑南町立図書館	〒696-0222 邑智郡邑南町下田所127-1	0855-83-1760	0855-83-1771
	28 邑南町立図書館石見分館	〒696-0103 邑智郡邑南町矢上3835-4	0855-95-1044	0855-95-1670
	29 邑南町立図書館羽須美分館	〒696-0501 邑智郡邑南町阿須那153-1	0855-88-0001	0855-88-0002
	30 津和野町立津和野図書館	〒699-5604 鹿足郡津和野町森村イ241-1	0856-72-0155	0856-72-0230
	31 津和野町立日原図書館	〒699-5221 鹿足郡津和野町日原22-1	0856-74-0302	0856-74-0127
	32 吉賀町立図書館	〒699-5513 鹿足郡吉賀町六日市648	0856-77-1850	0856-77-1850
	33 隠岐の島町図書館	〒685-0014 隠岐郡隠岐の島町西町吉田の二17-1	08512-2-2341	08512-2-9198
	34 海士町中央図書館	〒684-0403 隠岐郡海士町大字海士1490	08514-2-1221	08514-2-1633

(3) 県内公民館等一覧

平成23年4月1日現在

設置者	公民館名	★分館	〒	住 所	連 絡 先	
					電話番号	(FAX)
1	城東公民館		690-0883	松江市北田町273	0852-27-5680	(21-8710)
2	城北公民館		690-0888	松江市北堀町43	0852-26-4437	(21-4407)
3	城西公民館		690-0851	松江市堂形町614	0852-26-2659	(21-5265)
4	白潟公民館		690-0065	松江市灘町1-57	0852-22-7147	(21-7572)
5	朝日公民館		690-0001	松江市東朝日町49	0852-21-3432	(21-3717)
6	雑賀公民館		690-0056	松江市雑賀町677	0852-23-8179	(21-8120)
7	津田公民館		690-0011	松江市東津田町1189-1	0852-26-4962	(21-4661)
8	古志原公民館		690-0012	松江市古志原4-6-30	0852-26-4436	(21-4446)
9	川津公民館		690-0823	松江市西川津町3405-5	0852-21-2349	(31-8510)
10	朝酌公民館		690-0834	松江市朝酌町92-1	0852-39-0646	(39-0690)
11	法吉公民館		690-0863	松江市比津町308-4	0852-21-4966	(21-5509)
12	竹矢公民館		690-0025	松江市八幡町279-1	0852-37-0854	(37-2984)
13	乃木公民館		690-0044	松江市浜乃木5-1-5	0852-21-4931	(21-4553)
14	忌部公民館		690-0036	松江市東忌部町899	0852-33-2010	(33-2275)
15	大庭公民館		690-0033	松江市大庭町805-3	0852-24-8733	(21-8766)
16	生馬公民館		690-0865	松江市西生馬町8	0852-36-8234	(36-6121)
17	持田公民館		690-0814	松江市東持田町61	0852-21-3067	(21-8770)
18	古江公民館		690-0151	松江市古曾志町1517-3	0852-36-8054	(36-6116)
19	本庄公民館		690-1101	松江市本庄町463-3	0852-34-0504	(34-1671)
20	大野公民館		690-0265	松江市上大野町1855-1	0852-88-2051	(88-3186)
21	秋鹿公民館		690-0262	松江市岡本町70	0852-88-2001	(88-3207)
22	恵曇公民館		690-0322	松江市鹿島町恵曇1	0852-82-0475	(同左)
23	佐太公民館		690-0332	松江市鹿島町佐陀本郷650	0852-82-3031	(同左)
24	講武公民館		690-0804	松江市鹿島町北講武3-1	0852-82-0400	(82-2486)
25	御津公民館		690-0411	松江市鹿島町御津660-4	0852-82-1451	(82-1275)
26	島根公民館		690-0401	松江市島根町加賀1414	0852-85-2301	(85-2302)
27	大芦地区公民館		690-0402	松江市島根町大芦3054-1		
28	美保関公民館		690-1313	松江市美保関町下宇部尾556-1	0852-72-3624	(72-2321)
29	美保関地区公民館		690-1501	松江市美保関町美保関661		
30	福浦地区公民館		690-1504	松江市美保関町福浦1515-1		
31	森山地区公民館		690-1312	松江市美保関町森山346		
32	千酌地区公民館		690-1222	松江市美保関町千酌471-1		
33	片江地区公民館		690-1315	松江市美保関町片江431-2		
34	七類地区公民館		690-1311	松江市美保関町七類1315-2		
35	八雲公民館		690-2103	松江市八雲町西岩坂316	0852-54-2478	(54-1238)
36	玉湯公民館		699-0202	松江市玉湯町湯町1796	0852-62-9111	(55-5793)
37	宍道公民館		699-0406	松江市宍道町佐々布 204-4	0852-66-0811	(66-0303)
38	来待地区公民館		699-0405	松江市宍道町上来待212-1	0852-66-3554	(66-9150)
39	八束公民館		690-1404	松江市八束町波入2219-2	0852-76-3663	(76-3669)
40	美保関地区公民館才浦分館	★	690-1501	松江市美保関町美保関156-1		
41	美保関地区公民館軽尾分館	★	690-1501	松江市美保関町美保関77-1		
42	美保関地区公民館海崎分館	★	690-1501	松江市美保関町美保関777-3		
43	福浦地区公民館雲津分館	★	690-1502	松江市美保関町雲津124-1		
44	福浦地区公民館長浜分館	★	690-1504	松江市美保関町福浦1-3		

(3) 県内公民館等一覧

平成23年4月1日現在

設置者	公民館名	★分館	〒	住 所	連 絡 先	
					電話番号	(FAX)
45	福浦地区公民館法田分館	★	690-1503	松江市美保関町諸喰78		
46	福浦地区公民館諸喰分館	★	690-1503	松江市美保関町諸喰646-12		
47	森山地区公民館宇井分館	★	690-1312	松江市美保関町森山724		
48	森山地区公民館下宇部尾分館	★	690-1313	松江市美保関町下宇部尾348-1		
49	森山地区公民館万原分館	★	690-1313	松江市美保関町下宇部尾601		
50	千酌地区公民館笠浦分館	★	690-1223	松江市美保関町笠浦821		
51	千酌地区公民館北浦分館	★	690-1221	松江市美保関町北浦317		
52	千酌地区公民館稲積分館	★	690-1221	松江市美保関町北浦970-1		
53	片江地区公民館笹子分館	★	690-1315	松江市美保関町片江1687		
54	片江地区公民館菅浦分館	★	690-1314	松江市美保関町菅浦1033-2		
55	七類地区公民館惣津分館	★	690-1311	松江市美保関町七類65-31		
56	八雲公民館熊野分館	★	690-2104	松江市八雲町熊野799		
57	八雲公民館平原分館	★	690-2105	松江市八雲町平原752-3		
58	安来中央交流センター		692-0011	安来市安来町896-1	0854-23-1721	(23-3159)
59	十神交流センター		692-0011	安来市安来町896-1	0854-23-0755	(同左)
60	社日交流センター		692-0011	安来市安来町1281-1	0854-23-2048	(同左)
61	島田交流センター		692-0025	安来市穂日島町485	0854-23-2891	(同左)
62	宇賀荘交流センター		692-0034	安来市宇賀荘町98-1	0854-23-0721	(同左)
63	大塚交流センター		692-0042	安来市大塚町400-1	0854-27-0328	(同左)
64	吉田交流センター		692-0043	安来市上吉田町618-1	0854-27-0325	(同左)
65	能義交流センター		692-0055	安来市飯生町566-3	0854-23-0764	(同左)
66	飯梨交流センター		692-0066	安来市飯梨町445-1	0854-28-8346	(同左)
67	荒島交流センター		692-0007	安来市荒島町3353-5	0854-28-6783	(同左)
68	赤江交流センター		692-0002	安来市上坂田町574	0854-28-8982	(同左)
69	広瀬中央交流センター		692-0404	安来市広瀬町広瀬811	0854-32-4138	(同左)
70	広瀬交流センター					(同左)
71	布部交流センター		692-0623	安来市広瀬町布部345-40	0854-36-0001	(同左)
72	宇波交流センター		692-0622	安来市広瀬町宇波482-2	0854-36-0852	(同左)
73	比田交流センター		692-0731	安来市広瀬町西比田1708-4	0854-34-0001	(同左)
74	東比田交流センター		692-0733	安来市広瀬町東比田950-11	0854-34-0211	(同左)
75	山佐交流センター		692-0413	安来市広瀬町上山佐654-5	0854-35-0129	(同左)
76	下山佐交流センター		692-0412	安来市広瀬町下山佐498	0854-32-3840	(同左)
77	西谷交流センター		692-0624	安来市広瀬町西谷376-6	0854-36-0376	(同左)
78	奥田原交流センター		692-0625	安来市広瀬町奥田原602-1	0854-35-0047	(同左)
79	菅原交流センター		692-0621	安来市広瀬町菅原604	0854-32-3298	(同左)
80	伯太中央交流センター		692-0207	安来市伯太町東母里572-1	0854-37-1558	(37-9072)
81	安田交流センター		692-0205	安来市伯太町安田中158	0854-37-0835	(37-9071)
82	母里交流センター		692-0211	安来市伯太町母里28	0854-37-0225	(37-0251)
83	井尻交流センター		692-0213	安来市伯太町井尻77	0854-37-0836	(37-9023)
84	赤屋交流センター		692-0321	安来市伯太町赤屋118-2	0854-38-0145	(38-9011)
85	中央公民館		699-0101	東出雲町揖屋町1139-2	0852-52-3297	(52-9516)
86	揖屋公民館		699-0101			
87	出雲郷公民館		699-0111	東出雲町意宇南5丁目3番地1	0852-52-2364	(61-2521)
88	意東公民館		699-0102	東出雲町下意東765-35	0852-52-2055	(61-2791)

(3) 県内公民館等一覧

平成23年4月1日現在

設置者	公民館名 ★分館	〒	住所	連絡先	
				電話番号	(FAX)
89	上意東公民館	699-0103	東出雲町上意東1982	0852-52-2870	(61-2146)
90	今市コミュニティセンター	693-0001	出雲市今市町1578-2	0853-21-5318	(21-1706)
91	大津コミュニティセンター	693-0011	出雲市大津町1727-5	0853-21-0172	(21-4215)
92	塩冶コミュニティセンター	693-0021	出雲市塩冶町803-2	0853-21-0248	(21-3837)
93	古志コミュニティセンター	693-0031	出雲市古志町1122-6	0853-21-0925	(21-1066)
94	高松コミュニティセンター	693-0052	出雲市松寄下町703-1	0853-21-0671	(21-0682)
95	四絡コミュニティセンター	693-0051	出雲市小山町653-2	0853-21-0369	(21-0370)
96	高浜コミュニティセンター	693-0065	出雲市平野町1183	0853-21-0948	(21-0949)
97	川跡コミュニティセンター	693-0013	出雲市荻杼町211	0853-21-0694	(21-0724)
98	鷹巣コミュニティセンター	693-0074	出雲市東林木町890-4	0853-21-0174	(21-0176)
99	上津コミュニティセンター	693-0101	出雲市上島町1031	0853-48-0301	(48-0361)
100	稗原コミュニティセンター	693-0104	出雲市稗原町2859	0853-48-0001	(48-0048)
101	朝山コミュニティセンター	693-0214	出雲市所原町185	0853-48-0201	(48-0244)
102	乙立コミュニティセンター	693-0216	出雲市乙立町3163	0853-45-0216	(45-0218)
103	神門コミュニティセンター	693-0033	出雲市知井宮町801-1	0853-21-1038	(21-1056)
104	神西コミュニティセンター	699-0822	出雲市神西沖町447	0853-43-1001	(43-9035)
105	長浜コミュニティセンター	693-0043	出雲市長浜町514-11	0853-28-0215	(28-0677)
106	平田コミュニティセンター	691-0001	出雲市平田町911	0853-63-1385	(63-1368)
107	出雲市 灘分コミュニティセンター	691-0003	出雲市灘分町1933	0853-63-1371	(63-1364)
108	国富コミュニティセンター	691-0011	出雲市国富町867	0853-63-1372	(63-1370)
109	西田コミュニティセンター	691-0033	出雲市万田町692	0853-63-1373	(63-1346)
110	鱒淵コミュニティセンター	691-0025	出雲市河下町720-1	0853-66-0001	(66-0059)
111	久多美コミュニティセンター	691-0065	出雲市東郷町175	0853-63-1374	(63-1423)
112	檜山コミュニティセンター	691-0061	出雲市多久町10	0853-63-1375	(63-1425)
113	東コミュニティセンター	691-0075	出雲市鹿園寺町49-3	0853-67-0020	(67-0063)
114	北浜コミュニティセンター	691-0042	出雲市十六島町1851-1	0853-66-0002	(66-0016)
115	佐香コミュニティセンター	691-0051	出雲市坂浦町3601	0853-68-0031	(68-0063)
116	伊野コミュニティセンター	691-0072	出雲市野郷町492-5	0853-69-1526	(69-1530)
117	須佐コミュニティセンター	693-0506	出雲市佐田町反辺1747-6	0853-84-0113	(84-1466)
118	窪田コミュニティセンター	693-0511	出雲市佐田町八幡原492-6	0853-85-2585	(85-2598)
119	多伎コミュニティセンター	699-0903	出雲市多伎町小田73	0853-86-2853	(86-2854)
120	湖陵コミュニティセンター	699-0812	出雲市湖陵町二部1320	0853-43-2480	(43-3737)
121	大社コミュニティセンター	699-0711	出雲市大社町杵築南1051-1	0853-53-4494	(同左)
122	荒木コミュニティセンター	699-0722	出雲市大社町北荒木389-2	0853-53-5440	(同左)
123	遥堪コミュニティセンター	699-0731	出雲市大社町遥堪359-2	0853-53-5529	(同左)
124	日御碕コミュニティセンター	699-0764	出雲市大社町宇龍338-3	0853-54-5443	(同左)
125	鶉鷲コミュニティセンター	699-0761	出雲市大社町鶉浦1044-1	0853-53-5635	(同左)
126	大東交流センター	699-1251	雲南市大東町大東1031	0854-43-2130	(同左)
127	春殖交流センター	699-1242	雲南市大東町大東下分230-1	0854-43-2709	(同左)
128	幡屋交流センター	699-1232	雲南市大東町仁和寺833-10	0854-43-2800	(同左)
129	佐世交流センター	699-1214	雲南市大東町上佐世1385-3	0854-43-2110	(同左)
130	阿用交流センター	699-1224	雲南市大東町東阿用33-1	0854-43-2811	(同左)
131	久野交流センター	699-1211	雲南市大東町上久野136-1	0854-47-0040	(同左)
132	海潮交流センター	699-1206	雲南市大東町南村234-1	0854-43-2705	(同左)

(3) 県内公民館等一覧

平成23年4月1日現在

設置者	公民館名	★分館	〒	住 所	連 絡 先	
					電話番号	(FAX)
133	塩田交流センター		699-1262	雲南市大東町塩田84	0854-47-0033	(同左)
134	加茂交流センター		699-1106	雲南市加茂町加茂中1040-1	0854-49-8380	(49-6042)
135	八日市交流センター		699-1332	雲南市木次町木次299-1	0854-42-2469	(同左)
136	三新塔交流センター		699-1332	雲南市木次町木次446-2	0854-42-2574	(同左)
137	新市交流センター		699-1334	雲南市木次町新市3	0854-42-5110	(42-9082)
138	下熊谷交流センター		699-1333	雲南市木次町下熊谷1096-1	0854-42-5351	(同左)
139	斐伊交流センター		699-1311	雲南市木次町里方912	0854-42-1636	(同左)
140	日登交流センター		699-1322	雲南市木次町寺領526-3	0854-42-0238	(同左)
141	西日登交流センター		699-1324	雲南市木次町西日登990-1	0854-42-1037	(同左)
142	温泉交流センター		699-1342	雲南市木次町平田799-3	0854-48-0077	(同左)
143	三刀屋交流センター		690-2404	雲南市三刀屋町三刀屋144-1	0854-45-5531	(同左)
144	一宮交流センター		690-2402	雲南市三刀屋町給下764	0854-45-2544	(同左)
145	鍋山交流センター		690-2634	雲南市三刀屋町乙加宮1208-1	0854-45-4241	(同左)
146	飯石交流センター		690-2512	雲南市三刀屋町多久和516-2	0854-45-4224	(同左)
147	中野交流センター		690-2523	雲南市三刀屋町中野280-1	0854-45-2795	(同左)
148	吉田交流センター		690-2801	雲南市吉田町吉田1061-1	0854-74-0219	(75-0232)
149	田井交流センター		690-2313	雲南市吉田町深野61-4	0854-75-0312	(75-0240)
150	掛合交流センター		690-2701	雲南市掛合町掛合2156-1	0854-62-0189	(同左)
151	多根交流センター		690-2706	雲南市掛合町多根418-1	0854-62-1610	(同左)
152	松笠交流センター		690-2705	雲南市掛合町松笠748-1	0854-62-0411	(同左)
153	波多交流センター		690-2703	雲南市掛合町波多459-1	0854-64-0210	(同左)
154	入間交流センター		690-2702	雲南市掛合町入間499-1	0854-62-0403	(同左)
155	布勢公民館		699-1432	奥出雲町馬馳26	0854-54-1504	(同左)
156	三成中央公民館		699-1511	奥出雲町三成445	0854-54-1311	(54-2023)
157	亀嵩公民館		699-1701	奥出雲町亀嵩2215-1	0854-57-0616	(同左)
158	阿井公民館		699-1621	奥出雲町上阿井188-1	0854-56-0001	(同左)
159	三沢公民館		699-1513	奥出雲町三沢383	0854-54-0331	(同左)
160	鳥上公民館		699-1802	奥出雲町大呂1182-2	0854-52-1019	(同左)
161	横田公民館		699-1832	奥出雲町横田1037	0854-52-0949	(同左)
162	八川公民館		699-1822	奥出雲町下横田456-1	0854-52-0241	(同左)
163	馬木公民館		699-1941	奥出雲町大馬木1968-2	0854-53-0201	(同左)
164	頓原公民館		690-3207	飯南町頓原2084-5	0854-72-0980	(72-1778)
165	志々公民館		690-3312	飯南町八神117-1	0854-73-0350	(73-0026)
166	赤名公民館		690-3513	飯南町下赤名862	0854-76-3100	(76-3129)
167	来島公民館		690-3401	飯南町野萱311-6	0854-76-2393	(76-2845)
168	谷公民館		690-3514	飯南町井戸谷478-1	0854-76-3629	(同左)
169	中央公民館		699-0502	斐川町莊原町2166-1	0853-73-9180	(73-9189)
170	莊原公民館		699-0502	斐川町莊原町712-3	0853-72-4600	(同左)
171	出西公民館		699-0614	斐川町求院996-1	0853-72-9204	(同左)
172	阿宮公民館		699-0611	斐川町阿宮1128	0853-72-9142	(同左)
173	伊波野公民館		699-0621	斐川町富村748	0853-72-1311	(同左)
174	直江公民館		699-0631	斐川町直江町4865-1	0853-72-5282	(同左)
175	久木公民館		699-0642	斐川町福富2-13	0853-72-7474	(同左)
176	出東公民館		699-0554	斐川町三分市1801	0853-62-5033	(同左)

(3) 県内公民館等一覧

平成23年4月1日現在

設置者	公民館名	★分館	〒	住 所	連 絡 先	
					電話番号	(FAX)
177	中央公民館		697-8501	浜田市殿町6-1	0855-25-9720	(22-5090)
178	浜田公民館		697-0027	浜田市殿町6-1	0855-22-9358	(同左)
179	石見公民館		697-0024	浜田市黒川町132-2	0855-22-1380	(同左)
180	長浜公民館		697-0062	浜田市熱田町1441-18	0855-27-4614	(同左)
181	周布公民館		697-1321	浜田市周布町イ374	0855-27-0058	(同左)
182	美川公民館		697-1331	浜田市内村町592-1	0855-27-3657	(同左)
183	大麻公民館		697-1337	浜田市西村町1038-8	0855-27-0897	(同左)
184	国府公民館		697-0003	浜田市国分町1981-136	0855-28-1270	(同左)
185	雲城公民館		697-0121	浜田市金城町下来原171	0855-42-2076	(同左)
186	今福公民館		697-0302	浜田市金城町今福105-2	0855-42-2083	(同左)
187	波佐公民館		697-0211	浜田市金城町波佐1441-1	0855-44-0146	(同左)
188	小国公民館		697-0213	浜田市金城町小国160-1	0855-44-0254	(同左)
189	久佐公民館		697-0303	浜田市金城町久佐1575-7	0855-42-2666	(同左)
190	美又公民館		697-0301	浜田市金城町追原176	0855-42-1704	(同左)
191	今市公民館		697-0425	浜田市旭町今市641-1	0855-45-1757	(45-1203)
192	木田公民館		697-0427	浜田市旭町木田219-13	0855-45-1105	
193	和田公民館		697-0424	浜田市旭町和田914-1	0855-45-1918	
194	都川公民館		697-0511	浜田市旭町都川889	0855-47-0001	(同左)
195	市木公民館		697-0514	浜田市旭町市木2919-2	0855-47-0077	(同左)
196	杵束公民館		697-1122	浜田市弥栄町木都賀1528-1	0855-48-2258	(同左)
197	安城公民館		697-1121	浜田市弥栄町長安本郷544-1	0855-48-2917	(48-2131)
198	三隅公民館		699-3212	浜田市三隅町向野田581	0855-32-0500	(32-2644)
199	三保公民館		699-3224	浜田市三隅町湊浦120	0855-32-0314	(32-0678)
200	岡見公民館		699-3226	浜田市三隅町岡見516	0855-32-2298	(32-2450)
201	井野公民館		699-3301	浜田市三隅町井野1816-2	0855-34-0007	(34-0038)
202	黒沢公民館		699-3215	浜田市三隅町下古和1518	0855-35-1509	(35-1503)
203	白砂公民館		699-3222	浜田市三隅町折居883	0855-32-1288	(32-2517)
204	石見公民館宇津井分館	★	697-0312	浜田市宇津井町529	0855-42-1309	
205	石見公民館細谷分館	★	697-0013	浜田市三階町376	0855-22-7531	(同左)
206	石見公民館長見分館	★	697-0014	浜田市長見町956-2	0855-22-5323	
207	美川公民館東分館	★	697-1333	浜田市鍋石町530-3	0855-27-3828	
208	美川公民館西分館	★	697-1332	浜田市田橋町494-2	0855-27-3503	
209	国府公民館宇野分館	★	695-0102	浜田市宇野町281-3	0855-28-2646	
210	国府公民館有福分館	★	695-0101	浜田市下有福町26-1	0855-28-2841	(同左)
211	中央公民館		694-0064	大田市大田町大田1140-2	0854-82-6630	なし
212	東部公民館		694-0051	大田市久手町波根西1748	0854-82-5122	
213	西部公民館		694-0031	大田市静間町430-1	0854-82-0221	
214	三瓶公民館		694-0223	大田市三瓶町池田1887-1	0854-83-2550	
215	高山公民館		694-0431	大田市水上町三久須11-2	0854-89-0211	
216	温泉津公民館		699-2511	大田市温泉津町小浜1486	0855-65-3696	
217	仁摩公民館		699-2301	大田市仁摩町仁万562-3	0854-88-3081	
218	大田まちづくりセンター		694-0064	大田市大田町大田1140-2	0854-82-6240	(82-9952)
219	川合まちづくりセンター		694-0011	大田市川合町川合1247-1	0854-82-5124	(82-6009)
220	久利まちづくりセンター		694-0024	大田市久利町久利790-1	0854-82-5572	(82-4901)

(3) 県内公民館等一覧

平成23年4月1日現在

設置者	公民館名 ★分館	〒	住 所	連 絡 先	
				電話番号	(FAX)
221	大屋まちづくりセンター	694-0033	大田市大屋町大国2903-1	0854-82-5580	(84-5172)
222	朝山まちづくりセンター	699-2213	大田市朝山町朝倉420-1	0854-85-8463	(85-7407)
223	富山まちづくりセンター	699-2216	大田市富山町山中1740	0854-88-0001	(88-0161)
224	波根まちづくりセンター	699-2211	大田市波根町1751-2	0854-85-8625	(85-7401)
225	久手まちづくりセンター	694-0051	大田市久手町波根西1748	0854-82-8307	(82-9002)
226	鳥井まちづくりセンター	694-0054	大田市鳥井町鳥井412-4	0854-84-8337	(84-7772)
227	長久まちづくりセンター	694-0041	大田市長久町長久4612-1	0854-82-5571	(82-4697)
228	静間まちづくりセンター	694-0031	大田市静間町430-1	0854-84-8122	(84-7771)
229	五十猛まちづくりセンター	694-0035	大田市五十猛町1481-2	0854-87-0026	(87-0886)
230	池田まちづくりセンター	694-0223	大田市三瓶町池田1887-1	0854-83-2168	(83-2165)
231	志学まちづくりセンター	694-0222	大田市三瓶町志学869-1	0854-83-2167	(83-2173)
232	北三瓶まちづくりセンター	694-0002	大田市山口町山口1181-1	0854-86-0478	(86-0524)
233	大森まちづくりセンター	694-0305	大田市大森町490	0854-89-0010	(89-0164)
234	水上まちづくりセンター	694-0304	大田市水上町三久須21	0854-89-0023	(89-0161)
235	祖式まちづくりセンター	694-0431	大田市祖式町祖式546-1	0854-85-2362	(85-2313)
236	大代まちづくりセンター	694-0433	大田市大代町大家1579	0854-85-2204	(85-2331)
237	温泉津まちづくりセンター	699-2511	大田市温泉津町小浜486	0855-65-1522	0855-65-1533
238	湯里まちづくりセンター	699-2502	大田市温泉津町湯里1720-4	0855-65-3038	0855-65-3038
239	福波まちづくりセンター	699-2514	大田市温泉津町福光467-1	0855-65-2941	0855-65-2941
240	井田まちづくりセンター	699-2507	大田市温泉津町井田255	0855-66-0711	0855-66-0711
241	仁万まちづくりセンター	699-2301	大田市仁摩町仁万562-3	0854-88-9520	0854-88-9525
242	宅野まちづくりセンター	699-2302	大田市仁摩町宅野79	0854-88-9511	0854-88-9533
243	大国まちづくりセンター	699-2303	大田市仁摩町大国1269	0854-88-9455	0854-88-9466
244	馬路まちづくりセンター	699-2304	大田市仁摩町馬路1737-6	0854-88-9070	0854-88-9077
245	北三瓶まちづくりセンター多根分館★	694-0003	大田市三瓶町多根4252-1	0854-86-0477	(86-0523)
246	波積公民館	699-2833	江津市波積町本郷273-10	0855-55-0001	(同左)
247	黒松公民館	699-2831	江津市黒松町586	0855-55-1601	(同左)
248	都治公民館	699-2841	江津市後地町829-1	0855-55-0002	(同左)
249	浅利公民館	695-0002	江津市浅利町2102	0855-55-1004	(同左)
250	松川公民館	695-0004	江津市松川町市村123	0855-57-0002	(同左)
251	川平公民館	695-0013	江津市川平町南川上515-1	0855-57-0040	(同左)
252	渡津交流館	695-0001	江津市渡津町658-1	0855-52-2569	(同左)
253	郷田公民館	695-0011	江津市江津町995	0855-52-5566	(同左)
254	金田公民館	695-0012	江津市金田町214	0855-52-0704	(同左)
255	嘉久志公民館	695-0016	江津市嘉久志町41503	0855-52-0436	(同左)
256	和木公民館	695-0017	江津市和木町570-1	0855-53-3315	(同左)
257	都野津公民館	695-0021	江津市都野津町2358-1	0855-53-0453	(同左)
258	二宮公民館	695-0024	江津市二宮町神主4171	0855-53-1665	(同左)
259	跡市公民館	695-0152	江津市跡市町625-1	0855-56-2107	(同左)
260	敬川公民館	699-3162	江津市敬川町1769	0855-53-1958	(同左)
261	波子公民館	699-3161	江津市波子町イ1272-4	0855-53-1902	(同左)
262	有福温泉公民館	695-0156	江津市有福温泉町8-3	0855-56-2218	(同左)
263	長谷公民館	699-4431	江津市桜江町長谷1587-2	0855-92-1218	(同左)
264	市山公民館	699-4221	江津市桜江町市山481	0855-92-1508	(同左)

(3) 県内公民館等一覧

平成23年4月1日現在

設置者	公民館名	★分館	〒	住 所	連 絡 先	
					電話番号	(FAX)
265	川戸公民館		699-4226	江津市桜江町川戸15-4	0855-92-0026	(同左)
266	谷住郷公民館		699-4111	江津市桜江町谷住郷1871	0855-92-1457	(同左)
267	川越公民館		699-4502	江津市桜江町川越631	0855-93-0825	(同左)
268	中央公民館		696-0001	川本町川本332-15	0855-72-0594	(72-1061)
269	川本北公民館		696-1225	川本町南佐木201	0855-74-8410	(74-8410)
270	川本西公民館		696-0003	川本町因原933-2	0855-72-0680	(72-0680)
271	沢谷公民館		699-4712	美郷町九日市118	0855-75-1920	(76-0022)
272	君谷公民館		696-1141	美郷町京覧原277	0855-75-1930	(77-0201)
273	別府公民館		696-1131	美郷町別府502		
274	都賀公民館		696-0704	美郷町都賀本郷43-1	0855-82-3123	(82-3125)
275	比之宮公民館		696-0711	美郷町宮内562-5	0855-82-3474	(82-3800)
276	都賀行公民館		696-0705	美郷町都賀行120-1	0855-82-2127	(82-2872)
277	潮分館	★	696-0701	美郷町潮村136	0855-82-2194	(〃)
278	阿須那公民館		696-0501	邑南町阿須那153-1	0855-88-0001	(88-0002)
279	口羽公民館		696-0603	邑南町下口羽484-1	0855-87-0910	(同左)
280	田所公民館		696-0222	邑南町下田所282-1	0855-83-0518	(同左)
281	出羽公民館		696-0313	邑南町山田47-1	0855-83-0912	(同左)
282	高原公民館		696-0406	邑南町高見3014-3	0855-84-0521	(84-0523)
283	布施公民館		696-0401	邑南町布施496	0855-84-0651	(同左)
284	市木公民館		697-0631	邑南町市木2046-3	0855-85-0126	(同左)
285	矢上公民館		696-0103	邑南町矢上3835-4	0855-95-1044	(95-1670)
286	中野公民館		696-0102	邑南町中野991-1	0855-95-0310	(同左)
287	井原公民館		696-0101	邑南町井原2140-1	0855-95-0301	(同左)
288	日貫公民館		699-4311	邑南町日貫1168	0855-97-0902	(同左)
289	日和公民館		696-0104	邑南町日和2525-10	0855-97-0908	(同左)
290	阿須那公民館雪田分館	★	696-0506	邑南町雪田1215-1	0855-88-0335	
291	阿須那公民館戸河内分館	★	696-0505	邑南町戸河内893-4	0855-88-0917	
292	阿須那公民館阿須那分館	★	696-0501	邑南町阿須那6-6	0855-88-0320	
293	口羽公民館上口羽分館	★	696-0602	邑南町上口羽941-1		
294	口羽公民館長田分館	★	696-0601	邑南町上田335-1	0855-87-0917	
295	口羽公民館口羽分館	★	696-0603	邑南町下口羽1248		
296	出羽公民館出羽分館	★	696-0312	邑南町出羽4-2		
297	高原公民館高原分館	★	696-0404	邑南町原村1180-3		
298	市木公民館市木分館	★	697-0631	邑南町市木1986-2		
299	益田公民館		698-0005	益田市本町6-8	0856-23-5752	(同左)
300	吉田公民館		698-0033	益田市元町11-26	0856-31-0627	(31-0642)
301	高津公民館		698-0041	益田市高津2-5-2	0856-23-1791	(同左)
302	安田公民館		699-3676	益田市遠田町384-6	0856-27-0001	(同左)
303	鎌手公民館		699-3506	益田市西平原町571-7	0856-27-0501	(同左)
304	種公民館		699-3503	益田市下種町1179-1	0856-27-1008	(同左)
305	北仙道公民館		699-3674	益田市大草町665-1	0856-22-0218	(同左)

(3) 県内公民館等一覧

平成23年4月1日現在

設置者	公民館名	★分館	〒	住 所	連 絡 先	
					電話番号	(FAX)
306	豊川公民館		698-0012	益田市大谷町334-1	0856-22-0205	(同左)
307	真砂公民館		698-0411	益田市波田町4538-1	0856-26-0002	(同左)
308	豊田公民館		699-5132	益田市横田町454-3	0856-25-2222	(同左)
309	西益田公民館		699-5133	益田市神田町4635-1	0856-25-1564	
310	二条公民館		698-2254	益田市桂平町76-1	0856-29-0001	(同左)
311	美濃公民館		699-3766	益田市美濃地町4140-1	0856-29-0031	(同左)
312	小野公民館		699-3763	益田市戸田町41332-10	0856-28-0001	(同左)
313	中西公民館		698-2141	益田市白上町4744-2	0856-28-0501	(同左)
314	東仙道公民館		698-0212	益田市美都町仙道253-3	0856-52-2540	(52-2193)
315	都茂公民館		698-0203	益田市美都町都茂1692甲	0856-52-2295	(52-2296)
316	二川公民館		698-0202	益田市美都町宇津川4377-3	0856-52-2241	(52-2156)
317	匹見上公民館		698-1211	益田市匹見町匹見4674	0856-56-1144	(56-0932)
318	匹見下公民館		698-1221	益田市匹見町澄川4296-2	0856-56-0910	(56-0912)
319	道川公民館		698-1201	益田市匹見町道川4133-1	0856-58-0001	(58-0002)
320	津和野中央公民館		699-5605	津和野町後田466-乙	0856-72-2070	(72-2069)
321	津和野公民館					
322	小川公民館		699-5606	津和野町寺田64	0856-72-0445	(同左)
323	畑迫公民館		699-5616	津和野町部栄346-1	0856-72-2119	(同左)
324	木部公民館		699-5634	津和野町中川416	0856-73-0001	(同左)
325	日原中央公民館		699-5221	津和野町日原22-1	0856-74-0302	(74-0127)
326	日原公民館				0856-74-0360	
327	日原公民館滝元分館	★	699-5206	津和野町滝元24		
328	日原公民館枕瀬分館	★	699-5207	津和野町枕瀬464-2	0856-74-0680	
329	日原公民館池河分館	★	699-5216	津和野町池村2863-2		
330	日原公民館商人溪村分館	★	699-5201	津和野町商人1101		
331	左鏡公民館		699-5202	津和野町左鏡905	0856-76-0345	
332	須川公民館		699-5203	津和野町相撲ヶ原40-2		
333	青原公民館		699-5211	津和野町青原267-3		
334	中央公民館		699-5513	吉賀町六日市648	0856-77-1285	(77-0040)
335	六日市公民館				0856-77-0078	
336	柿木公民館		699-5301	吉賀町柿木村柿木79-1	0856-79-2553	(79-2448)
337	蔵木公民館		699-5504	吉賀町蔵木94	0856-77-1124	(同左)
338	朝倉公民館		699-5523	吉賀町朝倉709-1	0856-78-0993	(同左)
339	七日市公民館		699-5522	吉賀町七日市942-6	0856-78-1134	(同左)
340	隠岐の島町中央公民館		685-0014	隠岐の島町西町吉田ノ二、2	08512-2-0237	(2-0815)
341	布施公民館		685-0412	隠岐の島町布施578-1	08512-7-4314	(7-4251)
342	五箇公民館		685-0311	隠岐の島町郡74	08512-5-9011	(5-9012)
343	都万公民館		685-0104	隠岐の島町都万1773-1	08512-6-2273	(6-2282)

(3) 県内公民館等一覧

平成23年4月1日現在

設置者	公民館名	★分館	〒	住 所	連 絡 先	
					電話番号	(FAX)
344 海士町	中央公民館		684-0403	海士町海士1490	08514-2-1221	(2-1633)
345 西ノ島町	中央公民館		684-0211	西ノ島町浦郷544-38	08514-6-0171	(6-1028)
346 西ノ島町	黒木公民館		684-0302	西ノ島町別府46	08514-7-8021	(7-8022)
347 知夫村	知夫村公民館		684-0102	知夫村1065	08514-8-2301	(8-2302)

(注) ※ 公民館等とは、社会教育法上の公民館だけでなく、実態として公民館の機能を担うコミュニティセンター、交流センター等も含むものである。

島根県公民館等数一覧								
	設置公民館数							
	合計	中央	一般	CC	交流C	まちC	地区	分館
松江市	57		31				8	18
安来市	27	3			24			
東出雲町	5	1	4					
出雲市	36			36				
雲南市	29				29			
飯南町	5		5					
奥出雲町	9		9					
斐川町	8	1	7					
浜田市	34	1	26					7
大田市	35	7				27		1
江津市	22		22					
美郷町	7		6					1
川本町	3	1	2					
邑南町	21		12					9
益田市	21		21					
津和野町	14	2	8					4
吉賀町	6	1	5					
隠岐の島町	4		4					
海士町	1	1						
西ノ島町	2	1	1					
知夫村	1		1					
	347	19	164	36	53	27	8	40
				307				